くらしのガイドくれ インデックス

くらしのガイドくれ

現在呉市では、「『絆』と『活力』を創造する都市・くれ」の実現に向け、「人づくり」、「地域づくり」、「都市づくり」を重点戦略として、真に必要な施策を集中的に取り組むとともに、市域の一体感を醸成し、地域の魅力を次世代に引き継ぐための「くれ絆プロジェクト」を進めています。

今回発行した「くらしのガイドくれ」は、NTTタウンページと協働して、市役所の各種手続きや制度、施設案内など市民の暮らしに関わりのある情報のほか、観光情報などを取りまとめた冊子として作成いたしました。ぜひ皆様の生活の情報源としてご活用ください。

INDEX

市章・呉市民憲章・呉市歌 …… 32
呉市のあゆみ …… 33
くらしの便利ダイヤル …… 34

呉の魅力がいっぱい 35

体験観光・くれの特産品
呉市文化振興財団 事業のご案内 …… 35
宝町ベイエリア …… 36
呉市中心部 …… 38
下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊エリア …… 40
川尻・安浦エリア …… 43
音戸・倉橋エリア …… 44
くれ旅お役立ち
インフォメーション …… 45

暮らしの手続き 46

住民票・戸籍など …… 46
市民税 …… 50
資産税 …… 51
市税の納付方法 …… 51

保険・年金・福祉・健康 52

国民健康保険 …… 52
後期高齢者医療制度 …… 54
国民年金 …… 55
介護保険 …… 56
高齢者福祉 …… 59
障害者福祉 …… 61
生活支援 …… 62
保健 …… 63
衛生 …… 65

住みよい暮らし・まちづくり 66

救急医療体制 …… 66
防災・安全 …… 68
住まい・駐車場 …… 76
水道 …… 79
下水道 …… 81
環境 …… 82
商業・工業 …… 85
農林業 …… 86

子育て・教育 87

子育て支援 …… 87
子育て施設 …… 90
学校 …… 92

議会・国際交流・市民活動など 96

市議会 …… 96
国際交流 …… 96
市民協働 …… 96
広報・広聴 …… 97
各種相談窓口のご案内 …… 98

市内の公共施設 99

国・県等の施設 …… 99
天応・吉浦・昭和エリア …… 100
中央・宮原・警固屋エリア …… 100
阿賀・広・仁方・郷原エリア …… 102
音戸・倉橋エリア …… 103
川尻・安浦エリア …… 104
下蒲刈・蒲刈エリア …… 105
豊浜・豊エリア …… 106

公共交通機関

クレアライン（広島呉線）バス時刻表 …… 107
エアポートバス「呉広島空港線」 …… 108
定期船時刻表 …… 109

この「くらしのガイドくれ」は、平成26年9月30日現在でまとめています。市政情報については、各担当課または秘書広報課（☎25-3236）へお問い合わせください。

H26広表第502号

市章・呉市民憲章・呉市歌

市　章

呉市の周辺は九つの嶺で囲まれているため、
これを呉（九嶺）としてあやかり、
カタカナの「レ」で
九つの星形にかたどったものです。

呉市民の花「つばき」

「つばき」は気品と情緒に満ち、特に市民広場の
「おとめつばき」は有名です。
呉市の山野に多く自生し、
市民にも深く親しまれています。

呉市民憲章

わたくしたちは、美しい自然と誇り高い伝統を
うけつぎ、郷土の発展と明るくより豊かな生活を
きずくため、この憲章を定めます。

1　自然を愛し、清潔なまちにしましょう。
1　希望にみち、安らぎのあるまちにしましょう。
1　元気で、活気あふれるまちにしましょう。
1　豊かで、文化の高いまちにしましょう。
1　安全で、平和なまちにしましょう。

呉市民の木「かし」

「かし」は生長力に富み、しかも力強く昔から
船材、農器具などに使用され、市民の日常生活に
なじみ深いものとなっています。

呉市の面積
353.86㎢
（平成25年10月1日）

呉市の人口
236,856人
（平成26年3月末）

呉市の世帯数
111,480世帯
（平成26年3月末）

呉市歌

野口雨情氏
藤沢衛彦氏　共選
松本　清氏　作歌
藤井清水氏　作曲

1
大和島根の瀬戸の海に
久遠の光仰ぐ国
あゝ新潮の高鳴りに
天翔り行く鳳や
呉市　呉市　大呉市

2
二河の流いや浄く
灰ケ峰のいや高き
めぐしき自治のわが呉市
愛と正義の光あり
呉市　呉市　大呉市

3
聴け芸陽の天高く
愛国の鐘鳴りひびく
こゝぞわれらの理想の地
共に讃へむ大呉市
呉市　呉市　大呉市

呉市のあゆみ

明治35（1902）年	●宮原村・荘山田村・和庄町・二川町が合併し、呉市誕生
明治36（1903）年	●呉海軍造船廠と造兵廠が合併し、呉海軍工廠設立 ●呉線（呉～広島間）開通
明治38（1905）年	●芸予地震
明治42（1909）年	●県内初の市街電車開通（昭和42年廃止）
明治44（1911）年	●二河川以東の市内中心部にガス供給開始
大正 7（1918）年	●呉軍港水道から分与を受け、水道給水開始
大正10（1921）年	●呉海軍工廠広支廠開庁（大正12年広海軍工廠に）
大正11（1922）年	●呉港、指定港に認定
昭和 3（1928）年	●阿賀・警固屋・吉浦の3町と合併
昭和10（1935）年	●呉線（呉～広・広～三津内海間）完成
昭和13（1938）年	●呉～広島間道路（現国道31号線）通行開始
昭和16（1941）年	●広村・仁方町と合併 ●呉海軍工廠で戦艦「大和」竣工
昭和20（1945）年	●呉空襲 ●枕崎台風 ●アメリカ占領軍上陸
昭和21（1946）年	●英連邦占領軍がアメリカ占領軍と交代
昭和23（1948）年	●呉港が貿易港として開港
昭和25（1950）年	●旧軍港市転換法公布
昭和27（1952）年	●呉市が港湾管理者となる ●呉市教育委員会発足
昭和29（1954）年	●海上自衛隊呉地方隊・呉地方総監部発足
昭和31（1956）年	●天応町・昭和村・郷原村と合併 ●国連軍（英連邦軍）撤退式
昭和36（1961）年	●音戸大橋開通（昭和49年無料化）
昭和37（1962）年	●現市庁舎・市民会館落成
昭和42（1967）年	●集中豪雨により災害発生
昭和45（1970）年	●アメリカ・ブレマトン市と姉妹都市提携
昭和46（1971）年	●大張矢林野火災発生
昭和56（1981）年	●呉駅ビル・駅前広場完成
平成 2（1990）年	●スペイン・マルベージャ市と姉妹都市提携
平成 7（1995）年	●鳥取県名和町（現大山町）と友好都市提携
平成 8（1996）年	●広島呉道路（クレアライン）全線開通
平成11（1999）年	●大韓民国・鎭海市（現昌原市）と姉妹都市提携
平成12（2000）年	●安芸灘大橋開通 ●特例市に指定
平成13（2001）年	●芸予地震 ●中華人民共和国・温州市と友好港提携
平成14（2002）年	●市制施行100周年 ●休山新道開通
平成15（2003）年	●下蒲刈町と合併
平成16（2004）年	●川尻町と合併
平成17（2005）年	●音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町と合併 ●呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）開館
平成20（2008）年	●豊島大橋開通
平成22（2010）年	●林道郷原野呂山線開通 ●二河公園多目的グラウンド完成
平成23（2011）年	●阿賀マリノ大橋開通 ●藤脇・釣士田バイパス開通 ●虹村大橋開通
平成24（2012）年	●呉市交通事業の廃止 ●東広島・呉自動車道阿賀IC～黒瀬IC開通
平成25（2013）年	●警固屋音戸バイパス開通

目的別 くらしの便利ダイヤル

こんなときにご利用ください

災害が起きたときには

			詳しい情報は
災害に関すること	26-0315	消防局危機管理室	
火災・救急	119	消防局通信指令課	68ページ
防災行政無線テレホンサービス	0180-998904（キクハクレシ）		69ページ

※防災行政無線から放送した最新情報を電話で確認できるサービスです。

結婚しました

			詳しい情報は
婚姻届	25-3164	市民課	48ページ
住民票の届出	25-3161	市民課	46ページ
国民年金の変更	25-3157	保険年金課	55ページ

赤ちゃんができました

			詳しい情報は
母子健康手帳の交付	25-3542	西保健センター	87ページ
	71-9176	東保健センター	87ページ
出生届	25-3164	市民課	48ページ
出産育児一時金	25-3154	保険年金課	53ページ

子育てについて知りたい

			詳しい情報は
乳幼児健康診査	25-3542	西保健センター	87ページ
	71-9176	東保健センター	87ページ
児童手当	25-3173	子育て支援課	88ページ
保育所の入所	25-3144	子育て施設課	90ページ

子どもが入学します

			詳しい情報は
幼稚園の入園	25-3144	子育て施設課	92ページ
小・中学校の入学・転校	25-3453	学校教育課	92ページ
就学者等への支援	25-3569	学校教育課	95ページ

就職します

			詳しい情報は
国民健康保険の手続き	25-3158	保険年金課	52ページ
国民年金の変更	25-3157	保険年金課	55ページ
市民税	25-3193	市民税課	50ページ

家を探しています

			詳しい情報は
市営住宅	25-3392	住宅課	77ページ
家を建てるとき	25-3511	建築指導課	76ページ
定住相談	25-3394	住宅課	77ページ

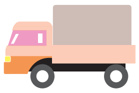

引越しします

			詳しい情報は
住民票（転入・転出・転居）	25-3161	市民課	46ページ
上水道	26-1622	上下水道局	79ページ
下水道	26-1622	上下水道局	81ページ

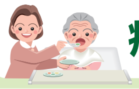

病気になりました

			詳しい情報は
救急医療体制	25-3524	福祉保健課	66ページ
国民健康保険の給付	25-3154	保険年金課	53ページ

介護について

			詳しい情報は
介護保険サービス	25-3137	介護保険課	56ページ
高齢者福祉サービス	25-3139	介護保険課	59ページ
高齢者福祉施設	25-3139	介護保険課	60ページ

死亡しました

			詳しい情報は
死亡届	25-3164	市民課	48ページ
斎場使用申請	25-3298	環境政策課	84ページ
葬祭費	25-3154	保険年金課	55ページ

相談したい

			詳しい情報は
市民相談（日常生活など）	25-3222	市民課	98ページ
行政相談（行政手続きなど）	25-3222	市民課	98ページ
消費生活相談	25-3218	消費生活センター	98ページ
法律相談	25-3222	市民課	98ページ
人権相談	25-3465	人権センター	98ページ

点線で切り取り、電話の近くに貼るなどしてお使いください。

呉の魅力がいっぱい

体験観光

海と山に囲まれている呉では、
食の体験・自然を感じる体験がいっぱいです。

蒲刈町県民の浜　古代の塩「藻塩」づくり体験

古代土器を用いたミネラル塩作り。家庭でも島の味を。
🕒10:00～15:00（要予約）
料 5人まで5,000円（1人増すごとに+1,000円）
☎080-6304-0197（藻塩の会 松浦さん）

下蒲刈町梶ヶ浜　姫ひじき塩づくり体験

約40分、手軽においしい塩作りを体験できます。
🕒10:00～16:00（要予約）
料 5人まで3,500円（1人増すごとに+500円）
☎0823-70-8282（海駅三之関）

蒲刈町県民の浜　天体観測

国内最大級の望遠鏡で星を観測。
🕒要問い合わせ
料 大人200円、子ども100円
☎0823-66-1166（蒲刈B&G海洋センター）

蒲刈町県民の浜　瀬戸内海の景観とスポーツを楽しみましょう！

◆カッター体験
料 350円

◆カヌーに乗っちゃおう（シーカヤック教室）
料 大人3,000円、子ども2,000円

共通情報　🕒9:00～17:30
休 火曜日（祝日の場合は翌日）
☎0823-66-1166（蒲刈B&G海洋センター）

川尻町野呂山　陶芸体験

芸術作品を作りましょう。
🕒9:00～18:00（要予約）
料 ろくろコース（15人以上）2,500円
絵付コース（20人以上）1,200円
☎0823-70-5338
（野呂山ビジターセンター）

くだもの狩り　島で育ったジューシーな果実を収穫！深い味わいが大人気です。

◆いちご狩り
期間 1月～5月（要予約）
料 （40分）　大人 1,500円
小学生以下 1,200円、
3歳～小学生300円
※お土産付プラス500円
開催 水・土・日

◆みかん狩り
期間 11月～12月（要予約）
料 （40分） 1,000円（持ち帰りみかん付き）
500円（持ち帰りなし）
開催 水・土・日・祝

共通情報　休 火曜日、年末年始　☎0823-70-7111（恵みの丘蒲刈）

海、山、里の幸どっさり　くれの特産品

いちご（蒲刈町）
恵みの丘蒲刈で水耕栽培された、甘くて大きい人気商品。

いしじみかん（倉橋町）
"倉橋発祥"コクのある甘みとさわやかな酸味が自慢。

大長レモン（豊町）
マイルドな酸味とたっぷりの果汁。とても香りがよく皮まで食べられる逸品です。

ちりめん（音戸町ほか）
周辺の海域で捕れるイワシの稚魚を加工したもので、漂白をしていない自然の風味で全国に知られています。

呉市文化振興財団　事業のご案内 2014.12→2015.2　入場無料

「くれまちかど」公演のお知らせ

「くれまちかど」公演とは、市民の皆さまに気軽に芸術文化に親しんで頂くため、呉市内のまちづくりセンターや公共施設に出向いて公演を行うアウトリーチ事業（出前公演）です。

2014. 12.23 Tue　郷原まちづくりセンター
愛音の会 くれまちかどコンサートin郷原

2015. 1.24 Sat　安浦まちづくりセンター
くれまちかど寄席in安浦

2015. 2.20 Fri　蒲刈まちづくりセンター
くれまちかど寄席in蒲刈

公益財団法人呉市文化振興財団　〒737-0051 呉市中央3丁目10-1 呉市文化ホール内　TEL:25-7878　URL:http://kure-bunka.jp/

宝町ベイエリア

港町くれの玄関口、中央桟橋に降り立つと、真っ先に目に飛び込んでくる巨大な潜水艦。ここが呉が世界に誇る、海と船と平和をテーマにした二つの個性的な博物館が並ぶ宝町ベイエリア。その迫力をぜひ間近で体験してください。

呉の歴史を未来へ 大和ミュージアム

呉で建造された世界一の戦艦「大和」を忠実に再現した1/10戦艦「大和」をはじめ、零戦、人間魚雷「回天」などの大型資料を展示。戦艦「大和」を通して、呉の歴史や平和の大切さ、造船・製鋼を始めとした各種の科学技術を未来へ伝えます。

零式艦上戦闘機六二型

特殊潜航艇「海龍」

「呉の歴史」展示室

インフォメーション

「男たちの大和」ロケ地

1 大和ミュージアム（呉市海事歴史科学館）

- 住所／呉市宝町5-20　●開館時間／9：00～18：00（入館は17：30まで）
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）夏休み期間中と年末年始は無休
- 観覧料／大人〔大学生以上〕500円(400円)、高校生300円(200円)、小・中学生200円(100円) ※（　）内は20名以上の団体料金
  ※市内の高校生以下は常設展・企画展無料
- アクセス／【JR】JR呉駅から徒歩7分
  【バス】呉駅前バス停から三条二河宝町線乗車、「大和ミュージアム・ゆめタウン前」下車、または「くれたん」乗車「中央桟橋(大和ミュージアム前)」下車、徒歩すぐ
  【車】クレアライン呉ICから5分　山陽自動車道高屋JCTから約50分

P約285台（有料）　☎0823-25-3017

市街地のデートスポット

恋人の聖地／大和波止場

全国の観光地域・観光スポットの中から、「プロポーズにふさわしいロマンチックなスポット」"恋人の聖地"に選定されています。

（場所）大和波止場（大和ミュージアム横）

呉観光に最適！レンタサイクル

大和ミュージアムでは呉観光に便利なレンタサイクルがあります。大和ミュージアムからスタートし、入船山記念館の見学、中通商店街などの名物食文化をお楽しみください。

- 利用時間：10:00～17:00
- 利用料金：1回500円 ※保証金1台につき1,000円(返却時に返金)
- 利用対象：中学生以上（サドルに跨ったまま両足が着地できる利用者）
- 受　付：大和ミュージアム1階　ミュージアムショップやまと
- 駐輪場：大和ミュージアム　レンタサイクル専用駐輪場

陸に上がった潜水艦は迫力満点

てつのくじら館

実物の潜水艦「あきしお」を陸揚げして展示する日本初の施設。艦内を一般公開するほか、海上自衛隊の歴史や掃海艇の活躍なども紹介しています。

潜水艦「あきしお」の内部を実際に見学できます!!

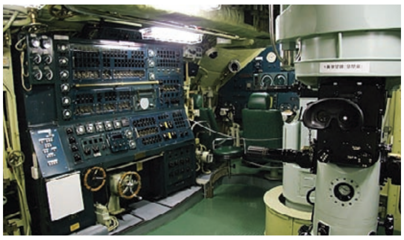

〔発令所〕潜水艦の頭脳、艦長はここで指揮する。潜望鏡も装備

〔操舵席〕外が見えないため、操舵員は計器だけを頼りに艦を3次元運動させる

〔推進器(プロペラ)〕低雑音化は各国の技術の粋が注がれている

潜水艦「あきしお」はこうして運ばれました

〔展示用潜水艦あきしお〕

昭和60年に進水した、ゆうしお型潜水艦「あきしお」はさまざまな任務を遂行し、平成16年3月に除籍。
同11月に国内最大の起重機船(クレーン船)に引き揚げられ、呉史料館に展示されました。

インフォメーション

2 てつのくじら館(海上自衛隊呉史料館)

- 住所/呉市宝町5-32
- 開館時間/9:00～17:00(入館は16:30まで)
- 休館日/火曜日(祝日の場合は翌日休館)、12月29日～1月3日
- 観覧料/無料
- アクセス/【JR】JR呉駅から徒歩7分
  【バス】呉駅前バス停から三条二河宝町線乗車、「大和ミュージアム・ゆめタウン前」下車、または「くれたん」乗車「中央桟橋(大和ミュージアム前)」下車、徒歩すぐ
  【車】クレアライン呉ICから5分
  山陽自動車道高屋JCTから約50分

P 大和ミュージアム専用駐車場等(有料) ☎0823-21-6111

呉市中心部

れんがを基調に整備された呉の街は、潮風に吹かれながら歩くだけでも旅情たっぷり。海に浮かぶ潜水艦や宝石のように輝く夜景、そして多国籍料理が楽しめる屋台通りなど、楽しみどころがもりだくさん！

⚓…旧海軍ゆかりの施設

日本で唯一、潜水艦が間近で見られる公園

「男たちの大和」ロケ地

⚓ 3 アレイからすこじま

日本で潜水艦を最も間近で見ることのできる公園。毎週日曜日には隣接する海上自衛隊呉基地（Fバース）で護衛艦の一般公開も行われています。（見学無料）

- 公開日時／日曜日　10:00～、13:00～、15:00～（要事前受付）
  各回20分前から受付開始。
  10名以上で見学を希望の方は事前に連絡が必要。
- アクセス／【バス】呉駅前バス停から「呉倉橋島線、阿賀音戸の瀬戸線、宮原線（坪の内経由）」または「くれたん」乗車、「潜水隊前」下車、徒歩1分

P 普通車41台、バス10台（無料）
☎0823-22-5511（海上自衛隊呉地方総監部広報係）

⚓ 4 歴史の見える丘

戦艦「大和」を建造したドック跡をはじめ、明治以降の呉の歴史を象徴する工場群（旧呉海軍工廠跡）が一望でき、子規句碑、噫戦艦大和之塔等があります。

- アクセス／【バス】呉駅前バス停から「呉倉橋島線、阿賀音戸の瀬戸線、宮原線（坪の内経由）」または「くれたん」乗車、「子規句碑前」下車、徒歩3分

P なし

⚓ 5 海上自衛隊呉地方総監部庁舎（旧呉鎮守府庁舎）

1907（明治40）年に竣工した地下1階、地上2階建てのレンガ石造の建築で、レンガと御影石の組み合わせによる色合いの美しい、呉を代表するレンガ建物。毎週日曜日に一般公開されています。（見学無料）

- 公開日時／毎週日曜日　10:30～11:30　13:00～14:00
- アクセス／【バス】呉駅前バス停から「呉倉橋島線、阿賀音戸の瀬戸線、宮原線（坪の内経由）」または「くれたん」乗車、「総監部前」下車、徒歩1分

P 事前に要確認　☎0823-22-5511（海上自衛隊呉地方総監部広報係）

⚓ 6 長迫公園（旧海軍墓地）

「男たちの大和」ロケ地

1890（明治23）年に、海軍軍人などの埋葬地として開設。英国水兵の墓を含む個人碑158基のほか戦艦大和戦死者之碑等の慰霊碑90基以上があります。

- アクセス／【バス】呉駅前バス停から「長の木長迫線」乗車、「長迫町」下車、徒歩1分
- 入園料／無料

P 約7台（無料）　☎0823-25-1362（呉海軍墓地顕彰保存会）

⚓ 7 入船山記念館（旧呉鎮守府司令長官官舎）

「坂の上の雲」ロケ地

館内の旧呉鎮守府（ちんじゅふ）司令長官官舎は1905（明治38）年の建築当時の資料が見つかったことを受け、当時の姿に復原したもので、国の重要文化財に指定されています。洋館部の壁や天井には、金唐紙（きんからかみ）が貼られており、一見の価値があります。

- 開館時間／9:00～17:00
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）、12月29日～1月3日
- 観覧料／大人〔大学生以上〕250円（200円）、高校生150円（120円）、小・中学生100円（80円）※（　）内は20名以上の団体料金
  ※市内の高校生以下は無料
- アクセス／8 美術館通りと同じ

P 約122台（有料）　☎0823-21-1037

8 美術館通り

「日本の道100選」にも選ばれている美術館通り。歩道にレンガ・タイルが敷かれた松並木の中に、彫刻が点在し、散策・憩いの場として親しまれています。

- アクセス／
  【JR】JR呉駅から徒歩13分
  【バス】呉駅前バス停から「呉倉橋島線、阿賀音戸の瀬戸線、宮原線（坪の内経由）」乗車、「眼鏡橋」下車、徒歩3分、または「くれたん」乗車、「入船山公園」下車すぐ

P 122台（有料）

9 ヤマトギャラリー零（ぜろ）

漫画家松本零士（大和ミュージアム名誉館長）の人間力・創造力・受容力の魅力に触れるギャラリー。宇宙戦艦ヤマトの模型等とともに作品の創作の原点に関する貴重なコレクションを展示しています。

- 開館時間／9:00～17:30
- 休館日／毎週火曜日（夏休み期間を除く）、12月31日～1月3日
- 入館料／一般〔大学生以上〕300円、小中高校生200円（ドリンクまたはしおり付）
- アクセス／11 れんがどおりと同じ

☎0823-36-3902

「海猿」ロケ地

市内中心部の海猿ロケ地

11 れんがどおり

レンガが敷き詰められた呉で最も賑やかな商店街。呉ならではの名店が軒を連ねています。

●アクセス／【JR】JR呉駅より徒歩10分
【バス】●呉駅前バス停から「熊野営業所(市役所)・北原(市役所)」、「辰川線」乗車、「中央3丁目」下車、徒歩3分
●呉駅前から「三条二河宝町線」または「阿賀音戸の瀬戸線」または「天応川尻線(広方面)」乗車、「中通3丁目」下車すぐ
●呉駅前から「くれたん」乗車、「中通3丁目」下車すぐ
P 市営駐車場等(有料)

12 両城の200階段

映画「海猿」で潜水士たちの訓練シーンに使われました。石段の上からは呉港が見渡せる素晴らしい景色が広がります。

●アクセス／【バス】呉駅前バス停から「三条二河宝町線」または「天応川尻線(天応方面)」乗車、「三条3丁目」下車、徒歩10分
P なし

13 海上保安資料館

1980(昭和55)年に海上保安庁創設30周年を記念して建設。館内には退役した巡視船やヘリコプターなどの写真、現役の巡視船の模型など約1,000点の展示物が並んでいます。

●開館時間／9:00～16:00
●休館日／土・日・祝日、年末年始(12月28日～1月4日)
●アクセス／【バス】呉駅前バス停から「天応川尻線(天応方面)」乗車、「海上保安大学校入口」下車、徒歩10分
●観覧料／無料
☎0823-21-4961 (海上保安大学校総務課)

14 蔵本通りの屋台

全国でも珍しい電気と上下水道が整備されている屋台通り。創作料理などのおしゃれなお店と、昔ながらのお店の両方が楽しめる夜の観光スポットです。

●アクセス／
【JR】JR呉駅より徒歩10分
【バス】●呉駅前バス停から「熊野営業所(市役所)・北原(市役所)」、「辰川線」乗車、「中央3丁目」下車すぐ
●呉駅前から「くれたん」乗車、「中通3丁目」下車、徒歩3分
P 市営駐車場等 (有料)
●カーナビ検索／呉市中央図書館
☎0823-21-3014

15 灰ヶ峰

標高737m、旧海軍の高角砲台跡が展望台として整備され、360度の大パノラマが楽しめます。港町を一望する美しい夜景は、中・四国三大夜景として知られています。光の筋が「くれ」と読めるとそのカップルは結ばれるという噂もあるロマンチックスポット。

●アクセス／【バス】
●呉駅前バス停から「平原経由焼山熊野苗代線」乗車、「神山峠」下車、徒歩約1時間30分
●呉市中心部から車で約30分
P 約6台(無料)

10 酒造工場(酒工房せせらぎ)

中国地区初の見学コース付き製品工場。土・日・祝日は作業をしていませんが、工場見学はできます。酒造りの映像放映や吟醸酒・純米酒などの試飲もあります。

●見学時間／10:00～16:00
※要予約(火曜日定休日)　●料金／無料
●アクセス／【バス】広電バス
呉駅前バス停から「郷原黒瀬線」、「天応川尻線(広方面)」、「広長浜呉駅線」乗車、「本通7丁目」バス停下車、徒歩約3分
☎(平日)　0823-22-1029
(土日祝) 0823-22-3838

下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊エリア

16 観松園

古民家風の宿泊施設「コテージ梶ヶ浜」、「姫ひじき塩づくり体験施設」、「朝鮮通信使記念庭園」などが隣接する自然体験ゾーンです。

●アクセス／
【バス🚌】呉駅前バス停または広駅前バス停から「とびしまライナー（蒲刈・豊浜・豊方面行きバス）」乗車、「見戸代」下車、町内バス乗換え、「梶ヶ浜海水浴場」下車、徒歩5分
【車🚗】呉市中心部から車で約45分
🅿約60台（無料）　☎0823-65-2029

下蒲刈 三之瀬地区

●アクセス／
【バス🚌】広駅前バス停から「蒲刈・豊浜・豊方面行き」乗車、「三之瀬」下車、徒歩約3分
【車🚗】呉市中心部から車で約30分
🅿約50台（無料）

往時を偲(しの)ぶ資料と美しい庭園
松濤園(しょうとうえん)

松濤園全景

江戸時代、朝鮮通信使が来日した際、盛大なるもてなしで歓迎した下蒲刈島。その様子を再現した資料などを展示しています。

インフォメーション

17 松濤園(しょうとうえん)
朝鮮通信使に関する資料を展示した御馳走一番館、世界の灯火器を展示したあかりの館、古伊万里などを展示した陶磁器館などがあります。また園内は回遊式の庭園となっており、四季折々の自然の美しさを鑑賞できます。
- 開館時間／9:00～17:00（入館は16:30まで）
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）
- 入館料／大人800円（640円）
  高校生480円（380円）
  小・中学生320円（250円）

※（ ）内は20名以上の団体料金、特別展は別料金
☎0823-65-2900

18 蘭島閣美術館(らんとうかくびじゅつかん)

荘厳な佇まいの本格的木造建築の美術館です。横山大観や福田平八郎など日本の近代絵画を代表する作品や、郷土ゆかりの作家の作品などを展示しています。
- 開館時間／9:00～17:00（入館は16:30まで）
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）
- 入館料／大人500円（400円）
  高校生300円（240円）
  小・中学生200円（160円）

※（ ）内は20名以上の団体料金、特別展は別料金
☎0823-65-3066

19 蘭島閣美術館別館(らんとうかくびじゅつかんべっかん)

裸婦を描くことで深い人間理解にまで達した日本を代表する洋画家、寺内萬治郎の作品を常設展示。
- 開館時間／9:00～17:00（入館は16:30まで）
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）
- 入館料／大人300円（240円）
  高校生180円（140円）
  小・中学生120円（90円）

※（ ）内は20名以上の団体料金、特別展は別料金
☎0823-65-2500

20 三之瀬御本陣芸術文化館(さんのせごほんじんげいじゅつぶんかかん)

朝鮮通信使の案内役、対馬藩の宿泊所を復元した外観で、須田国太郎常設展示を行っています。
- 開館時間／9:00～17:00（入館は16:30まで）
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）
- 入館料／大人500円（400円）
  高校生300円（240円）
  小・中学生200円（160円）

※（ ）内は20名以上の団体料金、特別展は別料金
☎0823-70-8088

21 白雪楼(はくせつろう)

抹茶をいただける和室には、珍しい「可動壁」があります。
- 開館時間／9:00～17:00（入館は16:30まで）
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）
- 入館料／大人400円（320円）
  高校生240円（190円）
  小・中学生160円（120円）

※（ ）内は20名以上の団体料金、特別展は別料金
☎0823-65-3066

おトク情報
17 18 20 21 の施設でセット券をご利用いただけます。

入館料	
一般	2,200円→1,680円
高校生	1,320円→1,000円
小・中学生	880円→ 660円

22 海駅三之関

下蒲刈ならではの特産品を販売。その場で揚げたての「じゃこ天」をぜひご賞味ください。

- 開館時間／9:00～17:00
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）
- アクセス／【車】呉市中心部から車で約35分

P約100台（無料）
☎0823-70-8282

23 であいの館

蒲刈町の観光総合案内所。特産品販売所や喫茶コーナー、休憩所があり、展望台からは四国方面が望めます。

- 開館時間／9:30～17:00（無休）
- アクセス／【車】呉市中心部から車で約35分

P約30台（無料）
☎0823-68-0120

24 潮騒（しおさい）の館

瀬戸内海の新鮮な海の幸をお土産にいかが。

- 開館時間／8:00～17:00（火曜日定休日）
- アクセス／【車】呉市中心部から車で約40分

P約50台（無料）
☎0823-66-1137

25 恵みの丘蒲刈

いちご狩りやみかん狩り、そして、いろいろな農業が体験できる体験学習施設です。

- 開園時間／9:00～17:00
- 休園日／火曜日、年末年始
- 内容／いちご狩り1月～5月頃、みかん狩り11月～12月頃（要予約）
- アクセス／【バス】呉駅前バス停または広駅前バス停から「とびしまライナー（蒲刈・豊浜・豊方面行きバス）」乗車、「恋ヶ浜」バス停下車、徒歩15分
【車】呉市中心部から車で約45分

P約50台（無料）　☎0823-70-7111

情熱と努力を未来へ伝える みかん情報の拠点

26 県民の浜

「日本の渚・百選」に選ばれたロマンビーチ県民の浜・恋ヶ浜の一画にある複合型リゾート。テニスコート、芝生広場、体育館、イベントホールなどもあり、広島県下最大級のマクストフ望遠鏡がある天体観測館で街の光に邪魔されずに美しい星空散策を楽しんだり古代藻塩づくり体験もできます。

- アクセス／【バス】呉駅前バス停または広駅前バス停から「とびしまライナー（蒲刈・豊浜・豊方面行きバス）」乗車、「恋ヶ浜」バス停下車徒歩10分。
【車】呉市中心部から車で約40分

P約100台（無料）　☎0823-66-1177

28 架橋記念公園

豊浜大橋の架橋を記念して造られた運動公園で、周囲の景観と調和させるため、瀬戸内海の波をイメージして造られています。広さは約3万㎡あり、園内には、高さ13.2m幅15.5mのジャングルジムもあります。

- アクセス／【バス】呉駅前バス停または広駅前バス停から「とびしまライナー（蒲刈・豊浜・豊方面行きバス）」乗車、「立花港」バス停下車、徒歩約15分
【車】呉市中心部から車で約50分

P約20台（無料）
☎0823-68-2213（呉市豊浜まちづくりセンター）

30 みかんメッセージ館　オープンしました

豊町のみかんづくりの歴史などを紹介する施設。全国的にも珍しい木造農船（みかん運搬船）の実物を展示しています。

- 開館時間／8:30～17:15　●休館日／年末年始
- アクセス／【車】呉市中心部から車で約1時間

P約60台（無料）
☎0823-25-3181

「旅の贈りもの」ロケ地　「山本五十六」ロケ地　「ももへの手紙」モデル地

31 重要伝統的建造物群保存地区〔御手洗の町並み〕

江戸時代、風待ち・潮待ちの港町として栄えた御手洗には、大小の商家、茶屋、船宿、神社、寺院など、江戸中期から幕末の面影をとどめる建物や史跡が数多く残されており、独特の雰囲気を醸し出しています。平成6年、重要伝統的建造物群保存地区として国から選定されています。

- アクセス／【バス】呉駅前バス停または広駅前バス停から「とびしまライナー（蒲刈・豊浜・豊方面行きバス）」乗車、「御手洗港」バス停下車すぐ
【車】呉市中心部から車で約1時間

Pあり　☎0823-67-2278（呉市豊町観光協会）

27 十文字山公園展望台

広さ約3,000㎡の公園で、高さ8mのサークル状の展望台からは美しい島々が点在する瀬戸内海の風景が楽しめます。天気の良い日は四国（愛媛県）の山々も眺望できます。

- アクセス／【バス】呉駅前バス停または広駅前バス停から「とびしまライナー（蒲刈・豊浜・豊方面行きバス）」乗車、「豊浜桟橋」バス停下車、徒歩約2時間
【車】呉市中心部から車で約1時間

P約10台（無料）
☎0823-68-2211（呉市豊浜市民センター）

29 歴史の見える丘公園

御手洗や来島海峡、四国の山々が一望できる高台に設けられた公園。また、みかん畑の間を通る遊歩道からは四季折々の風情が楽しめます。

- アクセス／【バス】呉駅前バス停または広駅前バス停から「とびしまライナー（蒲刈・豊浜・豊方面行きバス）」乗車、「御手洗港」バス停下車、徒歩約30分
【車】呉市中心部から車で約1時間10分

P約10台（無料）
☎0823-67-2278（呉市豊町観光協会）

32 御手洗休憩所

古民家を改修した、レトロな外観の休憩所。御手洗地区の見どころなどを御案内します。大長みかんのジュースなど喫茶や島の特産品を販売。トイレや駐輪場も整備しています。お気軽にお立ち寄り下さい。

- 開館時間／9:00～17:00
- 休館日／毎週火曜日（祝日の場合は翌日）
- アクセス／【車】呉市中心部から車で約1時間

☎0823-67-2278

7つの島、7つの橋を爽快に

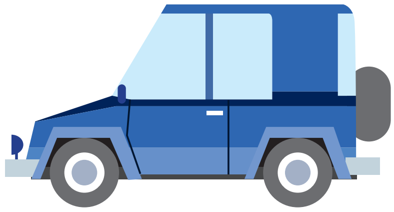

サイクリング **ドライブ**

瀬戸内しまなみ海道宗方港より安芸灘とびしま海道岡村港にフェリーでおこしいただけます。2つの海道のサイクリング・ドライブをお楽しみいただけます。

安芸灘とびしま海道サイクリングコースは、アップダウンが少なく、初心者の方でも走りやすいコースです。また、交通量も少なく、信号も見戸代（下蒲刈島）の1カ所しかないので、瀬戸内の多島美と潮風を満喫しながら、爽快なサイクリングが楽しめます。

安芸灘とびしま海道

安芸灘大橋から岡村大橋までの陸路の愛称。「瀬戸内海に浮かぶ島々は、あたかも庭園をわたる飛石（とびいし）のようで安芸灘へと通じる海の道である」とのイメージから命名されました。

サイクルステーションのご案内

サイクルステーションでは、簡単な工具や空気入れの貸出しを行っております。

海駅三之関
（下蒲刈島）
☎(0823)70-8282

であいの館
（上蒲刈島）
☎(0823)68-0120

県民の浜
（上蒲刈島）
☎(0823)66-1177

ゆたか海の駅とびしま館
（大崎下島）
☎(0823)67-2377

御手洗休憩所
（大崎下島）
☎(0823)67-2278

安芸灘に架かる七つの橋

A 安芸灘大橋

▲平成12年に開通した、本土と下蒲刈島を結ぶ橋長1,175mのライトブルーの吊り橋。
有料道路になっているが、自転車と徒歩なら無料で通行できる。

B 蒲刈大橋

▲下蒲刈島と蒲刈島を結ぶ橋長480mの橋。昭和54年に開通（通行無料）。

C 豊島大橋

▲上蒲刈島と豊島をつなぐ橋長903mの橋として、平成20年11月に開通（通行無料）。
この橋の開通により、7つの島が橋でつながり、本州から愛媛県今治市（岡村島）までが道路でつながりました。

D 豊浜大橋

▲豊島と大崎下島を結ぶ橋長543mの橋。平成4年に開通（通行無料）。

E 平羅橋

▲大崎下島と平羅島を結ぶ橋長98.5mの橋。平成７年に開通（通行無料）。

G 岡村大橋 / F 中の瀬戸大橋

▲平羅島と中ノ島を結ぶ橋長251mの中の瀬戸大橋（写真左）。平成10年に開通（通行無料）。

▲中ノ島と岡村島を結ぶ橋長228mの岡村大橋（写真右）。平成７年に開通（通行無料）。

川尻・安浦エリア

2012年大河ドラマ「平清盛」のロケ地

平氏と海賊との激しい戦闘シーンが撮影されたロケ地で、対岸のグリーンピアせとうちへ実際に使われた船や衣装を展示しています。20m級の宋船や大型和船など計8隻の船とエキストラ90人を動員した、大河ドラマ史上最大規模の海上ロケとなった場所です。全長22mの宋船は見応え充分！

瀬戸内海国立公園 野呂山

弘法大師ゆかりの霊峰として古くから知られる山。
四季を通じて雄大な自然を楽しめ、
展望台からの美しい景観は瀬戸内海国立公園で
随一といわれています。

インフォメーション

31 野呂高原ロッジ

呉の山の幸を堪能するならココ。野呂山で獲れたイノシシのボタン鍋をはじめ、旬の食材をぜいたくに使い、心を込めた自慢の料理をめしあがっていただけます。宿泊も可能です。ご家族・グループ、企業研修の場としても、お気軽にご利用下さい。

- 料金／ホームページ等参照
- アクセス／【JR】
  呉駅からJRで約20分（安芸川尻駅着）、
  安芸川尻駅から徒歩約2時間または車で約20分
  安芸川尻駅より無料定期送迎を行っています。
  【車】
  - 呉市中心部から車で約1時間（さざなみスカイライン経由）
  - 呉市中心部から車で約45分（ふるさと林道経由）

P 約200台（無料）
☎ 0823-87-2390

国民宿舎野呂高原ロッジ

32 グリーンピアせとうち

恵まれた自然環境と温暖な気候を利用して作られたリゾート施設でプールやビーチ、テニスコート、ファミリー遊園などが整備され、子どもからお年寄りまで、のびのびと遊びやスポーツを楽しめます。

- アクセス／【JR】呉駅からJRで約30分（安浦駅着）、
  安浦駅からバス・車で約10分（送迎バスあり）
  【車】呉市中心部から車で約1時間

P 乗用車1,800台・バス400台
（料金 軽・普通車510円、中型車1,020円、大型車1,540円）
☎ 0823-84-6622

33 安浦歴史民俗資料館（南薫造記念館）

近代日本洋画史に不滅の足跡を残した南薫造画伯の生家とアトリエを改修し、特別展示室を設置した施設。南薫造の遺作・遺品などのほか、南家に残された関連資料や民俗道具をみることができます。

- 開館時間／9:00～16:30
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）、12月29日～1月3日
- 観覧料／大人150円（120円）、高校生90円（70円）、小・中学生60円（40円）
  ※（　）内は20名以上の団体料金　※市内の高校生以下は無料
- アクセス／【バス】JR安浦駅から町内バス乗車、「浦尻」バス停下車すぐ
  【車】呉市中心部から車で約1時間

P 約10台（無料）　☎0823-84-6421

▼広告▼

音戸・倉橋エリア

清盛伝説の海峡 音戸の瀬戸

平清盛が沈む夕日を扇で招き返して切り拓いたという伝説の残る名勝地。2本のアーチ橋と瀬戸内海の島々の風景が楽しめる、注目のスポットです。「第3音戸大橋」と呼ばれる歩道橋からの風景も必見！

34 音戸の瀬戸

音戸の瀬戸は、平清盛が一日で切り拓いたと伝えられ、周辺には清盛塚、音戸の瀬戸公園、吉川英治文学碑、高烏台、日招像等の見どころがあります。今春（平成25年3月開通）から新たに日招き大橋（第二音戸大橋）が架かり、仲よく並んだ2本のアーチ橋は必見。

●アクセス／【バス】呉駅前バス停から「呉倉橋島線または阿賀音戸の瀬戸線」乗車、「音戸渡船口」下車すぐ
※「音戸の瀬戸公園」には、「見晴町」行きバスをご利用ください（「音戸大橋上」下車徒歩5分）
【車】呉市中心部から車で約25分
P約110台（音戸の瀬戸公園内・無料）

35 おんど観光文化会館うずしお

5年に一度開催される「清盛祭」や郷土民謡「音戸の舟唄」を紹介する施設。ホールや飲食なども併設。

●開館時間／9:30～17:00
（4階食事処は21:00まで）（観覧無料）
●休館日／火曜日（祝日の場合は翌日休館）
●アクセス／【バス】
呉駅前バス停から「呉倉橋島線（波多見経由）」乗車、「清盛塚」下車、徒歩1分
【車】呉市中心部から車で約30分
P音戸大橋下駐車場　☎0823-50-0321

4月下旬から５月下旬には紅白のツツジが咲き乱れます

万葉のふるさと 桂浜

白砂、青松の砂浜と、古代からの造船のロマンが漂う、万葉集さながらの景勝地。

36 桂浜（かつらがはま）

白い砂、青い海、緑の松林。日本の渚・百選に選ばれた砂浜には、昔ながらの美しい風景が広がります。かつては「長門の島」とも言われ造船や海運で栄えた倉橋。周辺には造船に関する歴史館や展示施設などもあります。

●アクセス／
【バス】呉駅前バス停から「呉倉橋島線（波多見経由）」乗車、「桂浜・温泉館」下車すぐ
【車】呉市中心部から車で約50分
P135台（温泉館駐車場を利用・無料）
☎0823-53-2575

37 長門の造船歴史館

古代から現代までの木造船模型をはじめ、造船と海運業に関する資料などを数多く展示。館の中央には、1,200年以上前の姿を復元した遣唐使船が展示され、船内を見学することもできます。

●開館時間／9：00～16：30
●休館日／月曜日（祝日の場合は翌日休館）
●観覧料／大人400円（320円）、高校生240円（190円）、小・中学生160円（120円）
※倉橋歴史民俗資料館とのセット料金
※市内の高校生以下は無料
※（　）内は20名以上の団体料金
●アクセス／
【バス】呉駅前バス停から「呉倉橋島線（波多見経由）」乗車、「桂浜・温泉館」下車すぐ
【車】呉市中心部から車で約50分
P約135台（温泉館駐車場を利用・無料）　☎0823-53-0016

38 火山（ひやま）

頂上の大岩からは360度の展望が開け、四国山脈まで見渡せます。

●アクセス／【バス】
呉駅前バス停から「呉倉橋島線（波多見経由）」乗車、「火山登山口」下車、徒歩1時間40分
【車】呉市中心部から車で約50分
P約10台（無料）

鹿島の段々畑

くれ旅お役立ちインフォメーション

土・日・祝日の観光は「くれたん」が便利!!

呉市中心部の観光スポットを巡る観光ループバス。一日乗車券で乗り降り自由なのでとても便利です。しかもエリア内の路線バスも乗車可。観光施設などの観覧料割引特典もありおトクです。

くれたん
呉探訪ループバス
大和ミュージアムなど
主要な観光スポットを自由に巡ろう！

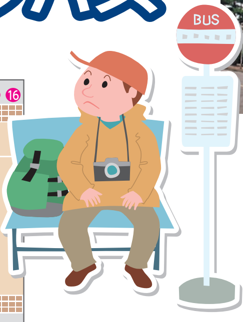

料金 1日乗車券
大人……………………400円
小児（小学生以下）…200円
1回の乗車につき
大人……………………160円
小児（小学生以下）… 80円

乗車券売場
くれ観光情報プラザ、大和ミュージアムやバス車内でも取り扱っています。

呉駅前バス 停留所案内

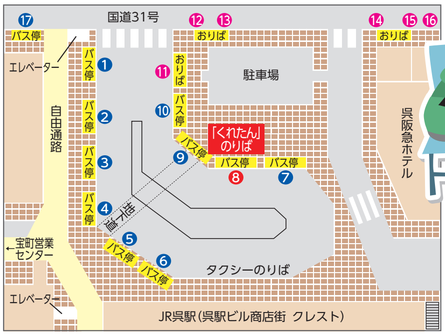

※呉探訪ループバス「くれたん」は❽のりばです。

❶【焼山熊野苗代線（上二河経由）】
焼山北原 熊野営業所 行き
苗代下条 神山峠 広島文化学園大学 行き

❷【焼山熊野苗代線（平原経由）】
苗代下条 熊野営業所 行き

❸【呉倉橋島線（波多見経由・田原経由）】
【阿賀音戸の瀬戸線（冠崎経由）】
昭和町 鍋桟橋 見晴町 音戸 倉橋 方面行き

❹【宮原線（本通3丁目・宮原経由）】
【宮原線（国立病院・坪の内経由）】
鍋桟橋 音戸の瀬戸 方面行き

❺ 中国JRバス

❻【クレアライン】
八丁堀 広島バスセンター方面行き

❼❽【天応川尻線】
広 仁方 小須磨 川尻 方面行き
【広長浜呉駅線】
広 長浜 東小坪 方面行き
【郷原黒瀬線】
広 石内 郷原 黒瀬 方面行き

❽【呉広島空港線】【呉探訪ループバス】

❾❿【長の木長迫線（左回り・右回り）】
【三条二河宝町線（左回り・右回り）】
【辰川線】
呉市役所 辰川 方面行き

⓱【天応川尻線】 吉浦 天応 方面行き

⓫・⓬・⓭・⓮・⓯・⓰は
降車専用（おりば）です。

観光スポットへのアクセス

呉駅前バス乗り場

のりば	バスの行き先表示	最寄りのバス停	所要時間
1 大和ミュージアム　2 てつのくじら館			
	JR呉駅から徒歩7分（改札口向かって左側の連絡通路利用）		
3 アレイからすこじま			
❸	室尾、桂浜・温泉館、本浦、藤の脇、阿賀駅前、音戸の瀬戸ほか	潜水隊前	約10分
❽	くれたん		約15分
4 歴史の見える丘			
❸	室尾、桂浜・温泉館、本浦、藤の脇、阿賀駅前、音戸の瀬戸ほか	子規句碑前	約6分
❽	くれたん		約11分
5 海上自衛隊呉地方総監部			
❸	室尾、桂浜・温泉館、本浦、藤の脇、阿賀駅前、音戸の瀬戸ほか	総監部前	約5分
❽	くれたん		約10分
6 長迫公園(旧海軍墓地)			
❾❿	長の木長迫線(呉駅前→四道路方面)	長迫町	約10分
7 入船山記念館　8 美術館通り			
❸	室尾、桂浜・温泉館、本浦、藤の脇、阿賀駅前、音戸の瀬戸ほか	眼鏡橋	約4分
❽	くれたん	入船山公園	約28分
11 れんがどおり　14 蔵本通りの屋台			
❶	熊野営業所(市役所経由)、北原(市役所経由)	中央3丁目	約3分
❾❿	辰川(市役所経由)		
❾❿	三条二河宝町線		
❽	くれたん	中通3丁目	約32分
12 両城の200階段			
❾❿	三条二河宝町線(呉駅前→三条方面)	三条3丁目	約5分
⓱	天応大屋橋、呉ポートピア・天応福浦		
13 海上保安資料館			
⓱	天応大屋橋、呉ポートピア・天応福浦	海上保安大学校入口	約10分
15 灰ヶ峰			
❷	神山峠、苗代下条(平原経由)・熊野営業所(平原経由)	神山峠	約25分

のりば	バスの行き先表示	最寄りのバス停	所要時間
16 観松園			
⓱	沖友天満宮（豊島）	見戸代	約38分
	※島内循環線乗換え、「梶ヶ浜海水浴場」下車		約11分
27 十文字山公園展望台			
⓱	沖友天満宮（豊島）	豊浜桟橋	約70分
28 架橋記念公園			
⓱	沖友天満宮（豊島）	立花港	約80分
29 歴史の見える丘公園　30 重要伝統的建造物群保存地区「御手洗」			
⓱	沖友天満宮（豊島）	御手洗港	約100分
34 音戸の瀬戸			
❸	室尾、桂浜・温泉館、本浦、藤の脇、阿賀駅前、音戸の瀬戸ほか	音戸渡船口	約25分
	※音戸の瀬戸公園には「見晴町」行バス、「音戸大橋上」下車		
35 おんど観光文化会館うずしお			
❸	室尾、桂浜・温泉館、本浦、藤の脇	清盛塚	約30分
36 桂浜　37 長門の造船歴史館			
❸	室尾、桂浜・温泉館	桂浜・温泉館	約60分
38 火山			
❸	室尾、桂浜・温泉館、本浦	火山登山口	約55分

広駅前バス乗り場（中国労災病院発）

バスの行き先表示	最寄りのバス停	所要時間
16 観松園		
沖友天満宮（豊島）ほか	見戸代	約16分
※島内循環線乗換え、「梶ヶ浜海水浴場」下車		約11分
17 松濤園　18 蘭島閣美術館　19 蘭島閣美術館別館　20 三之瀬御本陣芸術文化館		
沖友天満宮（豊島）ほか	三之瀬	約23分
25 恵みの丘蒲刈　26 県民の浜		
沖友天満宮（豊島）ほか	田戸	約34分
27 十文字山公園展望台		
沖友天満宮（豊島）	豊浜桟橋	約55分
28 架橋記念公園		
沖友天満宮（豊島）	立花港	約70分
29 歴史の見える丘公園　30 重要伝統的建造物群保存地区「御手洗」		
沖友天満宮（豊島）	御手洗港	約90分

旅タクシー

手軽で便利な「旅タクシー」

『呉』観光におすすめの「旅タクシー」。「旧海軍コース」や「朝鮮通信使コース」をはじめ、呉ならではの観光スポットをご案内します。呉の達人「旅タク」を使って、呉の魅力を満喫してみませんか。お問合せ・お申し込みは、くれ観光情報プラザ（TEL0823-23-7845）へ。

観光ガイド＆ボランティア

おもてなしの心いっぱいのガイドさんが、エピソードを交えて観光地をご案内します。ガイド希望日の１週間前までにお申し込みください。

◎**呉観光ボランティアの会**
呉市全般の観光案内
◇ 問合せ・申込先 呉観光ボランティアの会事務局（くれ観光情報プラザ内）
TEL0823-23-7845

◎**くらはし観光ボランティアガイドの会**
日本の渚百選「桂浜」周辺施設の観光案内（無料）
◇ 問合せ・申込先　長門の造船歴史館
TEL0823-53-0016

◎**豊町観光ガイド**
豊町「御手洗町並み保存地区」の観光案内（有料）
◇ 問合せ・申込先　豊町観光協会（御手洗休憩所）
TEL0823-67-2278

◎**音戸まちなみガイドの会**
観光文化会館うずしお周辺の歴史的なまちなみの観光案内
◇ 問合せ・申込先　おんど観光文化会館うずしお事務局
TEL0823-50-0321

観光のお問い合わせ

●くれ観光情報プラザ●
〒737-0029　呉市宝町2番23-2　TEL (0823) 23-7845　FAX (0823) 23-7850
呉市観光ホームページ「くれナビ」 http://www.kurenavi.jp/
呉市ホームページ http://www.city.kure.lg.jp/
呉観光協会ホームページ http://www.urban.ne.jp/home/kurecci/

呉市観光ホームページ「くれナビ」
観光情報満載！
くれナビ

暮らしの手続き

住民票・戸籍など

市民課(市役所1階)　☎25－3161

● 住民票

届出

本人または同一世帯の人が市民課または各市民センターへ(市民サービスコーナーでは手続きできません。)

届出の種類	必要なもの
転入届 (呉市内に引っ越した日から14日以内)	・住民基本台帳カード(お持ちの方)在留カード等 ・転出証明書 (国外からの転入は除く)
転出届 (呉市外へ引っ越すときに転出予定日の14日前から受付)	・国民健康保険証(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証 (加入者のみ)
転居届 (呉市内で引っ越してから14日以内)	・国民健康保険証(加入者のみ) ・住民基本台帳カード(お持ちの方) 在留カード等

証明

住民票の写し

住民基本台帳に登録されている人について(住所、氏名、生年月日、性別、本籍、世帯主の氏名、続柄など)証明します。

住民票除票の写し

転出や死亡された人の住所の状況を証明するものです。住民票から除かれてから5年間発行します。

住民票記載事項証明書

住民票に記載している内容の一部を証明します。

※チェック！

転入・転出等の届出、証明書等の請求に必要なもの	
本人または同一世帯	それ以外
本人確認できる書類	
パスポート、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、健康保険証などで有効期限内のもの(外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書など)	委任状

● 印鑑登録

印鑑登録証明書には、登録した印鑑の印影と住所・氏名・生年月日等が記載されます。不動産登記や契約書の作成等に利用され、一般的に印鑑登録された印鑑を「実印」と呼んでいます。

登録できる人

呉市に住民登録がある15歳以上の人(成年被後見人を除く)。

登録方法

印鑑を持って市民課または各市民センターへ(市民サービスコーナーでは手続きできません)。

〈本人申請の場合〉

官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カードなどで有効期限内のもの)または保証書(呉市で印鑑登録している人の実印を押し、本人であることを証明したもの)がある場合は、即日印鑑登録証(カード)を交付。

〈本人でも官公署発行の写真付き身分証明書等がないまたは代理人の場合〉

登録申請後に本人宛に照会書を郵送。署名・押印した回答書と登録者本人の本人確認書類(官公署発行の写真付き身分証明書、健康保険証、預貯金通帳、社員証(写真付き)等)、代理人申請の場合は代理人の本人確認書類も合わせて、申請された窓口に持ってきていただき印鑑登録証(カード)を交付。

印鑑登録証明書

印鑑登録証(カード)を添えて申請してください。証明書を発行します。

● 住民基本台帳カード

氏名のみが印字されたものと、顔写真と氏名・生年月日・性別・住所を印字した2種類があります。交付手数料は500円。有効期間は10年間です。

永住者及び特別永住者以外の外国人住民の方は、有効期限が異なります。

▼ 広告 ▼

カードの機能

①写真付きのカードは公的な身分証明書としても利用できます。
②公的個人認証サービスの電子証明書保存用カードとしても利用できます。
③住基カード、運転免許証などを提示することにより、本人や同一世帯の人の住民票の写し（本籍地、戸籍筆頭者の表示が省略されたもの）が、全国どこの市区町村でも受け取ることができます（平日の9:00から17:00まで）。
④転出された場合は、転入先で継続手続が必要となります。

申請方法

市民課・各市民センターへ
（市民サービスコーナーでは手続きできません。）
　写真付きのカードを希望される場合は、写真1枚（申請前6カ月以内に撮影したもので縦4.5cm、横3.5cm、上半身、正面、無帽、無背景）が必要です。

カードの受け取りに必要なもの

本人申請の場合

①照会書兼回答書（申請後、後日郵便で送付されます）
②官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証、パスポートなど）、健康保険証、預貯金通帳、キャッシュカードなど本人確認書類2点。

代理人申請の場合

①照会書兼回答書（委任状に本人が署名し、4ケタの暗証番号を記入した上で、見えないようにシールを貼っておいてください）。
②申請者本人の身分証明書2点（上記参照）。
③代理人の官公署発行の写真付き身分証明書を含む本人確認書類2点。

本人が市民課へ16:00までに来庁し、官公署発行の写真付き身分証明書を含む2点の本人確認書類を提示すれば即日交付が可能です。

● 公的個人認証サービス

　行政機関への申請手続きなどを自宅のパソコンから行う際に必要な電子証明書を発行します。手数料は500円、有効期間は3年間です（有効期間内でも、住所や氏名等の変更があれば自動的に失効します）。

申請

必要なもの	発行窓口
住民基本台帳カードと官公署発行の写真付きの身分証明書（写真付きの住民基本台帳カードの場合は不要）	市民課、広市民センター、音戸市民センター、蒲刈市民センター

受け取りに必要なもの

本人申請の場合

　即日交付します。ただし、官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、照会書兼回答書を本人宛に郵送しますので、後日、健康保険証、年金証書、生活保護受給証明書等をお持ちください。

代理人申請の場合

　照会書兼回答書を本人宛に郵送します。後日次のものを持ってきてください。
①申請者本人の住民基本台帳カード
②照会書兼回答書　委任状に本人が署名・押印（実印）し、印鑑証明書（3カ月以内に発行されたもの）を添付してください。回答書には、本人が暗証番号を記入し、見えないようにシールを貼っておいてください。
③申請者本人の官公署発行の写真付き身分証明書、健康保険証、年金証書または生活保護受給証明書等（写真付きの住民基本台帳カードの場合は不要。）
④代理人の官公署発行の写真付き身分証明書
※申請者本人の運転免許証等身分証明書の住所・氏名に変更があった場合は、必ず事前に訂正しお持ちください。

▼ 広告 ▼

● 戸籍

届出

市民課または各市民センターへ(市民サービスコーナーでは手続きできません。)

届出の種類	届ける人	必要なもの	どこで
出生届 (生まれた日を含め14日以内)	原則父か母	・届出書(出生証明書添付) 1通 ・母子健康手帳 ・印鑑	本籍地・所在地・出生地のいずれかの市区町村
婚姻届 (届出の日から効力が生じます)	夫および妻 [成人の証人2人の署名・押印が必要]	・届出書1通 ・夫と妻の印鑑 ・本籍地でない市区町村で届出するときは、本籍地でない人の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ・未成年者が婚姻する場合は父母の同意書 ・運転免許証等の本人確認書類(下記③参照)	夫または妻の本籍地か所在地のいずれかの市区町村
死亡届 (死亡の事実を知った日から7日以内)	親族・同居者など	・届出書(死亡診断書添付) 1通 ・印鑑	死亡地・本籍地・届出人の所在地のいずれかの市区町村

①このほか、養子縁組届、転籍届、離婚届などがあります。

②土日などの届出

戸籍に関する届出は、休日や時間外でも受け付けます。市役所か各市民センターの宿直室へお届けください。なお、休日などの届出は、受付のみで届出書に不備があった場合は、再度来庁いただいたり、不受理でお返しする場合があります。住民異動の届出等(転入届など)は受け付けていません。

③届出の際の本人確認について

届出によって効力を生ずる婚姻、養子縁組などの届出の際に窓口に来られた人(代理人も同様)の本人確認(運転免許証、パスポートなど公的機関が発行する顔写真付きのもの等)をします。本人確認できない場合は、届出を受理した旨の通知書を届出人に郵送します。

証明

戸籍に記載されている人の氏名、性別、生年月日、続柄、死亡年月日、結婚歴などを証明します。

・戸籍謄本(全部事項証明)
・戸籍抄本(個人事項証明)
・身分証明、独身証明など

相続により戸籍を必要とされる人は、予め年金事務所や金融機関など手続先にどういう内容の戸籍が必要か確認してください。

・死亡した人の出生から死亡までの戸籍
・死亡した人と○○の続柄のわかる戸籍

戸籍に関する証明は、本籍地の市町村で発行します。請求する戸籍の本籍及び筆頭者の氏名をご確認の上、自分の本籍地に請求してください。

戸籍を請求することができる方

①戸籍に記載されている本人、またはその配偶者(夫または妻)、その直系尊属(父母、祖父母等)もしくは直系卑属(子、孫等)

②自己の権利の行使または義務の履行のために必要な方
(例えば、亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等)

③国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方

④その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方
(例えば、成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等)

※代理人が請求する場合は委任状が必要になります。

本人確認書類

運転免許証、パスポートなど(いずれも有効期限があるもの)をお持ちください。

※詳しいことはお問い合わせください

● その他の手続き・相談

すこやかセンターで取り扱っている国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金・児童手当・乳幼児医療などの申請受付を行っています。

市民相談（☎25－3222）や消費生活相談（☎25－3218）もお受けしています（P98参照）。

● 外国人住民の方の手続き

転出・転入の際は、住民票の異動手続きを行ってください。

特別永住者証明書の手続き

市民課または各市民センターへ
（市民サービスコーナーでは手続きできません。）

①特別永住許可申請をするとき
　日本で出生した子の父または母が特別永住者の場合、子の出生の日から60日以内に特別永住許可申請を行ってください。
　必要な書類：出生届記載事項証明書、出生した子の住民票など（詳しくはお問い合わせください。）
②氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があったとき
③特別永住者証明書を盗まれたり、紛失したとき
④特別永住者証明書の有効期間の更新をするとき
　必要な書類：パスポート（お持ちの方）、写真１枚（規格あり、16歳未満は不要）、特別永住者証明書または外国人登録証明書、変更を生じたことがわかる資料など（詳しくはお問い合わせください。）

在留カードの手続き

最寄りの地方入国管理局へ

①氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があったとき
②在留カードを盗まれたり、紛失したとき
③在留カードの有効期間の更新をするとき
④「技術」等の就労資格や、「留学」等の学ぶ資格の方で、所属機関が変更になったとき
⑤「日本人の配偶者」や「家族滞在」等の在留資格の方で、配偶者と離婚または死別したとき

※問合せ先
　法務省入国管理局
　外国人在留総合インフォメーションセンター
　月～金曜日　8：30～17：15（祝休日は休み）
　電話：0570－013904
　（IP電話・PHSからは03－5796－7112）

● 各種証明と手数料

証明の種類（1通の料金）	料金	必要なもの	どこで
住民票の写し、住民票記載事項証明書	各300円	・請求される人の本人確認ができる書類 ・委任を受けた人が請求されるときは委任を証明する書面が必要です。	市民課・各市民センター 市民サービスコーナー 子育て支援課
戸籍の全部・個人事項証明（謄抄本）	450円		市民課・各市民センター ※市民サービスコーナーは予約交付
除籍の全部・個人事項証明（除籍謄抄本）	750円		
戸籍届書の記載事項証明書	350円		
戸籍の附票の写し・身分証明書	各300円		
印鑑登録証明書	300円	・請求される人の本人確認ができる書類 ・印鑑登録証（カード）	市民課・各市民センター 市民サービスコーナー 子育て支援課

※証明書請求の際には、請求される人の本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書などで有効期限内のもの）の提示が必要です。
※本籍が呉市外の場合、戸籍謄抄本、除籍（改製原戸籍）謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書については、本籍地の市区町村へ請求してください。

● 市民サービスコーナー

本庁や市民センターの業務時間外に住民票などの証明書を交付しています。なお、印鑑登録や住民異動届等は扱っていません。

その場でお渡しできるもの

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

予約により後日の指定日以降にお渡しできるもの

戸籍・除籍の全部（謄本）・個人（抄本）事項証明書、戸籍附票の写し、戸籍・除籍の記載事項証明書、身分証明書、所得証明書、課税証明書、納税証明書、所在地証明書、評価・公課証明書、無資産証明書

＜呉駅南＞
　場所／呉駅南側（くれ観光情報プラザ内）　☎26－5965
　業務時間／9：00～19：00まで　土、日、祝日も業務
　休業日／年末年始（12月29日～1月3日）
＜新広駅前＞
　場所／広市民センター1階エレベーター横　☎73－7191
　業務時間／17：15～19：00まで
　休業日／土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

● 旅券（パスポート）

市民課（市役所1階）　☎25－3522

申請できる人

・呉市に住民登録している人。
・学生や単身赴任等で県外に住民登録していて呉市に居住している人（事前にお問い合わせください）。
・緊急にパスポートが必要になった場合は、県の旅券センターが取り扱います（県旅券センター☎082－513－5603）。

取扱日・時間

月曜日から金曜日まで。
※祝日および年末年始の閉庁日は休み。
8:30から17:15まで。
※ただし、申請は17:00まで。
木曜日は交付のみ19:00まで窓口を開けています。

申請に必要な書類

①一般旅券発給申請書　1通
②戸籍謄（抄）本　1通　発行日から6カ月以内のもの（旅券の有効期間内の申請で氏名や本籍などに変更がなければ不要）
③写真
6カ月以内に撮影。縦45mm横35mm。裏面に氏名を記入。
※規格にあわないなど、不適当な場合は撮り直しをお願いすることがあります。
くわしい規格についてはお問い合わせ下さい。

写真のサイズ

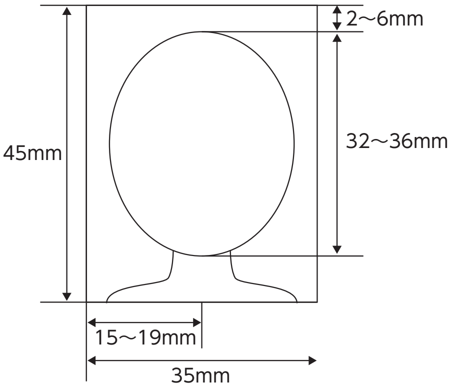

④本人確認のための書類　1種類でよいものと2種類必要なものがあります。写しは不可（1種類で確認できるもの：運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなど）。
⑤持っていれば前回の旅券（パスポート）
⑥印鑑（本人の署名が困難な場合等）
※旅券作成に必要な事項が十分確認できない場合は、他の書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。
※代理人による申請も可能ですが、委任出書等が必要となりますので、お問い合わせください。

交付までにかかる日数

新規申請の場合　8日
※日数には、土・日曜日および祝日等の休日（閉庁日）を含みません。

受け取り

受け取りには必ず本人がお越しください。

必要なもの

①一般旅券受領証（申請のときにお渡しします）
②手数料　※パスポート用の収入印紙、県証紙は旅券窓口でも取り扱っています。

旅券手数料の種類		収入印紙	県手数料	合計
新規	10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
	5年有効旅券（申請時12歳以上）	9,000円	2,000円	11,000円
	5年有効旅券（申請時12歳未満）	4,000円	2,000円	6,000円

市民税

市民税課（市役所2階）　☎25－3193

● 個人市民税

その年の1月1日（賦課期日）に住んでいる市町村で、前年中（1月1日～12月31日）に所得のあった人に課税されるものです。広く均等に一定の税額で課税される『均等割』と所得に応じて課税される『所得割』で計算されます。なお、個人県民税も市があわせて徴収します。

均等割

市民税　3,500円　　県民税　2,000円

所得割（計算方法）

（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除＝所得割額
税率　市民税　6％　県民税　4％

※生活保護法の規定による生活扶助を受けている人や、障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人は課税されません。
※前年中の所得が一定額（扶養親族等の人数により変動）以下であれば、均等割または所得割がかからない場合があります。

● 税の証明

主な種類	請求場所	手数料
所得証明 課税証明	市民税課・市民課 各市民センター 市民サービスコーナー（※）	300円（各１件）
納税証明	市民税課 各市民センター 市民サービスコーナー（※）	
評価証明 公課証明	資産税課 各市民センター 市民サービスコーナー（※）	300円 土地、家屋ごとに各１枚（５物件）
名寄帳の写し	資産税課 各市民センター	300円（１枚目） ２枚目以降は１枚につき100円

※市民サービスコーナーは予約交付です。
詳しくはP49をご覧ください。

請求の際に必要なもの

・**本人の場合**…本人であることを確認できる公的な証明書（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）
・**代理人の場合**…委任状、代理人自身であることを確認できる公的な証明書（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）

● 軽自動車税

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪などを所有している人にかかる税金です。人に譲ったり、廃車にしても手続きをしていなければ、引き続き課税されます。盗難や、紛失の場合も同じです。

廃車・登録窓口

車種	窓口
原付自転車(125ccまで)	市民税課・各支所
小型特殊自動車	市民税課・各支所
軽二輪・二輪の小型自動車(125ccを超えるもの)	中国運輸局　広島運輸支局 ☎050－5540－2068
軽自動車(軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会 ☎082－503－8475

主な税額(年額)

原動機付自転車	50cc以下	1,000円
軽二輪	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
	125cc超250cc以下	2,400円
軽自動車		
乗用のもの	軽四(営業用)	5,500円
	軽四(自家用)	7,200円
貨物のもの	軽四(営業用)	3,000円
	軽四(自家用)	4,000円

減免

身体障害者手帳をお持ちの人や、その人と生計を一にする人が所有する軽自動車等、一定の要件に該当すれば軽自動車税が減免となることがあります。

● 法人市民税

呉市内に事務所や事業所などがある法人に課税されるもので、資本金等の額や従業員数に応じて課税される均等割と、国税の法人税額に応じて課税される法人税割があります。原則、事業年度終了後の2カ月以内に申告、納付が必要です。税務署や県税へ申告するときは、必ず市へも申告してください。

また、新しく法人を設立したり、事務所などを市内に設置した場合には、1カ月以内に届出が必要となります。

資産税

資産税課(市役所2階)　☎25－3214

● 固定資産税

土地、家屋、償却資産などの「固定資産」の価格(課税標準額)をもとに課税されます。

納める人

1月1日現在、呉市内に固定資産を所有する人(登記名義人など)。

固定資産の種類

土地　田、畑、宅地、池沼、山林、原野など
家屋　住宅、店舗、事務所、ホテル、工場、倉庫など
償却資産　会社や個人が、事業に用いることのできる構築物・船舶・航空機・車両・機械・器具など

税金の計算　**課税標準額×1.4%**

固定資産税の免税点

課税標準額の合計が、それぞれ次の額未満の場合は税計算から除外します。

土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円

固定資産の縦覧・閲覧

毎年4月から5月の間に、土地・家屋の価格等の縦覧帳簿を納税者にお見せしています。また名寄帳の写しを無料で交付しています。

土地・家屋の用途変更などの届出

土地の用途変更または家屋の滅失、建替や用途変更の場合は、翌年度から税金が変わる場合がありますので資産税課に連絡してください。

● 都市計画税

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税で、固定資産税とあわせて納付していただきます。

納める人

1月1日現在、呉市内の市街化区域及び用途地域内に所在する土地、家屋を所有する人。

税金の計算　**課税標準額×0.3%**

市税の納付方法

収納課(市役所2階)　☎25－3204

市・県民税の普通徴収分(給与や年金からの天引きを除く)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付方法には次の2種類があります。

①窓口納付　納付書で銀行・ゆうちょ銀行及び郵便局などの金融機関、市役所本庁、各支所で納付
②口座振替(自動払い込み)納付　※申し込みは、市内の銀行やゆうちょ銀行及び郵便局の各窓口でできます。預金(貯金)通帳と通帳印を持参してください。

● 税金の相談

○災害にあったり収入が激減して、税金の支払いが難しくなった場合はご相談ください。

市・県民税(普通徴収分)　市民税課　☎25－3193
固定資産税・都市計画税　資産税課　☎25－3215

○所得税・相続税・贈与税などの国税の相談

呉税務署(中央3－9－15)　☎23－2424

保険・年金・福祉・健康

国民健康保険

保険年金課（すこやかセンターくれ5階）
☎25－3151・FAX22－8529

病気やけがで医療機関にかかったときに、窓口で支払う自己負担金が医療費の3割（所得や年齢によっては、1割か2割）となるほか、いろいろな給付が受けられます。

● 加入対象者

勤務先で健康保険などに入っていない人や、後期高齢者医療制度に該当しない人は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

● 届出

届出は必ず14日以内に保険年金課か各支所・市民課へ。

	こんなとき	必要なもの
加入する	市内に転入する	印鑑
	子どもが生まれた	印鑑・母子健康手帳
	会社などの健康保険をやめた	印鑑・健康保険資格喪失証明書
	生活保護が廃止した	印鑑・生活保護廃止決定通知書
やめる	市外へ転出する	印鑑・保険証
	他の健康保険に入った	印鑑・国保と他の健康保険の両方の保険証
	死亡した	印鑑・保険証
	生活保護が開始した	印鑑・生活保護開始決定通知書・保険証
そのほか	住所・氏名などが変わった	保険証
	修学のため転出する	印鑑・在学証明書・保険証
	保険証をなくした	印鑑・本人と確認できるもの（免許証等）

※届出される方の本人確認できるものをお持ちください。委任状が必要な場合があります。
※退職者医療制度に該当する場合は、年金証書とあわせてお持ちください。
※転入前の住所地で「特定同一世帯所属者異動連絡票」、または「旧被扶養者異動連絡票」の交付を受けている人は提出してください。
※75歳未満の人で、後期高齢者医療制度に加入された人は、届出が必要です。

● 保険料

保険料の決め方

保険料は加入者数や所得により計算します。また、40歳以上65歳未満の人は、介護保険料と合わせて請求されます。

保険料は、毎年見直しされます。

（参考）〈平成26年度保険料〉

1　医療保険分保険料（加入全世帯）
①所得割　基礎控除後の総所得金額等の7.7％
②均等割　被保険者1人につき 20,880円
③平等割　1世帯につき 21,000円
①②③の合計：1年間の医療保険分保険料
（限度額51万円）

2　後期高齢者支援金分保険料（加入全世帯）
①所得割　基礎控除後の総所得金額等の4.0％
②均等割　被保険者1人につき　9,840円
③平等割　1世帯につき　9,840円
①②③の合計：1年間の後期高齢者支援金分保険料
（限度額16万円）

3　介護保険分保険料
40歳以上65歳未満（介護保険2号被保険者）の人が対象
①所得割　基礎控除後の総所得金額等の3.0％
②均等割　被保険者1人につき 8,280円
③平等割　1世帯につき 5,880円
①②③の合計：1年間の介護保険分保険料
（限度額14万円）

1 医療保険分保険料＋2 後期高齢者支援金分保険料＋3 介護保険分保険料＝国民健康保険料（限度額81万円）

○総所得金額等の算出方法
・年金所得（年金収入額－公的年金控除額）
・給与所得（給与収入額－給与所得控除額）
・自営業等の所得（専従者控除後）
・長期譲渡所得（譲渡による収入額－必要経費－譲渡所得に係る特別控除額）
などのすべての所得の合計額－基礎控除額（33万円）
＝総所得金額等

保険料の納め方

納付義務者は世帯主です。

世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、家族の中で国民健康保険に加入している人がいれば、納付義務者（擬制世帯主と言います。）となります。

納付方法
・口座振替を原則としています。呉市内の取扱金融機関等で手続きをしてください（保険証、預貯金通帳、通帳印が必要）。各期の振替となります。

【世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満等の場合】

次の条件を満たす場合、年金からの支払い（特別徴収）と口座振替のいずれかを選ぶことができます。
（平成26年度新規は、10月からの開始となります。）

年金からのお支払い（特別徴収）と口座振替の選択ができる場合
1　世帯主が国民健康保険に加入しており、年額18万円以上の年金を受給していること。
2　世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
3　当該年度中に世帯主が75歳に到達しないこと。

4　国民健康保険料と介護保険料との合計が対象となる公的年金受給額の2分の1を超えないことなど
※選択にあたっては手続きが必要です。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

保険料の納期（特別徴収を除く）

7月から翌年3月までの毎月末（原則）9回の納期です。

納付済額のお知らせなど

毎年1月下旬頃に国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付済額のお知らせを送付します。また、口座振替利用者の人は、振替済通知書も送付します。

保険料の減免

災害（火災等）や特別な事情などで生活が著しく困難となった場合はご相談ください。

後期高齢者医療制度により、被用者保険の被扶養者が国民健康保険に加入する場合は、保険料の減免を受けられることがありますのでご相談ください。

保険料を滞納した場合

特別な事情がなく滞納した場合、次のような措置があります。

①滞納が1年を経過した場合、被保険者証の返還と資格証明書が交付されます（診療費用の全額を一旦払っていただきます）。
②滞納が1年6カ月を経過した場合、保険給付の全部または一部の支払いが一時差し止められます。
③年金・給与・財産等の差押えを行うことがあります。

● 給付など

【　】内は、申請に必要なもの

療養の給付

保険証を提示して医療を受けるとき。

通常	自己負担3割
未就学児	自己負担2割
高齢受給者	自己負担1、2、3割（所得、生年月日などによって異なります）

保険診療以外は全額自己負担です。

療養費の支給（要申請）

次のような場合、費用の一部が療養費として支給されます。時効は2年です。

【印鑑・保険証・世帯主の預貯金通帳・（1）～（3）それぞれの書類】

（1）旅先で保険証がなく、医療費の全額を支払ったとき
【領収書、診療報酬明細書の写し】
（2）治療用としてコルセットなどの装具をつけたとき
【医師の診断書、装具装着証明書、領収書、領収明細書】
（3）海外渡航中に病気やケガの治療をうけたとき
【領収書、診療報酬明細書の写し（日本語訳添付のこと）、パスポート】
※治療目的での渡航は対象となりません。

高額療養費の支給（要申請）

高額の一部負担金を支払った場合、一定額（自己負担限度額）を超えた額が支給されます。時効は2年です。ただし、保険対象外の治療費は対象になりません。

自己負担限度額は個人や世帯の所得の状況や年齢で変わります。

【領収書・印鑑・保険証・世帯主の預貯金通帳】

該当する人に、お知らせ（通知）を送付します。
お知らせが届くまで、診療から早くて3カ月かかります。

限度額適用認定証の交付（要申請）

認定証を提示することで、一部負担金の支払を一定額までにとどめることができます。

【印鑑、保険証】
※保険料に滞納のある世帯には交付できません。
※市民税非課税世帯の人には、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。この証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

出産育児一時金の支給

被保険者が分娩したとき、または妊娠12週目（85日）以後の死産・流産（この場合火葬許可証の写し等が必要）であれば支給されます。

ただし、会社等の健康保険に1年以上加入していた被保険者が、その保険脱退後6カ月以内に出産した場合は、その保険から支給されるので、国民健康保険からは支給できません。

支給額　39万円
※ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関等で、平成21年1月1日以後、在胎週数が22週に達した日以後の出産（死産を含む）が認められた場合には、3万円が加算されます。
※出産育児一時金を国保から直接医療機関へ支払う制度を利用されない場合は、次のものを持って窓口で申請してください。

【印鑑・保険証・世帯主の預貯金通帳・母子手帳または出生証明等出生の確認できるもの・産科医療補償制度対象分娩の場合、加入医療機関等の所定の印が押された領収書または請求書の写し】

葬祭費の支給（要申請）

被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に支給されます。

支給額　3万円

【印鑑・保険証・葬祭執行者と分かるもの・葬祭執行者の預貯金通帳】

移送費の支給（要申請）

重病人の入院や転院などの移送に費用がかかった場合、保険者が必要と認めたときに支給されます。

【印鑑・保険証・領収書・世帯主の預貯金通帳・医師意見書・移送経路などのわかるもの】

交通事故などの場合

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、国民健康保険を使って治療を受けるためには、必ず届出（第三者行為による被害届）が必要です。

次のような場合には、保険で治療が受けられなくなる場合があります。

・届出が遅くなった
・届け出る前に加害者から治療費を受け取った
・示談をすませた

【交通事故証明書（人身事故扱いになっているもの）・保険証・印鑑】

国民健康保険が使えない場合

①病気でないもの（健康診断、予防注射、美容整形、歯列矯正、正常な妊娠・出産など）
②犯罪行為などによるもの
③ケンカや泥酔によるもの
④わざと病気やケガをしたとき

後期高齢者医療制度

保険年金課(すこやかセンターくれ5階)
☎25−3156・FAX22−8529
広島県後期高齢者医療広域連合
☎082−502−7822

75歳以上の人は、後期高齢者医療制度の保険証により、病院等で診療を受けることができます。

この制度は、広島県後期高齢者医療広域連合が保険者(運営主体)となり、資格の認定・保険料の決定・保険給付などを行い、県内の各市町が、届出や申請の受付・保険料の徴収などの窓口業務を行います。

加入対象者

広島県内に居住する次の人が対象となります。
①75歳以上の人
②65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある人

● 届出

届出は、保険年金課か各支所、市民課へ。

こんなとき	必要なもの
75歳になり、後期高齢者医療制度へ加入するとき	手続きの必要はありません。※保険証は、誕生月の前月末日までに郵送します。
県外の他の市区町村から転入したとき	負担区分証明書、被扶養者証明書(交付された人のみ)、障害認定証明書(交付された人のみ)、印鑑
県内の他の市町から転入したとき	保険証
県外の他の市区町村へ転出するとき	保険証
県内の他の市町へ転出するとき	保険証
市内で住所が変わったとき	保険証
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書、保険証、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
一定程度の障害があり、後期高齢者医療制度へ加入希望されるとき(障害認定)	障害の状態が確認できる書類(身体障害者手帳など)、現在の保険証、印鑑
障害認定の撤回を希望されるとき	保険証、印鑑
被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑

※限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を持っている人は、これらの証も提出してください。

※被保険者の転居により、転居を受け入れた世帯の構成が変わる場合は、翌月から窓口負担割合などが変更される場合があります。

● 保険料

保険料の賦課

保険料は、広域連合において、後期高齢者医療制度の被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

保険料を決める基準は、2年ごとに見直しが行われ(平成26・27年度は同率)、広島県内では、原則均一です。

保険料の決め方

保険料額=所得割額+均等割額

所得割額=賦課のもととなる所得金額×所得割率(8.43%)
均等割額=44,032円

※賦課のもととなる所得金額=前年の総所得金額等−33万円
※保険料の限度額は、57万円です。

保険料の納め方

保険料の納付先　保険料は、呉市に納付します。

保険料の納付方法

①普通徴収

納入通知書または口座振替で納付します。

納期は、7月から翌年3月までの毎月末日(原則)9回です。

口座振替の場合は、呉市内の取扱金融機関で手続き(保険証、通帳、通帳印が必要)をしてください。

②特別徴収

受給する年金から納付します。次の人が該当します。
(1)年金受給額が年額18万円以上の人
(2)介護保険料が特別徴収され、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下の人

※特別徴収は、保険年金課への申出と金融機関での口座振替の手続きにより、納付方法を口座振替に変更することができます。

納付済額のお知らせなど

毎年1月下旬に後期高齢者医療保険料と併せて、国民健康保険料及び介護保険料の納付済額のお知らせを送付します。また、口座振替利用者には、振替済通知書も送付します。

保険料の減免

災害等の特別な理由により、保険料の納付が著しく困難であると認められた場合は、減免の適用を受けられる場合があります。

滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、この保険料や延滞金を完納されない場合は、財産差押などの滞納処分を受けることがあります。

● 保険給付など

【　】内は、申請に必要なもの

療養の給付

保険証を提示して、病院等で診療を受けた際の窓口負担割合(自己負担割合)は、次のとおりです。保険診療以外は、全額自己負担です。

①一般　1割
②現役並み所得者　3割

療養費の支給

次のような場合、治療などに要した費用の全額をいったん支払った後、申請により一部負担金を除いた額が支給されます。ただし、広域連合が認めた場合に限ります。時効は、2年間です。

【保険証、印鑑、預貯金通帳、次に示す書類】

①旅先で保険証がなく、医療費の全額を支払ったとき
【領収書、診療報酬明細書の写し】

②治療用としてコルセットなどの補装具を作ったとき
【領収書、領収明細書、診断書、装具装着証明書】

③海外渡航中に病気などの治療を受けたとき【領収書、領収明細書、診療報酬明細書の写し(日本語訳添付のこと)】

※治療目的での渡航は対象となりません。

高額療養費の支給

高額の自己負担額を支払った場合、一定額を超えた額が支給されます。ただし、保険対象外の治療費は、対象になりません。時効は、2年間です。

対象になる方には、初回に限り広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に支給されます。

支給額　3万円

【保険証、印鑑、預貯金通帳、葬祭執行者と分かるもの（埋火葬許可証など）】

交通事故などの場合

交通事故で第三者（加害者）から傷害を受けた場合は、原則として加害者が医療費の全額を負担すべきものですが、届出により後期高齢者医療制度の保険で診療を受けることができます。この場合、広島県後期高齢者医療広域連合で医療費を立て替えた後で、加害者に医療費を請求します。

交通事故にあった場合は、まず警察に届け出て「交通事故証明書」をもらってください。

次のような場合には、保険で治療が受けられなくなる場合があります。

①届出が遅くなった。
②届け出る前に加害者から治療費を受け取った。
③示談をすませた。

【保険証、印鑑、交通事故証明書（人身事故扱いになっているもの）】

後期高齢者医療制度の保険が使えない場合

次のような場合には、後期高齢者医療制度の保険は使えません。

①病気でないもの（健康診断、予防注射など）
②犯罪行為などによるもの
③ケンカや泥酔によるもの
④わざと病気やケガをしたとき

国民年金

保険年金課（すこやかセンターくれ5階）　☎25−3157
呉年金事務所　☎22−1691

国民年金は、高齢者や障害者になったときや亡くなられたときなどに、年金が受給できる制度です。

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者となります。

● 加入者

第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、学生など厚生年金保険や共済組合などに加入していない人

第2号被保険者

厚生年金保険、共済組合などの加入者

第3号被保険者

厚生年金保険、共済組合などの加入者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）

希望すれば加入できる人

・60歳以上65歳未満で老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）を満たしていないか、満額の老齢基礎年金（40年）に満たない人
・日本人で海外に住む20歳以上65歳未満の人
・昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）を満たしていない65歳以上70歳未満の人

● 保険料（平成26年度）

第1号被保険者の保険料は、月額15,250円（平成26年度）です。

定額保険料に月額400円の付加保険料を加えて納め、増額された老齢基礎年金を受け取ることもできます。

割引制度

1年分や半年分などをまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。納め方には、納付書による現金納付や口座振替・クレジットカード納付による方法があります。口座振替の場合は、2年分の前納もできます。

● 保険料免除制度（第1号被保険者）

申請が必要です。対象者の所得が基準額以内であれば適用されます。【　】内は必要なもの

申請免除

保険料が全額または一部免除になります。

対象者：本人、配偶者、世帯主

【「印鑑」「年金手帳」「離職を理由とする場合は、離職票または雇用保険受給資格者証等」「災害の場合は、り災証明」】

学生納付特例制度

在学期間中の保険料が納付猶予され後払いできます。

対象者：学生

【「印鑑」「年金手帳」「学生証か在学証明書（コピー可）」「離職を理由とする場合は離職票か雇用保険受給資格者証等」】

若年者納付猶予制度

保険料が納付猶予され後払いできます。

対象者：30歳未満の本人と配偶者

【「印鑑」「年金手帳」「離職を理由とする場合は離職票か雇用保険受給資格者証等」】

法定免除

保険料が免除されます。

対象者：1・2級の障害年金を受給しているか、生活保護法による生活扶助を受けている人

【「印鑑」「年金手帳」「障害年金受給者は年金証書、生活保護決定通知」】

※申請は保険年金課、市民課、各支所へ

● 各種手続き

【　】内は必要なもの：届出先

20歳になったとき

【印鑑：保険年金課、市民課、各支所】

※すでに就職して厚生年金などに加入している人は、手続きは不要です。配偶者の扶養になっている人は、勤務先に届けてください。

60歳未満で会社などを退職したとき

【印鑑、年金手帳、離職票または雇用保険受給資格者証等：保険年金課、市民課、各支所】

※扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者も国民年金加入が必要です。

60歳未満で会社などに就職したとき

【印鑑、年金手帳：勤務先】

配偶者の扶養になったとき

【印鑑、年金手帳：配偶者の勤務先】

配偶者の扶養でなくなったとき
【印鑑、年金手帳、扶養喪失年月日のわかる書類：保険年金課、市民課、各支所】
年金手帳を紛失したとき（年金手帳の再発行）
【印鑑：第1号被保険者は、保険年金課、市民課、各支所。第2号・第3号被保険者は、勤務先】

● 年金の給付

老齢基礎年金
原則65歳から支給されます。
受給資格期間は原則25年（300月）以上（平成27年10月に10年に短縮される予定）必要で、次の期間等が含まれます。
①国民年金の保険料を納めた期間②第2号被保険者期間（20歳以上60歳未満）③第3号被保険者期間④保険料の免除期間や若年者納付猶予期間、学生納付特例期間
年金額
平成26年4月分からの老齢基礎年金額（満額）は77万2,800円です。（20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合）40年に満たないときは減額されます。
第1号被保険者期間のみの人の老齢基礎年金は、保険年金課、市民課、各支所。それ以外は年金事務所。印鑑、住民票等詳しくは、届出先にお尋ねください。

障害年金・遺族年金
初診日が第1号被保険者や被保険者であった60歳以上65歳未満の人、または20歳前に初診日がある人の障害基礎年金、第1号被保険者期間中に死亡日がある人の遺族基礎年金は、保険年金課、市民課、各支所。それ以外は年金事務所。印鑑、年金手帳、住民票等。詳しくは、届出先にお尋ねください。

年金受給者が死亡したとき
遺族基礎年金、障害基礎年金及び寡婦年金等の受給者は、保険年金課、市民課、各支所。それ以外は年金事務所。印鑑、年金手帳、戸籍謄本、住民票等。詳しくは、届出先にお尋ねください。

第1号被保険者が死亡したとき
・死亡一時金
国民年金保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支給されます。
・寡婦年金
第1号被保険者としての保険料納付済期間が25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給されます。
【印鑑、年金手帳、戸籍謄本、住民票等。詳しくは、保険年金課にお尋ねください。：保険年金課、市民課、各支所】

呉年金事務所　宝町2－11　☎22－1691
月～金曜日 8:30～17:15（祝休日は休み）

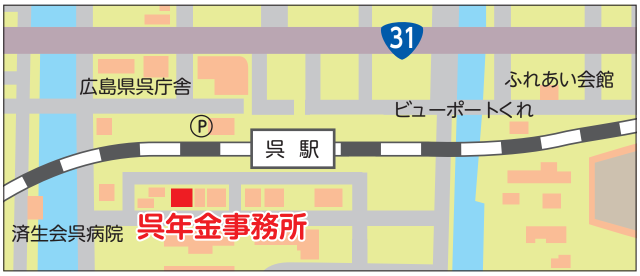

介護保険

介護保険課（すこやかセンターくれ5階）　☎25－3136
高齢化の進展や核家族化にともなう介護の問題を、社会全体で支える仕組みです。

● 被保険者

被保険者は40歳以上で、年齢によって次のように区分されます。
（1）第1号被保険者　65歳以上の人
原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要となった場合にサービスが利用できます。
（2）第2号被保険者　40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
加齢による病気（特定疾病：がん（末期）、糖尿病性神経障害、脳血管疾患、閉塞症、動脈硬化症など16項目）が原因で、介護や支援が必要となった場合にサービスが利用できます。

● 介護保険サービスの利用

介護保険のサービスを利用するためには、要介護（要支援）認定を受けていただく必要があります。
申請
本人または家族の人が、介護保険課、市民課、各支所へ介護保険被保険者証をお持ちください。
※地域包括支援センター （P60参照）や居宅介護支援事業者などの人に、代行申請してもらうこともできます。
※第2号被保険者の人は、健康保険証が必要です。認定調査員の訪問調査と主治医意見書を元に介護認定審査会で審査・判定後、認定結果を通知します（原則として30日以内）。
〈判定内容〉
要介護1～5　日常生活を送るために介護が必要な人。居宅介護支援事業所で介護サービス計画を作成し、介護サービスが受けられます。
要支援1・2　日常生活の基本動作は自分でほぼできるが、なんらかの支援が必要な人。地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成し、自立支援のためのサービスが受けられます。
非該当　介護保険の対象とならないが生活機能が低下している高齢者。地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成し、地域支援事業による介護予防サービスが受けられます。
※要介護（要支援）認定には有効期間が定められ、継続してサービスを利用する場合には、認定の更新（有効期間終了の60日前から）が必要になります。
※要介護（要支援）認定の有効期間内であっても、心身の状態が変化した場合には、認定の変更申請をすることができます。

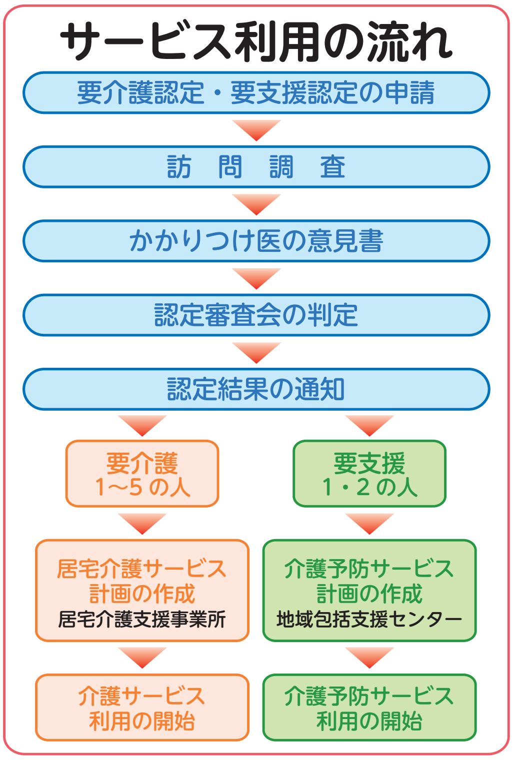

● 主な介護保険サービス

介護保険には、次のようなサービスがあります。

原則、実際に要したサービス費の1割の額を、利用料として利用者がサービス事業者に支払います。

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成費は、全額保険から給付され自己負担はありません。

在宅サービス

〈計画〉

居宅介護支援・介護予防支援

介護保険サービスを適切に利用できるように、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成やサービス事業者との利用調整等を行います。

〈訪問系〉

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常的な買い物・調理等を行います。

訪問入浴介護

移動入浴車などで寝たきりの高齢者等の居宅で、入浴の介助を行います。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

訪問リハビリテーション

病院等の理学療法士・作業療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師や管理栄養士等が利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

〈通所・入所系・居住系〉

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の介護や軽体操等を日帰りで行います。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に通い、機能訓練などのリハビリテーションを行います。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護や日常生活上のお世話等を行います。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的管理のもとで介護や医療、日常生活上のお世話等を行います。

特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護事業所として指定を受けている有料老人ホームやケアハウス等において、入浴・排せつ・食事の介護、日常生活に必要なお世話等を行います。

〈その他〉

福祉用具貸与（レンタル）

車いす、特殊寝台など、福祉用具を貸与します。

福祉用具購入費

腰掛便座、入浴補助用具等の福祉用具購入費を支給します。

住宅改修費

手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取替え等の小規模な住宅改修費を支給します。

地域密着型サービス（原則、事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できるサービス）

認知症対応型通所介護

認知症対応型のデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の介護や軽体操等を日帰りで行います。

小規模多機能型居宅介護

地域にある小規模な施設への日中の「通い」を中心に、利用者の状態などにより「訪問」や「泊まり」のサービスを行います。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（要支援2以上利用可）

1人で日常生活を送ることが困難な認知症の要介護者等に、1つの共同生活住居（1ユニット5人～9人）で、入浴・排せつ・食事の介護、日常生活のお世話等を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の特別養護老人ホームのことで、常時介護が必要で、在宅での介護が困難な人に、入浴・排せつ・食事の介護や日常生活上のお世話等をします。

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な人に、入浴・排せつ・食事の介護や日常生活上のお世話等をします。

介護老人保健施設

病状が安定した人に、自宅に戻れるようリハビリ（機能訓練）に重点を置き、介護や看護、日常生活上のお世話等をします。

介護療養型医療施設

病状は安定しているものの引き続き療養が必要な人に、介護や看護、必要な医療等を行います。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等は、要支援の人は利用できません。

※時間やサービスによって利用料が加算される場合があります。

● 区分支給限度額

居宅サービスでは、要介護度ごとに1カ月に利用できるサービス費の上限額（区分支給限度額）が定められています。この限度額を超える部分は全額自己負担となります。

支給限度額（1カ月あたり）

要支援1	**50,030円**	**要支援2**	**104,730円**
要介護1	**166,920円**	**要介護2**	**196,160円**
要介護3	**269,310円**	**要介護4**	**308,060円**
要介護5	**360,650円**		

なお、福祉用具購入費（年度あたり10万円まで）、住宅改修費（20万円まで）及び居宅療養管理指導は、区分支給限度額の対象とはなりません。

● 利用者負担の軽減制度

一定の要件に該当される人には、申請により利用者負担が軽減されます。

①高額介護（介護予防）サービス費･高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給
②施設等入所（入院）時の食事や居住費（滞在費）の軽減
③社会福祉法人等による利用者負担の軽減
④災害等による利用料の減免
⑤原爆被爆者の利用料の減免 等

● 保険料

保険料額

（1）第1号被保険者

本人及び世帯の課税状況や、前年中の所得などに応じて13段階に区分されます。保険料については3年ごとに見直されます。

〈平成24年度～平成26年度〉

第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方	**26,400円**
第2段階	市民税世帯非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	**26,400円**
第3段階	市民税世帯非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	**40,200円**
第4段階	市民税世帯非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の方	**42,000円**
第5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税（課税年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下）の方	**45,000円**
第6段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税（課税年金収入金額＋合計所得金額が80万円超）の方	**60,000円**
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	**66,000円**
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	**75,000円**
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	**90,000円**
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	**96,000円**
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	**102,000円**
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	**111,000円**
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	**120,000円**

※課税年金収入金額とは？
公的年金等（遺族・障害年金等の非課税年金を除く。）の金額です。

※合計所得金額とは？
収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額の事で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

（2）第2号被保険者

加入している医療保険により算定され、医療保険の保険料と介護保険料を合わせて納付します。

保険料の納め方

第1号被保険者の人

①特別徴収（年金からの引き去り）

年額18万円以上の老齢基礎年金、遺族年金、障害年金等を受けている人は、介護保険料が年金から引き去られた後の金額が振り込まれます（特別徴収は、原則年6回偶数月）。

※年金の年額が18万円以上の人でも、年度の途中で、①65歳になった②呉市に転入した③保険料段階の区分が変更になった時などは、年金から引き去りができません。翌年度から（手続き不要）年金からの引き去りとなります。

②普通徴収

納付書により金融機関または介護保険課・各支所等で納めていただくか、口座振替となります。

口座振替を希望される方は、介護保険被保険者証か納入通知書、預貯金通帳、印鑑（通帳の届出印）を金融機関にお持ちのうえお申し込みください。

● 介護保険給付の制限

長期間保険料を滞納された場合、次のような措置がとられます。

①納期限から1年以上納付していない場合

介護サービスの利用料が、いったん全額利用者負担になります。

②納期限から1年6カ月以上納付していない場合

一時的に介護保険給付が差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。

③納付期限から2年以上納付していない場合

保険料未納期間に応じて、利用者負担割合が3割に引き上げられます。また、この期間は高額介護（介護予防）サービス費等が受けられなくなります。

● 次のようなときは手続きを

呉市外から引っ越してきたとき

要介護（要支援）認定を受けている被保険者は転入前市町村発行の受給資格証明書を添えて認定申請してください。

市内で引っ越すとき

第1号被保険者、要介護（要支援）認定を受けている第2号被保険者は介護保険被保険者証を提出し、新しい被保険者証を受け取ってください。

呉市外へ引っ越すとき

第1号被保険者、要介護（要支援）認定を受けている第2号被保険者は介護保険被保険者証を提出し、受給資格者証明書を受け取ってください。

死亡したとき

第1号被保険者、要介護（要支援）認定を受けている第2号被保険者は介護保険被保険者証を返却してください。

第三者行為（交通事故など）によるサービス利用

交通事故や傷害事件等、第三者（加害者）から傷害を受けたことが原因で被保険者が介護保険のサービスを利用する場合は、介護費用の負担方法（原則、加害者負担）が異なりますので、必ずご相談ください。

● 呉市の取り組み

・住宅改修・福祉用具購入の時に利用者の一時的負担の軽減を図るため、当初から1割で済むようにしています。
・介護者の病気など、特別な事情で介護することが一時的に困難となった場合、3カ月以内の必要な期間で区分支給限度額を超えて居宅サービスを利用することができます。
・利用されたサービスの内容・回数等の「介護給付費のお知らせ」を送付しています。
・介護相談員が介護保険施設や事業所を訪問し、介護サービスに関する相談・要望などをお聴きしています。

高齢者福祉

介護保険課（すこやかセンターくれ5階）　☎25－3139

● 相談窓口

高齢者相談・高齢者虐待相談

介護保険課または地域包括支援センターや地域相談センター（P60参照）へ。

成年後見制度等相談（要予約・無料）

認知症や障害などにより判断能力や意思能力が不十分な人への支援について、社会福祉協議会（すこやかセンターくれ別館　☎25－0266）で毎月第3木曜日に相談会を実施。

ひとり暮らし高齢者等巡回相談

ひとり暮らし高齢者等を民生委員が訪問します。

● 介護保険周辺サービス

訪問系サービス

◆「食」の自立支援配食サービス

認知症や身体状況などで食の確保が困難な人（介護保険給付対象者を含む）に対して、食事の提供や安否確認を行います。利用は1日1食、週2～6食。

利用料／1食450円

◆軽度生活援助ホームヘルプ

日常生活に支障のある世帯にホームヘルパーを派遣し、家事の援助や通院支援を行います。65歳以上の介護保険給付対象外の高齢者が対象です。

利用料／1時間200円（生活保護世帯は無料）

用具・用品の給付・貸付サービス

紙おむつ購入助成券の支給

対象／70歳以上で要介護4・5に相当する人などで常時おむつを必要とする人。65歳以上70歳未満の人で要介護4か5と判定された市民税非課税世帯の人。

いきいきパス（P60）や福祉タクシー乗車券の交付を受けている人は、返還してください。介護保険施設などへの入所者は対象外です。

内容／紙おむつ（フラット式、パンツ式、テープ式、尿とりパッド）が購入できる助成券を年4回（2,000円／月）支給します。

◆緊急通報装置の給付

ひとり暮らし高齢者等に、緊急時にボタンを押すだけで消防局に通報する装置を給付します。緊急時に通報を受ける協力員2人が必要です。

利用料／設置料6,600円（生活保護世帯は無料）

◆日常生活用具の給付

火の取り扱いに不安があるひとり暮らし高齢者等に、火災警報器や電磁調理器、自動消火器を給付します。

利用料／世帯の生計中心者の市民税額に応じて費用負担あり。

車いすの無料貸付

一時的に車いすが必要な人に、短期間（1カ月以内）無料で貸し出します。

問　社会福祉協議会　☎25－3509

入所系サービス

養護老人ホーム

在宅での生活を継続することが困難な人に、生活の場を提供し、生活向上の支援・指導を行います。

利用料／入所者や扶養義務者の負担能力に応じて負担金が必要です。

シルバーハウジング

高齢者に配慮したバリアフリー対応の住宅に生活援助員を配置し、緊急時の対応や安否確認などのサービスを提供する公的賃貸住宅です。

利用料／通常の家賃のほか、世帯の所得税額に応じて負担金（生活援助員の派遣に要する費用）が必要です。

問　県営阿賀住宅：ビルックス（株）　☎74－5963
市営坪ノ内住宅：（株）くれせん　☎32－2488

生活支援ハウス

在宅で自立した生活が困難な高齢者や障害者のための入所施設に、生活援助員を配置し、自立的生活の援助を行います。

利用料／入居者の負担能力に応じた利用料と光熱水費の実費が必要です。

問　蒲刈高齢者生活福祉センター：☎66－1165
生活支援ハウス豊浜：☎68－4800
豊生活支援ハウス：☎66－2244

▼ 広告 ▼

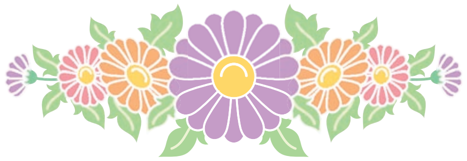

短期入所系サービス

軽度生活援助ショートステイ

日常生活を営むのに支障のある高齢者の家族が、病気等で一時的にお世話できないとき、養護老人ホームなどに短期間入所できます。65歳以上の介護保険給付対象外の高齢者が対象です。

利用料／1日1,750円（生活保護世帯は無料）

家族介護者支援サービス

家族介護慰労金支給事業

次の条件をすべて満たしている高齢者を同居等で介護している家族に、慰労金（年間1回10万円）を支給します。

①1年以上市内に住民票がある65歳以上の人
②過去1年間（入院期間を除く）、介護保険サービス（1週間の短期入所を除く）を受けていない人
③②の間、引き続き、介護保険で要介護4または5に認定されている人
④市民税非課税世帯の人（家族全員非課税であること）

その他サービス

いきいきパスの交付

対象／満70歳以上の高齢者（福祉タクシー乗車券・紙おむつ購入助成券の交付を受けていない人）

申請書を提出してください。

【必要な物】

①窓口に来られる人の印鑑（スタンプ印は不可）
②窓口に来られる人の本人確認ができるもの（健康保険証・運転免許証など）

内容　最初に1,000円以上20,000円までを入金しておくと、自動的に引き去られます。

※運賃140円以下の区間は無料
※JRバスを除く市内路線バスが一乗車100円で利用できます。

老人福祉センター　みはらし荘

60歳以上の人を対象とした、教養の向上と福祉の増進のための施設です。

問　みはらし荘　警固屋8丁目17－1　☎28－3137

老人クラブ

おおむね60歳以上の人を対象に、教養の向上、地域社会での交流、健康の増進などの自主的な活動をするために結成された団体です。

問　老人クラブ連合会事務局（介護保険課内）　☎25－3139

すこやかサポート事業

高齢者・障害者のみの世帯で、ごみ出しが常時困難な世帯を対象に、玄関先からの個別収集を行います。

問　環境業務課　☎74－9100

寝たきり高齢者等往診歯科診療

問　歯科医師会　☎25－4441

● 地域包括支援センター

専門職員（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）が、保健・医療・福祉についての相談・支援等に24時間体制で対応しています。

内容

・在宅介護や福祉・介護サービス等に関する総合相談
・成年後見制度、高齢者虐待等に対する相談・支援
・要支援1・2と認定された人などへのケアマネジメント、利用調整
・ケアマネジャーの支援、地域ケア体制の構築

地域包括支援センター	住所	連絡先
中央地域	本町9－13	20－6307
天応・吉浦地域	吉浦本町1－6－18	31－8390
昭和地域	焼山西3－4－17	30－5666
宮原・警固屋地域	坪ノ内町10－1	32－1006
東部地域（阿賀・広・仁方・郷原）	広古新開2－1－3	76－3333
川尻・安浦地域	安浦町中央1－3－17	70－6662
安芸灘地域（下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊）	蒲刈町田戸2234	66－1115
音戸・倉橋地域	音戸町早瀬2－53－1	56－0665

● 地域相談センター

地域における最も身近な相談窓口で、介護予防についての情報提供や普及啓発を行っています。

内容

・高齢者の在宅介護や保健福祉サービス等に対する相談　・高齢者福祉サービス（介護保険以外）利用の支援
・地域における介護予防に関する教室の開催

センター名称	対象地域（民児協区）	住所	連絡先
常楽園	宮原・警固屋地区全域	警固屋9－1－1	28－0555
呉ベタニアホーム	上長迫町、幸町、三和町、清水、寺本町、中通、本町、本通、八幡町、和庄、和庄登町、和庄本町、吾妻、上畑町、上平原町、長迫町、西鹿田、西畑町、東鹿田町、東畑、平原町、溝路町	中通4－9－17	32－5982
栃ノ木荘	朝日町、畝原町、上山田町、下山田町、長ノ木町、西惣付町、西辰川、西谷町、東惣付町、東辰川町、東中央、伏原、望地町、南辰川町、焼山松ケ丘、焼山桜ケ丘、焼山政畝、焼山中央、神山、焼山三ツ石町、焼山東、苗代町、栃原町、焼山南	栃原町150－2	34－2755
コスモス園	内神町、江原町、上内神町、上二河町、二河町、二河峡町、郷町、三条3～4丁目、宝町、中央、西愛宕町、西片山町、西中央、西三津田町、東愛宕町、東片山町、東三津田町、山手	焼山北3－21－5	34－4001

センター名称	対象地域（民児協区）	住所	連絡先
後楽荘	海岸、北塩屋町、三条1～3丁目、築地町、西川原石町、西塩屋町、光町、東川原石町、東塩屋町、両城、焼山此原町、焼山ひばりケ丘町、焼山西、焼山宮ケ迫、焼山北、焼山本庄、焼山泉ケ丘、押込、押込西平町	焼山町字打田623	30－3558
もも	吉浦・天応地区全域	吉浦中町1－4－1	31－0100
延寿荘	阿賀地区全域、広横路、広大広	広町字中横路2445	71－1678
郷原の里	広古新開、広多賀谷町、広文化町、広石内、広町田、広塩焼、広徳丸町、広三芦、広中迫町、広弁天橋町、郷原地区全域	郷原町1882－12	77－1558
成寿園	広末広、広名田、広白岳、広本町、広大新開、広駅前、広両谷、広白石、広中町、広小坪、広津久茂町、広長浜	広町字白石免田13010	71－1515
仁風園	広吉松、広中新開、広杭本町、仁方地区全域	仁方西神町35－11	79－0112
呉市社会福祉協議会（下蒲刈）	下蒲刈・蒲刈地区全域	下蒲刈町下島1713－1	65－3122
恵の海	川尻地区全域	川尻町西6－10－1	87－0285
あかさき園	音戸地区全域	音戸町畑1－2－51	56－2555
たちばな苑	倉橋地区全域	倉橋町14649	54－1771
春香園	安浦地区全域	安浦町内海北1－2－42	84－3118
豊浜	豊浜地区全域	豊浜町大浜482－1	67－1050
豊寿園	豊地区全域	豊町大長6000	66－3300

● 介護予防事業

介護保険課（すこやかセンターくれ5階）
☎25－3104

二次予防事業対象者把握事業

65歳以上（要介護者・要支援者を除く）の人を対象に、心身の機能だけでなく、日常生活を送る機能全体を「基本チェックリスト」などを使って把握し、生活機能が低下し、介護予防事業の利用が望ましい高齢者（二次予防事業の対象者という）を早期に発見します。

★印…二次予防事業の対象者が対象です。

通所系サービス

★介護予防教室（総合）（無料）

介護予防全般（運動機能向上・栄養改善など）に関する総合・実践講座です。個別プログラムによる運動指導もあります。二次予防事業の対象者以外でも参加できる場合があります。

★高齢者筋力トレーニング（無料）

転倒予防等のため、高齢者向けトレーニングマシン等で筋力の維持向上や歩行能力の改善を図ります。二次予防事業の対象者以外でも参加できる場合があります。

★楽らく体力づくり（無料）

市と契約する民間スポーツ施設（5施設）で気軽に体力づくりに取り組めるようチケットを配布します。

対象者には、地域包括支援センターの職員が訪問します。

★軽度生活援助デイサービス

閉じこもりがちな人や認知症、うつのおそれのある人に、デイサービスセンターで健康チェックや日常生活動作訓練を行います。送迎あり。

利用料／1日600円（生活保護世帯は無料）と食事代等実費

介護予防体験事業（無料）

介護予防を目的とした、運動教室の体験会を開催し、運動教室に対する不安を軽減し、介護予防事業への参加につなげます。

すこやかサロン

レクリエーションや軽体操、趣味活動などの交流の場です。

利用料／1回100円と材料費など実費

ふれあい・いきいきサロン

地域の人が老人集会所などで自発的に行っているサロンです。

社会福祉協議会　☎25－3505

家族介護者支援サービス

地域介護教室

介護の方法や健康・食事づくりなどに関する教室の開催、介護者相互の情報交換や交流の場を提供します。

利用料／無料（実費負担あり）

その他のサービス

認知症サポーター養成事業

認知症高齢者等が安心して暮らせる地域社会づくりのため、地域住民等で支援を行う「認知症サポーター」を養成します。

認知症高齢者やその家族を支えるため、声かけや見守りなどの役割を担っていただきます。

障害者福祉

福祉保健課（すこやかセンターくれ4階）
☎25－3135　FAX24－4863

手帳の交付

身体に障害のある人（視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓の障害）は、本人の申請によって身体障害者手帳が交付されます。

知的障害のある人には療育手帳が、精神障害のある人には精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

手帳申請の手続き

各手帳の交付申請、再交付申請、住所・氏名の変更届、手帳の返還は、福祉保健課、支所、保健出張所等で受け付けていますが、手帳の種類によって受付窓口が異なりますので、詳しくは福祉保健課にお問い合わせください。

重度の障害がある人に対する援助（一定の要件が必要）

各種手当の支給

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当
詳しくは福祉保健課にお問い合わせください。

重度心身障害者医療費支給制度

重度の障害がある人で、世帯員全員が一定の所得要件を満たしている場合は、医療費の自己負担額の一部を支給します。

呉市いきいきパス等の交付

①、②、③から一つの制度の選択となります。

①呉市いきいきパス
呉市内の広島電鉄（株）及び瀬戸内産交（株）のバス料金がいきいきパスのご利用によって無料となります。

②紙オムツ購入助成券
年間24,000円を限度に購入助成券を交付します。

③福祉タクシー乗車券
年間18,000円を限度にタクシー券を交付します。
一部障害者の方には上乗せがあります。

障害福祉サービス等の利用に係る費用の支給

本人（児童の場合は保護者）の申請によって、支給が決定されます。

障害福祉サービスの利用

居宅介護（身体介護、家事援助等のホームヘルプサービス）、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、入所施設、グループホーム等の利用に当たり、その費用の一部を支給します。

障害児通所支援の利用

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の利用に当たり、その費用の一部を支給します。

地域生活支援事業の利用

移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター等の利用に当たり、その費用の一部を支給します。

補装具の購入または修理

身体障害者手帳を所持する人が身体機能を補いまたは代替する用具を購入し、若しくは修理するための費用の一部を支給します。

日常生活用具の購入

重度の障害がある人が、日常生活における便宜を図るための用具（品目は、障害の部位と程度により限定）を購入するための費用の一部を支給します。

障害者等の相談支援

日常生活、就労、教育、権利擁護、障害福祉サービス等の利用に関する相談や情報の提供等について、専門の相談員が応答します。相談は、原則毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00までです。最初は電話・FAXでご相談ください。

主に身体障害に関する相談
・呉地域障害者生活支援センター すこやかセンター別館2階 ☎25－3710・FAX25－7453
・身体障害者福祉センター（手話相談可） つばき会館1階 ☎25－3415・FAX24－4118
主に聴覚に障害のある方の相談
・すこやかセンターくれ1階 毎週月、火、木、金9:00～16:00 ☎・FAX25－1305
・広市民センター4階 毎週水曜日9:00～15:00 ☎・FAX73－4075
主に発達障害に関する相談
・相談支援センターつくし 広市民センター4階（児童療育・相談センター内） ☎71－6616・FAX71－6615
主に知的障害に関する相談
・相談支援事業所ときわ呉 宮原13丁目2番12号 ☎32－3771・FAX23－2287
主に精神障害に関する相談
・地域活動支援センターつぼみ 呉市上二河町5番12号 ☎29－3030・FAX29－3031 ・地域活動支援センターふたば 呉市広白石4丁目7番22号 ☎76－4855・FAX76－4822

生活支援

生活福祉課（すこやかセンターくれ4階）
☎25－3141　FAX24－6813

● 生活保護

病気や事故、その他の理由で収入が減り、自分たちが精いっぱいの努力をしても生活ができないときに、最低限度の生活を保障し、一日も早く自分たちで生活できるように手助けする制度です。

働ける人は働き、利用できる預金や資産、ほかの社会保障制度による給付、扶養義務者による援助など、あらゆるものを活用してもなお国が定めた保護基準（最低生活費の基準）より世帯の収入が少ないときに、生活保護の対象となります。

申請は、福祉事務所で、本人のほか、同居の家族・親子・兄弟姉妹などができます。

● 生活福祉資金貸付制度

社会福祉協議会（すこやかセンターくれ別館2階）
☎25－3505

他からの資金の融通を受けることが困難な低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行います。貸付けには審査があります。

総合支援資金
失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯に対して貸付ける資金です。
（1）低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
（2）資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
（3）現に住居を有していることまたは住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
（4）実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
（5）実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
（6）失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

福祉資金
低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対して、日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれ、必要な経費として貸付ける資金です。

教育支援資金
低所得世帯に属する者が、高等学校（特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）または高等専門学校に就学或いは入学に際して、必要な経費として貸付ける資金です。

不動産担保型生活資金
一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金です。

臨時特別つなぎ資金（平成21年度10月1日～平成26年度末まで実施（予定））
住居のない離職者で離職者を支援する公的給付または公的制度の申請を受理されている人に対して当面の生活費を貸付ける資金です。

● 民生委員・児童委員

生活福祉課（すこやかセンターくれ4階）
☎25－3106　FAX24－6813

民生委員は、生活に困っている方や高齢者、障害のある方など、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政等と連携しながら、相談・支援を行っています。
また、民生委員は児童委員を兼ねており、児童、妊産婦、母子家庭等の福祉課題について、相談・支援も行います。
日常生活でお困りのことがありましたら、相談内容や個人の秘密は守りますので、お住まいの地区の民生委員にお気軽にご相談ください。
担当地区の民生委員が不明な場合は、生活福祉課へお問い合わせください。

保健

西保健センター　☎25－3540
東保健センター　☎71－9176

● 健康診査など

呉市が行う健康診査は年に1回受診できます。

特定健診
生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防改善のための健診で、40歳以上の次の人が対象です。
ア．呉市国民健康保険被保険者
イ．後期高齢者医療被保険者（75歳以上等）（呉市居住の人）
ウ．生活保護受給世帯の人（呉市居住の人）
※協会けんぽに加入の被扶養者の人も受診できます。そのほかの人は、会社または医療保険者（健康保険組合等）で受診できる場所をご確認ください。（受診料金が異なります。）

特定健診を受ける場合は、加入先の医療保険者（国保、健康保険組合等）から交付される特定健診受診券（後期高齢者医療被保険者と生活保護世帯の人は不要）と健康保険証が必要です。

特定健診が受診できる場所
○**県内の特定健診登録医療機関**（医療機関へ申込）
※後期高齢者医療被保険者と生活保護世帯の人は、呉市内の登録医療機関
○**保健センター（西・東）及び各保健出張所**（要予約）
※それぞれの総合健診（集団健診）で受診できます。

集団健診の申込方法
所定の申込開始日から健診日の2週間前まで（または定員になるまで）、保健センター（西・東）の電話か窓口でできます。
※集団健診の申込受付後、問診票などを健診日の5日前頃に自宅に郵送します。

健診（検診）の種類
各がん検診は、対象年齢の人で呉市内に居住し職場等でがん検診を受ける機会のない人が受診できます。
日程などは、保健センターへお問い合わせください。

①**総合健診（要予約）**
内容／特定健診、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん（男性のみ）が受診できます。
対象／40歳以上の人
場所／西保健センター、東保健センター

②**女性総合健診（要予約）**
内容／特定健診、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんマンモグラフィ（視触診とセット）が受診できます。
対象／40歳以上の女性
場所／西保健センター、東保健センター

③**30歳代女性健診（要予約）**
内容／健康診査、肺がん、子宮頸がん、乳がん視触診が受診できます。
対象／30～39歳の女性
場所／西保健センター、東保健センター

④**子宮頸がん・乳がん集団検診（要予約）**
対象／子宮頸がん（20歳以上）、乳がん視触診（30歳代）、乳がんマンモグラフィ（40歳以上、視触診とセット）
場所／呉市医師会病院（火曜日）

⑤子宮頸がん個別検診（医療機関へ予約）
対象／20歳以上の女性
場所／市内の産婦人科医院（国立病院機構呉医療センター、中国労災病院、呉共済病院を除く）
⑥乳がんマンモグラフィ個別検診（医療機関へ予約）
対象／40歳以上の女性
場所／呉芸南病院（阿賀中央6－7－24）☎72－1155
済生会呉病院（三条2－1－13）☎21－1601
マッターホルンリハビリテーション病院
（中通1－5－25）☎22－6868
呉市医師会病院（朝日町15－24）☎22－2321
⑦大腸がん個別検診（医療機関へ予約）
対象／40歳以上の人
申込／呉市内の協力医療機関（約160カ所）
※事前に受診する医療機関に問い合わせてください。
⑧歯周疾患検診（節目年齢）
対象／呉市に居住する満40・50・60・70歳の人
場所／市内の協力歯科医院
予約／直接、協力歯科医院へ予約をしてください。
⑨各地区での健診
各保健出張所でも、健診を行っています。日程などは各保健出張所へお問い合わせください。
⑩健診料金（自己負担額）

健診の種類			金額
特定健診（健康診査）		集団健診	1,000円
		個別健診	
肺がん検診		集団検診	400円
胃がん検診		集団検診	1,700円
大腸がん検診		集団検診	300円
		個別検診	500円
前立腺がん検診		集団検診	300円
子宮頸がん検診		集団検診	900円
		個別検診	1,000円
乳がん検診	視触診のみ	集団検診	400円
	視触診、マンモグラフィ		1,000円
	視触診、マンモグラフィ	個別検診	1,700円
歯周疾患検診		個別検診	1,300円

健診料金の免除
市民税非課税世帯の方
呉市国民健康保険被保険者は、特定健診受診券に自己負担額「0円」と表示しています。
（平成26年度市民税非課税世帯となった場合は、保険年金課へお問い合わせください）
「後期高齢者医療被保険者」と「がん検診・歯周疾患検診の個別検診を受診する方」は、事前に東・西保健センターまたは各保健出張所で『呉市健診料金無料券』の交付を受け、医療機関へ持参してください（※無料で発行します）。
集団健診を受診する方は、予約時に非課税世帯であることをお知らせください。
生活保護世帯の方
呉市福祉事務所（生活福祉課）が発行する「生活保護受給証明書」または「被保護者証明書」を持参してください。
子宮頸がん・乳がん検診の無料券配布の対象となる人
呉市健康増進課が発行する「無料券」を持参してください。

●子宮頸がん・乳がん検診の無料券を対象者に配布
（対象者）前年度に次の年齢になった女性
子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳
※無料券が届く前に受診した場合は、手続きすると自己負担額を返金します。（要・領収書）
※市外の検診機関で受診する場合は、事前に健康増進課へ相談してください。

特定保健指導　**保険年金課　☎25－3151**
40～74歳の人で呉市国民健康保険被保険者を対象に、特定健診の結果から、保健指導が必要な人に医師・保健師などの専門のスタッフが食事や運動などの指導を行います。

● その他のサービス

HIV・エイズの検査
検査は要予約で毎月1回実施しています。また、6月と12月は夜間検査を実施します。相談は随時（電話・来所）。いずれも匿名・無料で受けられます。
検査
毎月第1または第2火曜日　9:00～11:00
すこやかセンターくれ2階
夜間検査については、お問い合わせください。
相談・検査予約
西保健センター（すこやかセンターくれ3階）**☎25－3542**
東保健センター（広市民センター2階）**☎71－9176**

難病患者への医療サービス　**保健総務課　☎25－3525**
原因が不明で難治性の「特定疾患」、「小児慢性特定疾患」の対象者の医療費負担を軽減できる受給者証（特定）・受診券（小児）を交付します。

難病患者への保健サービス　**健康増進課　☎25－3542**
講演会、相談会を行っています。

原爆被爆者の援護　**保健総務課　☎25－3534**
広島・長崎で原子爆弾に被爆された人への支援です。
被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療・介護保険サービス（一部）の給付、国・県・呉市からの手当等の支給などがあります。

● 相談窓口

医療安全相談
保健総務課（すこやかセンターくれ）　☎25－3534
近くの医療機関を教えてほしい、どこに相談したらいいかわからないなど、中立的な立場で相談をお受けします。相談は、呉市内の医療機関で行われている医療に関することが対象になります。
電話または面談（電話予約が必要）です。
月～金曜日（祝休日を除く）　8:30～17:15
※診療内容の是非、医療事故や責任についての判断、病状に応じた特定の医療機関の紹介についてはお答えできません。

健康相談
妊産婦・乳幼児・成人・高齢者などの、体と心の健康に関する相談をお受けします。
・毎週月～金曜日（祝休日を除く）予約の必要はありません。
8:30～17:00
（場所）西保健センター（すこやかセンターくれ3階）**☎25－3542**
東保健センター（広市民センター2階）**☎71－9176**
（相談員）保健師、栄養士、歯科衛生士等

こころの健康相談

心の悩みごとに関する相談をお受けします。

・毎月1～2回　※要予約(受付) 13:00～
(場所)西保健センター(すこやかセンターくれ2階)
(相談員)医師

・月1回　※要予約(受付) 13:00～
(場所)東保健センター
(相談員)医師

思春期相談

思春期における体や心及び性に関する不安・悩みに関する相談をお受けします。

・第2月曜日　西保健センター　☎25－3542
・第4金曜日　東保健センター　☎71－9176
15:00～17:00(受付は16:00まで)
(相談員)保健師

衛生

生活衛生課(すこやかセンターくれ3階)
☎25－3536

● 食品・井戸水の衛生

食品衛生

食品衛生に関して、営業許認可等の相談・申請・施設検査、各種講習会の実施、手洗い講習用試薬の貸出などを実施しています。

食中毒予防の三原則

①つけない
細菌は食材についていることもあります。調理中はたびたび手や器具を洗いましょう。

②ふやさない
細菌の多くは、高温多湿な環境で急激に増えます。冷蔵庫等で保管し、解凍は、冷蔵庫内か電子レンジで行いましょう。

③やっつける
食品の中心部まで十分加熱しましょう。(中心温度75℃ 1分間以上、ノロウイルス対策では85℃～90℃ 1分30秒以上)

井戸水の衛生管理

1年以内ごとに1回以上定期的に水質検査を受けましょう。保健所または専門の検査機関で行っています。塩素滅菌器を設置している場合は、毎日点検を行いましょう。

● 害虫など

ネズミ、ゴキブリ、ダニ、蚊、ハエなどの害虫は、さまざまな病気の原因になります。ネズミや虫の生態や住まいの環境に適した方法で対処しましょう。

ハチの駆除

スズメバチの素人の駆除は危険です。保健所等に問い合わせて専門業者の紹介を受けてください。駆除は有料です。

アシナガバチやミツバチの駆除は素人でもできますが、完全防備で行いましょう。できるだけ専門業者に依頼することをお勧めします。

● 動物

動物愛護センター(郷原町)　☎70－3711

犬を飼うとき

登録

登録は生後91日以上のすべての飼い犬が対象です。一度登録すると生涯有効です(住所変更、死亡、飼主の変更をしたときは届出を)。

狂犬病予防注射

狂犬病は、人と動物に共通する病気です。毎年1回必ず予防注射を受けてください。

動物愛護センター(アニマルパーク)の取り組み

・野良犬や放れている犬の保護をしています。
・飼い主不明の犬猫を引き取ります。

引き取り場所

保健所生活衛生課、東保健センター、各支所(広支所を除く)
月曜～金曜日
8:30～12:00(祝休日を除く)

動物愛護センター
8:30～17:00(年末・年始を除く)

○犬・猫の譲渡　センターにいる犬・猫等を譲渡します。
○犬・猫の不妊・去勢手術に補助金を支給します(予算の範囲内で補助します)。

ルール・マナーを守ろう

・最後まで責任をもって飼いましょう。
・散歩の時には必ずビニール袋等を持ちフンを持ち帰りましょう。スコップで土をかけるだけでは始末とはいえません。また、放し飼いはやめましょう。
・犬にかまれたとき、自分の犬が人をかんだときは、動物愛護センターに連絡してください。
・不必要な出産、捨て犬・捨て猫をしないでください。
・飼い犬を他人に譲渡したり、飼い犬が死亡したりしたときは、動物愛護センターに連絡してください。
・犬や猫を飼わずに餌だけを与えることは絶対にしないでください。
・飼えなくなった犬猫について正当な理由がある場合に限り引き取ります(有料)。事前に動物愛護センターに電話で申し出て承諾を得る必要があります。

住みよい暮らし・まちづくり

救急医療体制

福祉保健課（すこやかセンターくれ4階）　☎25－3524

平日の夜間、休日に急病やけがをしたときは、次のような初期・2次・3次の救急医療体制を整備しています。
普段から身近な医療機関をかかりつけ医とし、救急医療機関を利用する前に、かかりつけ医に相談しましょう。

呉市内の救急医療体制

		夜　　間	休日・祝日の昼間
初期救急	比較的症状の軽い人	**市医師会夜間救急センター** **☎32－1299** **内科夜間救急センター** （平日のみ）19:30～23:00 〔受付は22:40まで〕 **小児夜間救急センター** （毎　　日）19:00～23:00 〔受付は22:40まで〕	**市医師会休日急患センター** （内科・外科・小児科）**☎32－1299** 9:00～18:00 または**在宅当番医**（新聞の朝刊または「救急医療Net HIROSHIMA」HP www.qq.pref.hiroshima.jp で確認してください）
初期救急	比較的症状の軽い人	※外科的疾患や重症など、症状によっては当番の公的病院を紹介。 夜間救急センターでは、症状の程度により、23:00を大幅に超えて処置が必要な時は公的病院へ紹介する場合があります。	
初期救急	歯　　　科		**呉口腔保健センター☎25－4441** 9:00～15:00
2次救急	入院や手術が必要な重症の人	**呉共済病院　☎22－2111** **中国労災病院 ☎72－7171** **済生会呉病院 ☎21－1601** **救急告示医療機関** （後藤病院・呉中通病院・公立下蒲刈病院）	**小児救急**（2病院の輪番制） ・中国労災病院 ・国立病院機構呉医療センター
3次救急	生命にかかわる特に症状の重い人	**国立病院機構呉医療センター（救命救急センター）☎23－1020**	

●県内の医療機関や、いま診てもらえる医療機関を探すには？
『救急医療 Net HIROSHIMA』

●市内の医療機関を探すには？
『市医師会ホームページ』
http://www.kure.hiroshima.med.or.jp/i/

※受診前に必ず電話で受診可能かどうかを確認してください。

夜間に子どもが病気になったときに…

すぐに受診させた方がいいか？
翌朝まで待ってもいいか？　判断に迷ったら…
こどもの救急電話相談（＃8000）へ。
365日（19:00～翌朝8:00）へ。
（携帯電話からも利用できます。）
●看護師等が電話で対応します。

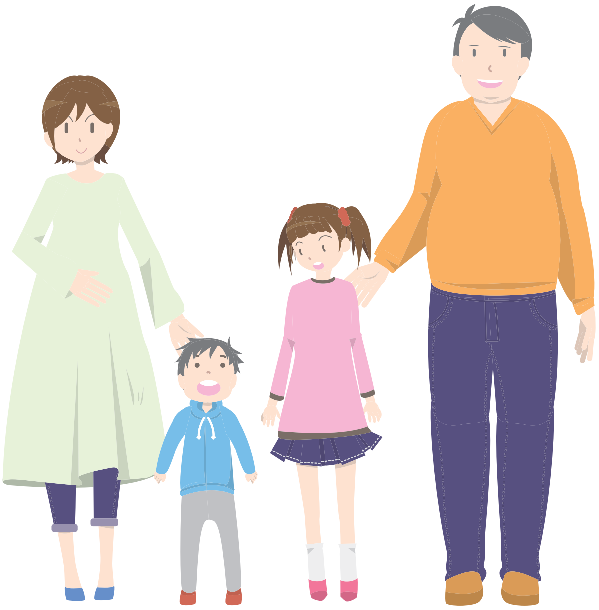

防災・安全

西消防署　☎26－0333　東消防署　☎74－8903
音戸消防署　☎26－0343

● 火災・救急などの通報要領（消防局119）

火災や急病人が発生したときには早い通報、早い処置が大切な生命や財産を守ることにつながります。正確な住所と事故の内容をあわてず落ち着いて通報しましょう。（指令員の質問に答えてください。）

①「火事です。」または「救急です。」とはっきり伝える。
②住所を正しく伝える。
例えば「呉市中央3丁目1番34号の消防太郎です。」
「呉市中央の呉市消防局西側の交差点です。」
③火災、事故等の状況をわかりやすく伝える。
例えば「バイクと車が衝突して、20歳ぐらいの男性が足から出血しています。」
「木造の納屋が燃えています。」

高齢者の人は緊急通報装置、聴覚障害などがある人へのファクス通報や携帯電話のメール通報の手段もあります。
ファクス通報、メール通報の申込
消防局通信指令課（☎26－0119）
災害情報　消防局テレホンガイド（☎21－0119）

救急車の正しい利用について

呉市の救急車の出動は、平成25年に10,526件で、そのうち、軽症者の搬送率は約24％でした。緊急性がないのに救急車を呼ぶと、一刻を争う人への出動が遅れることがあります。

救急車の正しい利用に協力をお願いします。傷病者の様子などから、急いで病院へ搬送した方がよいと思ったときは迷わずに119番通報してください。

応急手当講習会

心肺蘇生法・止血法・AEDなどの講習です。講習予定日の1週間前までに各消防署へ。

＜普通救命講習（無料・修了証交付）＞
心肺蘇生法・止血法・AEDの講習
日時　毎月第2・第4土曜日　9:00～12:00
場所　第2土曜日　西消防署（中央3丁目）
　　　第4土曜日　防災センター（広古新開2丁目）

＜応急救護講習（無料・修了証なし）＞
普通救命講習に比べ短時間の入門者向けの講習
日時　毎月第1・第3土曜日　9:00～11:00
場所　第1土曜日　西消防署（中央3丁目）
　　　第3土曜日　防災センター（広古新開2丁目）

たき火などの届出

草焼きなどたき火をするときは、火災とまぎらわしいため、お近くの消防署か出張所に届け出てください。

西消防署	☎26－0334
狩留賀出張所	☎26－0316
昭和出張所	☎26－0317
南出張所	☎26－0319

東消防署	☎74－8904
阿賀北出張所	☎74－8917
郷原出張所	☎74－8918
仁方出張所	☎74－8916
川尻出張所	☎74－8919
安浦出張所	☎74－8920
蒲刈出張所	☎74－8921
大崎下島出張所	☎74－8910

音戸消防署	☎26－0344
倉橋出張所	☎26－0340

防災センター　広古新開2丁目　☎74－1310

119番通報・地震・消火などの体験ができます。無料。団体見学はご連絡ください（個人見学は自由）。
開館時間　9:00～17:00
休館日　毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

住宅用火災警報器の設置

平成23年6月1日から全ての住宅で義務となっています。住宅用火災警報器は、命を守る大切な機器です。
「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃からお手入れや点検をしましょう。

■火災のとき
大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。
可能なら消火を行ってください。
消火が難しそうな場合は、速やかに避難して下さい。

▼ 広告 ▼

■火災ではないとき

火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴った時は、警報音停止ボタンを押す、ひもがついているタイプのものはひもを引く、もしくは、室内の換気をすると警報音は止まり、通常の状態に戻ります。

※チェック

●台所でよく鳴る…

煙や湯気が直接かからない場所に警報器の場所を変えるか、熱式の警報器に取り換えて下さい。

正常に作動するか、月に1回点検しましょう。

■お手入れをしましょう

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。特に、台所に取り付けた警報器は、油や煙などにより汚れがつくことがあります。布に水やせっけん水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取って下さい。

■テストをしましょう

テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

※チェック

●音が鳴らない…

・電池はきちんとセットされていますか？
・電池切れではありませんか？
・それでも鳴らない場合は、故障が考えられます。
　取扱説明書をご確認下さい。

相談については、各消防署でお受けします。

消防団

消防団本部　☎26−0305

消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守る人たちが集まる消防機関の一つです。団員は、平常時に訓練を行い、災害時に消火活動、警戒巡視、災害防御活動、さらには応急手当の普及、防火指導、広報活動なども行うもので、団員を募集しています。

こんなときには連絡を

内容	連絡先
避難に関すること	消防局 警防課 危機管理室 ☎26−0315
自主防災組織の結成・育成に関すること	消防局 予防課 予防係 ☎26−0323
道路・河川に関すること	土木課 ☎25−3352
急傾斜地に関すること	土木課 ☎25−3356
農林道・ため池に関すること	農林整備課 ☎25−3322
家の崖の点検について	都市計画課 ☎25−3369
土砂災害危険箇所の確認	www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp
気象・雨量情報	www.bousai.pref.hiroshima.jp
気象情報（携帯電話）	www.bousai.pref.hiroshima.jp/i/

呉市防災情報メール配信サービス

呉市防災情報メール配信サービスは、市民の皆さんの防災対策などに役立てていただくため、災害時に緊急で重要な防災情報を、携帯電話やパソコンに、メールで配信するサービスです。

携帯電話またはパソコンから、空メールを「ans@bousai-kure.jp」へ

QRコード

がけ地の防災工事への融資

土木課（市役所6階）☎25−3351

角度30度以上、高さが2mを超えるがけの復旧・防災工事に必要な資金を取扱金融機関から融資します（呉市が利子補てんします）。着工前にご相談ください。

避難サイレンの鳴り方

◆避難準備信号（災害のおそれがあります）

◆避難指示信号

（家のまわりを確かめて、近くの避難所などへ避難してください）

防災行政無線テレホンサービス

☎0180−998904（キクハクラシ）

防災行政無線から放送した最新情報を電話で確認できるサービスです。（※通話料がかかります。）

【注意】

1　確認できる情報は、最新の放送のみです。
2　各市民センター（合併町）からの放送については、緊急情報のみ確認できます。
3　ほかの人が、サービスを利用しているときに電話すると、録音内容の途中から再生されます。
4　録音内容は、新たな情報が録音されるか、録音後12時間を経過すると再生されません。
5　次の電話からは、利用することができませんので、ご注意ください。
　・050の電話番号から始まるIP電話（NTT東西ひかり電話は利用可能です。）
　・PHS
　・NTTドコモ以外のプリペイド式携帯電話

（問）総務課（市役所4階）　☎25−3565

呉消防マスコットキャラクター「フォーエールくん」

くじらの「ホエール」と呉消防の4つのエール（愛・絆・情熱・希望）を掲げたものです。

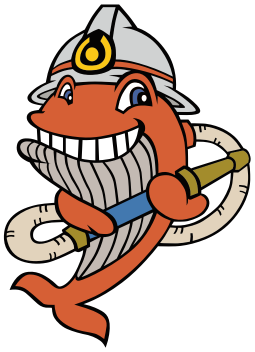

指定緊急避難場所・指定避難所の区分

区　分	用　途	主な指定場所等
広域避難場所	・地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次災害の危険から住民の安全を確保する場所。 ・周囲が火災で包囲されても安全な場所で、多数の住民を収容できる面積がある場所。	公園、グラウンドなど
一時避難施設	・洪水、高潮、津波などの災害時の危険を回避するために、住民、滞在者などが中・高層建物の屋内・屋上・廊下などに一時的に避難する施設。 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造などの堅ろうな中・高層建物。	学校、立体駐車場など
一時避難場所	・地震等による危険を回避するために、一時的に避難する場所、又は公共交通機関が回復するまで帰宅困難者が待機する場所（火災状況によっては広域避難場所等に移動実施）。 ・空き地等で、多数の住民を収容できる面積がある場所。	グラウンドなど

区　分	用　途	主な指定場所等
拠点避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。	小学校、中学校など
準拠点避難所	・拠点避難所で避難者を収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。 ・災害種別や規模などによっては、拠点避難所と同様に開設する。	中学校、高等学校、大学など
福祉避難所	・要配慮者のうち特別な配慮を要する者が、一時的に滞在する建物。 ・一般的な避難所（拠点避難所、準拠点避難所及び地域避難所）や準福祉避難所では避難生活が困難となった場合に開設し、特別な配慮を要する要配慮者を移送する。	老人福祉施設、障害者支援施設など
準福祉避難所	・要配慮者のうち軽度な者が、必要な間又は一時的に滞在する建物。 ・拠点避難所などでの避難生活が困難になった場合に軽度な要配慮者を移送する。	まちづくりセンターなど
地域避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、災害種別や規模などに応じて地域等で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。 その後、避難者を必要に応じて拠点避難所又は準拠点避難所などに移送する。	自治会館、集会所、コミュニティセンターなど

※自治会、自主防災組織等により避難所を開設した場合には、消防局警防課危機管理室、各市民センター等に連絡してください。
※災害種別　地…地震、土…土砂、津…津波、高…高潮、洪…洪水
※○、②（２階以上）、③（３階以上）が避難できる場所です。

指定緊急避難場所・指定避難所の情報

平成26年5月31日現在

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
中央	広域避難場所	市民広場	○	-	○	-	-
		中央公園	○	-	○	-	-
		二河公園多目的グラウンド	○	-	○	-	-
		二河野球場	○	-	○	-	-
	一時避難施設	呉駅西共同ビル	-	-	③	○	○
		呉中央桟橋ターミナル	-	-	③	②	○
		折本マリンビル　３号館	-	-	③	○	○
		ゆめタウン呉	-	-	③	○	○
		バブコック日立（株）呉事業所	-	-	③	○	○
		広島ガス不動産呉ビル	-	-	③	○	○
		消防局	-	-	○	○	○
		蔵本駐車場	-	-	③	○	○
		呉地方合同庁舎（立体駐車場）	-	-	③	○	○
		呉中央小学校（管理棟、教室棟）	-	-	○	○	○
		両城小学校（第１校舎）	-	-	③	○	②
		両城小学校（第２校舎、第３校舎）	-	-	③	○	②
		スーパーＯＺ	-	-	③	○	○
	一時避難場所	呉中央小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		呉中央中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		港町小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		呉三津田高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
		荘山田小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		長迫小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		東畑中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		片山中学校グラウンド	○	-	○	-	-

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
中央	一時避難場所	本通小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		明立小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		両城小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		両城中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		和庄小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		和庄中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	辰川会館（旧辰川小学校（体育館））	-	-	-	○	○
		呉中央小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		呉中央中学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		港町小学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
		山手１丁目集会所	○	○	○	○	○
		長迫小学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
		東畑中学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		片山中学校（体育館、教室）	-	○	-	○	○
		本通小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		明立小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		両城小学校（体育館、教室）	○	○	③	○	②
		和庄小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
	準拠点避難所	スポーツ会館	○	○	○	○	○
		つばき会館	○	○	○	○	○
		呉市体育館	-	○	-	○	○
		呉三津田高等学校（体育館）	○	○	○	○	○
		荘山田小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		中央図書館	○	○	③	○	○
		畑老人集会所	-	○	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
中央	準拠点避難所	福祉会館	○	○	○	○	○
		両城中学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		和庄中学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
	福祉避難所	介護老人保健施設　かがわ	-	-	-	-	-
		呉ベタニアホーム	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 メディケア・くれ	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 ほほえみ呉中央	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 グリーン三条	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 呉中央コスモス園	-	-	-	-	-
		嶺南荘	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	二川まちづくりセンター	○	○	-	②	○
	地域避難所	三条集会所	○	○	③	○	②
		山の手会館	-	-	-	○	○
		新宮町自治会館	○	○	○	○	○
		正円寺	-	○	-	○	○
		川原石集会所	-	○	-	○	○
		惣付ふれあい集会所	○	-	○	○	○
		東愛宕アパート集会室	-	-	-	○	○
		内神自治会館	-	-	-	○	○
		明西寺	-	○	-	○	-
		和庄集会所	-	○	-	○	○
吉浦	広域避難場所	吉浦運動場	○	-	○	-	-
	一時避難場所	吉浦小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		吉浦中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		落走小学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	吉浦小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		落走小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	吉浦中学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		海上保安大学校（体育館）	○	○	○	-	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　かるが	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	吉浦まちづくりセンター	○	○	③	②	○
	地域避難所	吉浦集会所	-	②	-	○	○
		勝法寺	-	○	-	-	○
		誓光寺	-	-	-	○	○
		落走集会所	-	-	-	○	○
警固屋	広域避難場所	警固屋公園多目的広場	○	-	○	-	-
	一時避難場所	（旧）鍋小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		警固屋小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		警固屋中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	警固屋体育館	○	○	○	○	○
		警固屋中学校（体育館、教室）	○	②	③	○	○
	準拠点避難所	警固屋小学校（体育館、教室）	○	②	③	○	○
	福祉避難所	初音の家	-	-	-	-	-
		養護老人ホーム　呉清光園	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　常楽園	-	-	-	-	-
		養護老人ホーム　呉保生院	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	警固屋まちづくりセンター	○	○	○	○	○
	地域避難所	みはらし荘	-	○	-	○	○
		警固屋9丁目アパート集会所	-	-	-	○	○
		見晴説教場	-	-	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
警固屋	地域避難所	法晃寺	-	-	-	○	○
		法正寺	-	-	-	○	○
		満行寺	-	-	-	○	○
		警固屋集会所（警固屋支所）	○	②	-	○	○
阿賀	一時避難施設	阿賀小学校（校舎）	-	-	③	②	②
		広島県呉高等技術専門校 （管理棟、実習棟）	-	-	③	②	②
		阿賀駅前駐車場	-	-	③	②	②
		広島文化学園大学 阿賀キャンパス（本館）	-	-	③	②	②
		広島県豊栄住宅	-	-	③	②	②
		阿賀駅前複合ビル西棟（駐車場）	-	-	③	②	②
	一時避難場所	延崎小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		（旧）大入小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		阿賀小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		国立呉工業高等専門学校 グラウンド	○	-	-	-	-
		広島文化学園大学 阿賀キャンパスグラウンド	○	-	-	-	-
		阿賀中学校グラウンド	○	-	-	-	-
		呉高等学校グラウンド	○	-	-	-	-
		原小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		呉工業高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	延崎小学校（体育館）	-	②	-	○	○
		（旧）大入小学校（教室）	-	-	-	○	○
		阿賀小学校（体育館、教室）	○	○	③	②	②
		原小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	阿賀中学校（体育館、教室）	○	○	-	②	③
		呉工業高等学校（体育館）	-	-	-	○	○
		呉高等学校（体育館、教室）	○	○	-	②	③
		広島文化学園大学 阿賀キャンパス（体育館）	○	○	③	②	②
		国立呉工業高等専門学校 （体育館）	-	○	-	-	-
	福祉避難所	介護老人保健施設　なごみ	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設　あおやま	-	-	-	-	-
		ケアハウス　花みずき	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 阿賀コスモス園	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	阿賀まちづくりセンター	○	②	③	②	②
	地域避難所	阿賀集会所	-	○	-	②	②
		冠崎集会所	○	②	○	○	○
		冠崎説教場	-	-	-	○	○
		称名寺	○	-	○	○	○
		情島小学校（校舎）	○	-	○	○	○
		西光寺	-	-	-	○	○
		大誠寺	-	-	-	○	○
		大入老人集会所	-	②	-	②	○
広地区	広域避難場所	広公園	○	-	-	-	-
広（西部）	一時避難施設	東消防署・防災センター	-	-	③	○	○
		横路小学校（南校舎）	-	-	③	○	③
		横路小学校（北校舎）	-	-	③	○	③
		横路中学校（校舎）	-	-	③	○	③
		横路中学校（西校舎）	-	-	③	○	③
		広島国際大学呉キャンパス１号館	-	-	③	○	②
		広島国際大学呉キャンパス２号館	-	-	③	○	②
		広島国際大学呉キャンパス３号館	-	-	③	○	②
		広島国際大学呉キャンパス４号館	-	-	③	○	②

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
広(西部)	一時避難施設	広島国際大学呉キャンパス5号館	-	-	③	○	②
		広島国際大学呉キャンパス6号館	-	-	③	○	②
		クリーンセンターくれ	-	-	③	②	○
		ゴッド・広中央パーキング	-	-	③	○	○
	一時避難場所	横路小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		横路中学校グラウンド	○	-	-	-	-
		呉商業高等学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広島国際大学呉キャンパスグラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	横路小学校(体育館、教室)	○	○	③	○	③
	準拠点避難所	横路中学校(体育館、教室)	○	-	③	○	③
		呉商業高等学校(体育館)	-	○	-	○	②
		広島国際大学呉キャンパス(体育館)	-	○	-	○	-
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　延寿荘	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	広まちづくりセンター	○	○	③	○	○
	地域避難所	南横路自治会館	-	-	-	○	-
		教法寺	-	○	-	○	-
		広西集会所	○	②	○	○	-
広(東部)	一時避難施設	広小学校(第一校舎)	-	-	③	○	②
		広小学校(第二校舎)	-	-	③	○	②
		広小学校(第三校舎)	-	-	③	○	②
		白岳小学校(校舎)	-	-	③	○	②
		白岳小学校(東西校舎)	-	-	③	○	②
		白岳中学校(校舎)	-	-	③	○	②
		白岳中学校(特別教室)	-	-	③	○	②
	一時避難場所	オークアリーナ(駐車場)	○	-	-	-	-
		広高等学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広中央中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		白岳小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		白岳中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	広小学校(体育館、教室)	○	○	③	○	②
		広中央中学校(体育館、教室)	○	-	○	○	②
		白岳小学校(体育館、教室)	○	○	③	○	②
		白岳中学校(体育館、教室)	○	○	③	○	②
	準拠点避難所	オークアリーナ	○	○	-	○	②
		広会館	-	②	-	○	②
		広高等学校(体育館)	○	○	-	○	-
	福祉避難所	介護老人保健施設　パナケイア	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　成寿園	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設　成寿園	-	-	-	-	-
	地域避難所	広中央老人集会所	-	○	-	○	②
		広白岳3丁目自治会館	-	-	-	○	○
		善通寺支坊	○	○	○	○	②
		日新製鋼白岳寮	-	○	-	○	②
広(南部)	一時避難場所	(旧)小坪小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広南小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広南中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	(旧)小坪小学校(体育館)	-	-	-	○	○
		広南小学校(体育館、教室)	-	②	-	②	○
	準拠点避難所	広南中学校(体育館、教室)	○	②	③	②	○
	地域避難所	㈱ミツトヨ小須磨恵光荘	-	○	-	○	○
		広津久茂自治会館	-	-	-	○	○
		住蓮寺	-	-	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
広(南部)	地域避難所	小坪集会所	○	-	○	○	○
		専徳寺	-	-	-	○	○
		長浜老人集会所	-	○	-	②	○
		東小坪自治会館	○	○	○	○	○
		名田説教場	-	-	-	○	-
広(北部)	一時避難場所	三坂地小学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	三坂地小学校(体育館、教室)	○	②	○	○	②
		石内老人集会所	-	②	-	○	○
	地域避難所	広北ふれあい集会所	○	②	○	○	-
		徳丸自治会館	-	-	-	○	○
仁方	一時避難施設	仁方中学校(校舎)	-	-	③	②	○
	一時避難場所	仁方小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		仁方中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	皆実会館	-	②	-	○	○
		仁方小学校(体育館、教室)	○	○	③	②	○
		仁方中学校(体育館、教室)	○	②	③	②	○
	福祉避難所	仁風園	-	-	-	-	-
		障害者支援施設　仁方	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	仁方まちづくりセンター	○	○	○	②	○
	地域避難所	戸田自治会館	-	-	-	○	○
		実相院	-	○	-	○	○
		浄徳寺	-	-	-	○	○
		仁方大歳自治会館	○	-	○	○	○
		仁方老人集会所	-	○	-	②	○
		東側自治会館	-	-	-	○	○
		八岩華神社	-	○	-	○	○
宮原	一時避難場所	宮原小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		宮原中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		呉宮原高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
		清水ヶ丘高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
		坪内小学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	宮原小学校(体育館、教室)	○	○	○	○	○
		宮原中学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
		坪内小学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	呉宮原高等学校(体育館)	○	②	○	○	○
		清水ヶ丘高等学校(体育館)	-	○	-	○	○
	福祉避難所	ときわ呉	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	宮原まちづくりセンター	○	②	○	○	○
	地域避難所	休谷ホーム	○	②	○	○	○
		宮原集会所(宮原支所)	-	○	-	○	○
		宮原老人集会所	-	-	-	○	○
		正円寺	-	○	-	○	○
天応	一時避難施設	天応小学校(校舎)	-	-	③	②	○
	一時避難場所	天応小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		天応中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	天応中学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	天応小学校(体育館、教室)	○	○	③	②	○
	福祉避難所	ライフサポートてんのう	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	天応まちづくりセンター	○	○	○	②	○
	地域避難所	天応ふれあい集会所	○	○	○	②	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
天応	地域避難所	天応西いきいきライフホーム	○	-	○	○	○
		福浦集会所	-	-	-	-	○
昭和	広域避難場所	焼山公園	○	-	○	-	-
		野外活動センター	○	-	○	-	-
	一時避難場所	昭和市民センター駐車場	○	-	○	-	-
		昭和西小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和中央小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和東小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和南小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和北小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和北中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	昭和西小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		昭和中央小学校（体育館、教室）	○	-	○	○	○
		昭和東小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		昭和南小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		昭和北中学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		昭和体育館	○	○	○	○	○
	準拠点避難所	呉昭和高等学校（体育館）	○	-	○	○	○
		昭和中学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		昭和北小学校（体育館、教室）	-	○	-	○	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　温養院	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム コスモス園	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設　コスモス園	-	-	-	-	-
		呉広風園	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　後楽荘	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　栃ノ木荘	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	昭和まちづくりセンター	○	○	○	○	○
		昭和東まちづくりセンター	-	○	-	○	○
	地域避難所	円福寺	-	○	-	○	○
		押込集会所	○	○	○	○	○
		呉二河峡ゴルフセンター	-	-	-	○	○
		桜ケ丘老人集会所	-	-	-	○	○
		昭和西ふれあい集会所	○	②	○	○	○
		昭和中央集会所	○	○	○	○	○
		昭和南いきいきライフホーム	○	-	○	○	○
		神山集会所	○	-	○	○	○
		第３団地老人集会所	-	-	-	○	○
		道心寺礼拝堂	-	-	-	○	○
		栃原自治会館	○	-	○	○	○
		苗代自治会館	○	○	○	○	○
郷原	広域避難場所	グリーンヒル郷原	○	-	○	-	-
		総合スポーツセンター	○	-	○	-	-
	一時避難場所	郷原小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		郷原中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	郷原小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		郷原中学校（体育館、教室）	○	-	○	○	○
	福祉避難所	生活介護センター　たまご	-	-	-	-	-
		野呂山学園	-	-	-	-	-
		デイセンター　のろさん	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　郷原の里	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム あすらや荘	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	郷原まちづくりセンター	○	○	○	○	○
	地域避難所	グリーンヒル郷原	○	②	○	○	○
		浄光寺	-	○	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
下蒲刈	一時避難場所	下蒲刈小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		下蒲刈中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	下蒲刈小学校（体育館、教室）	○	②	③	②	○
		下蒲刈中学校（体育館、教室）	○	②	○	②	○
	準福祉避難所	下蒲刈まちづくりセンター	○	②	③	○	○
	地域避難所	下蒲刈支所	○	○	○	○	○
		下蒲刈農村環境改善センター	○	-	-	○	○
		正念寺	-	②	-	②	○
		大地蔵集会所	○	-	-	-	○
川尻	広域避難場所	川尻グラウンド	○	-	-	-	-
	一時避難施設	川尻中学校（校舎）	-	-	③	②	○
	一時避難場所	川尻小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		川尻中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	川尻小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		川尻中学校（体育館、教室）	○	○	③	○	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　恵の海	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	川尻まちづくりセンター	○	○	③	○	○
	地域避難所	かわじり中央会館	-	○	-	○	○
音戸	広域避難場所	大浦崎スポーツセンター	○	-	-	-	-
	一時避難場所	(旧)奥内小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		音戸高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
		音戸小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		音戸中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		音戸西中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		(旧)早瀬小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		(旧)田原小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		(旧)渡子小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		波多見小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		明徳中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	(旧)奥内小学校（体育館）	-	○	-	○	○
		音戸小学校（体育館、教室）	○	○	③	②	○
		音戸中学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		(旧)早瀬小学校（体育館）	-	-	-	○	○
		波多見小学校（体育館、教室）	○	○	③	○	○
		明徳中学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
	準拠点避難所	音戸高等学校（体育館）	○	-	○	○	○
		大浦崎体育館 （大浦崎スポーツセンター）	○	○	-	○	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム あかさき園	-	-	-	-	-
		ルネッサンス・デイサービス 音戸	-	-	-	-	-
		夕霧の家	-	-	-	-	-
		朝顔の家	-	-	-	-	-
		老人保健施設　さざなみ苑	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	音戸まちづくりセンター	○	○	③	○	○
	地域避難所	せとぎん会館	○	②	-	②	○
		引地区集会所	○	○	-	-	○
		高須集会所	-	○	-	○	○
		先奥区自治会館	-	○	-	②	○
		早瀬パブリックセンター	○	○	-	○	○
		大浦崎会館 （大浦崎スポーツセンター）	○	○	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
音戸	地域避難所	坪井区自治会館	-	○	-	○	○
		田原保健福祉活動センター	○	○	-	○	○
		渡子区自治会館(旧渡子小学校)	○	②	-	○	○
		藤脇憩いの家	-	○	-	○	○
		南隠渡区集会所	-	○	-	②	○
		波多見コミュニティセンター	○	○	-	○	○
		畑区自治会館	-	○	-	○	○
		北隠渡区集会所	○	○	-	②	○
		有清区自治会館	-	○	-	○	○
倉橋	一時避難場所	宇和木社会教育施設グラウンド	○	-	-	-	-
		鹿島社会教育施設グラウンド	○	-	○	-	-
		鹿老渡社会教育施設グラウンド	○	-	-	-	-
		須川社会教育施設グラウンド	○	-	-	-	-
		倉橋小中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		(旧)倉橋小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		(旧)倉橋西中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		(旧)倉橋東小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		(旧)倉橋東中学校グラウンド	○	-	-	-	-
		(旧)尾立小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		明徳小学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	倉橋小中学校(体育館、教室)	-	②	-	○	○
		(旧)倉橋小学校(体育館、教室)	-	○	-	○	○
		(旧)倉橋東小学校(体育館、教室)	-	○	-	○	○
		(旧)尾立小学校(体育館、教室)	-	-	-	○	○
		明徳小学校(体育館、教室)	-	○	-	○	○
	準拠点避難所	鹿島社会教育施設	-	-	-	-	○
		鹿老渡社会教育施設	-	○	-	-	○
		桂浜ふれあいセンター	○	②	○	○	○
		(旧)倉橋西中学校(体育館、教室)	-	-	-	○	○
		倉橋体育館	○	②	○	○	○
	福祉避難所	ルネッサンス瀬戸内	-	-	-	-	-
		常夏の家	-	-	-	-	-
		蛍の家	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム たちばな苑	-	-	-	-	-
		障害者支援施設 倉橋の里	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	倉橋まちづくりセンター 釣士田分館	-	②	-	○	○
	地域避難所	宇和木社会教育施設	-	○	-	○	○
		宇和木老人集会所	○	-	○	○	○
		海越生活改善センター	-	②	-	-	○
		才ノ木老人集会所	-	○	-	-	○
		鹿島下老人集会所	-	○	-	-	○
		鹿島瀬戸コミュニティホーム	○	②	○	○	○
		鹿島中コミュニティホーム	○	-	○	○	○
		鹿島中老人集会所	-	-	-	-	○
		重生コミュニティホーム	-	-	-	-	○
		重生生活改善センター	-	-	-	○	○
		須川社会教育施設	○	-	-	-	○
		西宇土老人集会所	○	-	○	○	○
		石原老人集会所	○	○	-	-	○
		倉橋東センター	○	○	-	○	○
		大向老人集会所	-	-	-	○	○
		大迫コミュニティホーム	-	-	-	-	○
		長谷老人集会所	-	○	-	○	○
		灘コミュニティホーム	○	-	-	○	○
		農業技術拠点センター	○	○	③	②	○
		尾曽郷老人集会所	○	-	-	-	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
倉橋	地域避難所	尾立生活改善センター	-	○	-	②	○
蒲刈	広域避難場所	恵みの丘蒲刈	○	-	○	-	-
	一時避難場所	(旧)蒲刈小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		蒲刈小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		蒲刈中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	蒲刈小学校(体育館、教室)	○	②	○	②	○
		大浦集会所(旧蒲刈小学校)	-	-	-	○	○
	準拠点避難所	蒲刈中学校(体育館、教室)	○	②	○	②	○
	準福祉避難所	蒲刈市民センター	○	○	-	○	○
	地域避難所	蒲刈町開発総合センター	-	②	-	②	○
		向清水集会所	○	-	○	○	○
安浦	広域避難場所	安登公園	○	-	○	-	-
		安浦中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	一時避難施設	安浦中学校(校舎)	-	-	③	○	②
		内海小学校(南校舎)	-	-	○	○	②
		内海小学校(北校舎)	-	-	○	○	②
	一時避難場所	(旧)野路東小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		安登小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		三津口小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		内海小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		(旧)野路中切小学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	(旧)野路東小学校(体育館)	○	○	○	○	○
		安浦中学校(体育館、教室)	○	○	③	○	②
		安登小学校(体育館、教室)	○	○	○	○	○
		三津口小学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
		内海小学校(体育館、教室)	○	○	○	○	②
		(旧)野路中切小学校(体育館)	○	-	○	○	○
	福祉避難所	介護老人保健施設 葵の園・安浦	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム 春華園	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	安浦まちづくりセンター	○	○	③	○	②
	地域避難所	コミュニティいちざこ	○	○	○	○	○
		塩谷自治会館	-	○	-	○	○
		奥条自治会館	○	-	○	○	○
		岡谷自治会館	○	○	○	○	○
		原畑集会所	○	○	○	○	○
		向野原自治会館	○	○	○	○	○
		三津口憩の家	-	○	-	②	○
		三津口西自治会館	○	○	-	○	-
		市原集会所	○	○	○	○	○
		女子畑自治会館	○	○	○	○	○
		小田野原自治会館	-	○	-	○	○
		水尻集会所	○	○	○	○	○
		晴海園自治会館	○	○	-	○	-
		赤向坂自治会館	○	○	○	○	○
		跡条自治会館	○	-	○	○	○
		大谷自治会館	○	○	○	○	○
		中央ハイツ自治会館	○	○	○	○	○
		藤木自治会館	-	○	-	○	○
		内海南自治会館	○	○	-	②	②
		内平自治会館	○	○	○	○	○
		日之浦自治会館	○	○	○	○	○
		老人福祉センター安浦内海会館	○	○	③	○	②
		中畑自治会館	-	-	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別 地	土	津	高	洪
安浦	地域避難所	中切自治会館	○	-	○	○	○
		内海北自治会館	○	-	○	○	○
		安浦会館	-	○	-	○	○
		子之浦自治会館	○	-	-	-	○
豊浜・豊	広域避難場所	豊浜グラウンド	○	-	○	-	-
豊浜	一時避難場所	(旧)豊島小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		豊浜中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	豊浜中学校(体育館、教室)	○	②	③	②	○
	準拠点避難所	(旧)豊島小学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
		豊浜体育館	○	○	○	○	○
	準福祉避難所	豊浜まちづくりセンター豊島分館	○	②	○	②	○
		豊浜まちづくりセンター	○	○	-	②	○
	地域避難所	斎島集会所	○	○	-	-	○
		山崎集会所	-	-	-	○	○
		大浜集会所	○	②	○	○	○
		内浦集会所	-	○	-	②	○
		立花集会所(農業構造改善センター)	-	②	-	○	○
豊	一時避難場所	久比コミュニティセンターグラウンド	○	-	○	-	-
		豊スポーツセンターグラウンド	○	-	-	-	-
		豊まちづくりセンターグラウンド	○	-	-	-	-
		(旧)豊小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		豊小学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	(旧)豊小学校(体育館、教室)	-	②	-	○	○
	準拠点避難所	豊スポーツセンター	-	②	-	②	○
		豊小学校(体育館、教室)	○	○	-	-	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　豊寿園	-	-	-	-	-
		ゆたかデイサービスセンター	-	-	-	-	-
		若葉作業所	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	豊まちづくりセンター	○	○	-	②	○
	地域避難所	沖友コミュニティセンター	○	②	○	○	○
		久比コミュニティセンター	○	○	○	○	○
		久比東コミュニティセンター	○	○	○	○	○
		御手洗集会所	○	○	-	-	○
		三角集会所	-	②	-	○	○

● 防犯・交通安全

地域協働課(市役所1階)　☎25−3221

交通安全

原則、毎月1のつく日(1日、11日、21日(土、日曜・祝日は翌登校日))は、呉市の交通安全日です。

交通安全推進委員などが、各地区で街頭指導や広報活動を行っています。皆さんのご協力をお願いします。

また、交通安全に関するビデオやDVDの貸出しもありますので、ご利用ください。

交通安全教室や、防犯パトロールに関する相談：地域協働課(市役所1階)　**☎25−3221**

警察安全相談

犯罪等による被害の未然防止、県民生活の安全に関する相談を相談員や警察官がお受けします。

毎週月～金曜日(祝日、振替休日を除く)
8:30～17:00

呉警察署　警察安全相談係　☎29−0110
広警察署　警察安全相談係　☎75−0110
音戸警察署　警察安全相談係　☎51−0110

市道や公園

市道の陥没・カーブミラーの異常：土木課(市役所6階)
☎25−3352

道路照明：土木課(市役所6階)　**☎25−3375**

公園内の遊具などの施設の異常：公園緑地課(市役所6階)
☎25−3207

呉市防犯ステッカー
地域での「あいさつ運動」や、夜間の「一家一事業所点灯運動」にご協力ください。

住まい・駐車場

それぞれの課へお問い合わせください

● 都市計画

都市計画課（市役所7階）　☎25−3366

住居表示

住居表示変更証明書（無料）

住居表示の実施に伴い、「○○町○○番地」から「○○町○番○号」に変更になった人について、その変更を証明します。

申請

住居表示実施前の住所・実施後の住所を確認して、都市計画課か各支所へ。郵送希望の場合は、申請書（ホームページからダウンロード可）と切手を貼った返信用封筒を都市計画課へ送ってください。

新築届

住居表示実施区域では、住居表示（○○町○番○号）を使用しなければなりません。住居表示番号は、新築（建て直しも含む）等の建物が、完成するころに市役所へ届け出ていただき決定します。

必要な書類

新築届・建物に関する図面（位置図、公図、配置図、平面図）

※図面は、後日お返しします。

開発行為を行うとき　☎25−3369

建物を建てる等の目的で次のような土地の造成や道路の新設等を行う場合は、開発行為の許可が必要です。

○市街化区域：1,000平方メートル以上

○市街化調整区域：全ての開発行為

○非線引都市計画区域：3,000平方メートル以上

○都市計画区域外：10,000平方メートル以上

土地を造成するとき　☎25−3369

宅地造成工事規制区域内で、宅地（住宅地、露天資材置場、駐車場等）として利用するために次のような土地の造成を行う場合は、許可が必要です。

①切土（土地を削ること）により2mを超える崖ができる場合

②盛土により1mを超える崖ができる場合

③切土と盛土により2mを超える崖ができる場合

④30cmを超える切土・盛土を500平方メートルを超えて行う場合

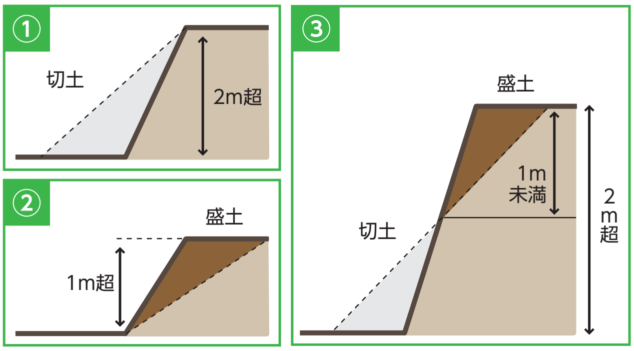

市街化調整区域に建物を建てるとき　☎25−3369

市街化調整区域には、原則、建物を建てることはできませんが、農業従事者の住宅を建てる場合など例外として建築可能になることがあります。

都市計画道路、用途地域等について　☎25−3367

建築や土地の売買等で、都市計画情報が必要な場合は、都市計画課または「呉地理情報マップ」ホームページでご確認ください。

● 建築

建築指導課（市役所7階）　☎25−3515

建物を建てる時

①建築確認申請

計画された建物が建築基準法等に適合しているか、呉市や民間確認検査機関の確認検査員が審査し、適合していれば「確認済証」が交付され、その後工事が始まります。

②完了検査申請

工事完了後、呉市や民間確認検査機関の確認検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」が交付され、その後その建物を使用することができます。

※場所や構造、規模等により確認申請等が不要の場合があります。建物以外の工作物（看板、煙突等）も申請が必要な場合があります。

木造住宅耐震診断

次の全てに該当する住宅の耐震診断を行っています。

①木造の戸建て・長屋・共同住宅で、併用住宅（住宅部分が過半のもの）や賃貸住宅を含む。

②昭和56年5月31日以前に建築されたもの

③在来工法で建築されたもの

④2階建て以下のもの

予定戸数　未定（申込多数の場合は抽選）

▼ 広告 ▼

自己負担金　必要（金額は未定）
申込方法　「市政だより」6月号で募集案内します。

耐震セミナー

住宅の耐震対策の重要性を認識していただくため、建築物防災週間の期間内（8月下旬～9月上旬）に耐震セミナーを開催しています。

危険建物除却補助

対象建物　①住宅の不良度判定基準及び周辺への危険度判定により認定された建物
②戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅（居住部分が過半のもの）
③呉市内に存する空き家

補助額　補助対象工事に要する経費の30%、かつ、最大30万円
解体後の条件　①浸水防止措置、かつ、排水措置（がけ上の場合）
②土砂の流水防止措置（上記以外）

● 市営住宅

指定管理者「㈱くれせん」　☎32－2488

募集の方法

市営住宅の募集（申込み）は、次の2種類があります。

1　**抽選対象住宅**（定期的に公募して、抽選で入居決定）
- 抽選対象住宅の定期募集は、年2回行います。
（時期）7月、1月
- 募集期間・内容は、募集月の市政だよりに掲載します。
- 募集期間中に、詳しい募集内容を記載した「市営住宅入居者募集案内」を配付するとともに、呉市ホームページにも掲載します。
（配付場所）㈱くれせん及び住宅課・各市民センター窓口

2　**随時対象住宅**（空き住宅が出れば、申込順で入居決定）
- 募集は、年間を通じて随時受付けしています。
- ①抽選対象住宅と②随時対象住宅は、団地により区分けされています。
- 抽選対象住宅と随時対象住宅は、重複して申し込むことはできません。

入居申込資格

1　**一般世帯の申込資格**

市営住宅に申し込まれる人は、次の①～⑥の全ての条件を満たしていることが必要です。

①現在、住宅に困っていること。
現在公的住宅（市町村県営住宅）の入居名義人や住宅を持っている人は、申込みできません。
②現に同居または同居しようとする親族がいること。事実上婚姻関係と同様の事情にある人及び申込日から3カ月以内に婚姻予定の人は、申し込むことができます。
③世帯全員の収入合計が、収入基準内であること。（計算方法や基準額は、お問い合わせください。）
④申込者及び同居する人が、市町村民税や市営住宅家賃を滞納していないこと。
⑤申込者及び同居する人が、暴力団員でないこと。
⑥申込者が、成人であること。（未成年者でも、既に婚姻されている人は申込みできます。）

2　**単身世帯の申込資格**

単身で申し込む場合には、単身での日常生活に支障がない人で、「1　一般世帯の申込資格」の①③④⑤⑥の項目に該当し、さらに、次のいずれかに当てはまることが必要です。（ただし、単身申込み可能な市営住宅は限られます。）
- 昭和31年4月1日以前に生まれた人
- 身体障害者手帳の交付を受けた人（障がいの程度が1級～4級）
- 戦傷病者手帳の交付を受けた人
（特別項症から第6項症までまたは第1款症の人）
- 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人
- 生活保護を受けている人
- ハンセン病療養所入所者等
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- 療育手帳の交付を受けた人
- DV被害にあわれた人（一時保護、保護命令等の要件あり。）

申込み（入居資格仮審査）に必要な書類

①呉市営住宅申込整理票
②抽選番号・抽選結果通知用はがき（切手必要。抽選対象住宅のみ）

申込書類の提出先

指定管理者「㈱くれせん」
〒737－0051　呉市中央3－2－5　勤住ビル2階

※詳しくは、各窓口に置いてある「市営住宅申込みのしおり」または呉市ホームページをご覧ください。

● 住宅情報

定住相談、空き家・空き地情報の紹介

住宅課（定住サポートセンター）　☎25－3394

市外・県外から、呉市への定住を希望される人の相談窓口です。呉市内の住宅情報を「呉市空き家バンク」ホームページで公開しています。また、呉市島しょ部において利活用できる空き家・空き地の所有者で、賃貸・売却を考えている人からのご相談もお受けします。
空き家バンクホームページ
http://www.city.kure.lg.jp/~teizyu/

● 駐車場・駐輪場

市営駐車場　**都市計画課（市役所7階）　☎25－3366**

○ **堺川駐車場　（☎22－5446）　地図❶**
○ **蔵本駐車場　（☎23－2674）　地図❷**
○ **呉駅西駐車場　（☎23－9140）　地図❸**
○ **本通駐車場　（☎25－3775）　地図❹**
○ **阿賀駅前駐車場　（☎72－4672）**

市営駐車場　※前ページに地図あり

場所	❶堺川	❷蔵本	❸呉駅西	❹本通	阿賀駅前
収容台数	143台	355台	481台	124台	101台
供用日	1月2日～12月31日				
供用時間	7:30～24:00	7:00～24:00	6:30～25:00	7:30～24:00	7:30～24:00
駐車料金	7:30～24:00 30分／100円	7:00～24:00 30分／100円	6:30～25:00 30分／100円 最大料金(1,500円)	7:30～24:00 30分／100円	7:30～24:00 30分／80円
	24:00～8:30　1,000円		25:00～6:30 500円	24:00～8:30 1,000円	24:00～8:30 500円
回数券	100円券12枚綴　1,000円				80円券12枚綴 800円
	1,000枚以上購入の場合は、さらに割引があります。				
定期券		全日定期料金　16,000円／月 平日定期料金　14,000円／月 1週間定期料金　6,000円			全日定期料金 8,000円／月 1週間定期料金 3,000円／月

※回数券・定期券は各駐車場で販売しております。

市営駐輪場　**都市計画課　☎25－3366**

○ **呉駅西自転車等駐車場　☎22－0605**　○ **広駅前自転車等駐車場　☎73－0573**

○ **安登駅自転車等駐車場**

市営自転車等駐車場

場所	呉駅西	広駅前	安登駅
収容台数	自転車　710台 バイク　690台	自転車　1,214台 バイク　186台	自転車・バイク　合計480台
供用日	1月2日～12月31日		1月4日～12月28日
供用時間	5:00～25:00	4:50～25:10	8:00～22:00
駐車料金	1日1回につき100円(自転車) 1日1回につき200円(原付等)		
定期券	自転車　1,500円／月 原付等　2,000円／月	【1階・2階】 自転車　1,500円／月 原付等　2,000円／月 【屋上：自転車のみ】 自転車　800円／月	自転車　1,000円／月 原付等　2,000円／月

※定期券については各自転車等駐車場で販売しております。

自転車等放置規制区域　**土木課(市役所6階)　☎25－3379**

呉駅、広駅、安芸川尻駅、安浦駅、安登駅、音戸大橋下周辺は自転車等放置規制区域です。この区域に放置されている自転車・バイク等は撤去します。必ず駐輪場に入れましょう。

JR呉駅周辺の放置規制区域

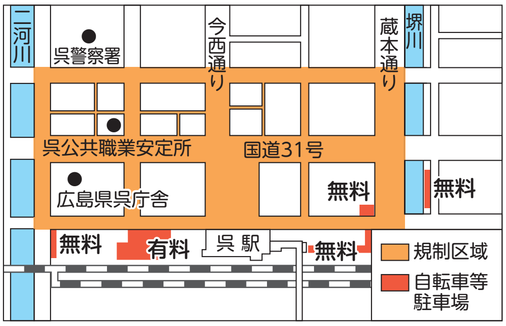

JR広駅周辺の放置規制区域

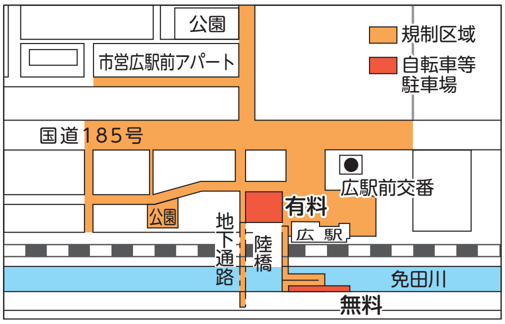

水道

上下水道局（西中央3－1－5）
料金コールセンター　☎26－1622
FAX25－8156

● 水道の使用開始・中止

新しく水道を使うとき

水道が利用できる状態でも使用開始の手続きが必要です。次のいずれかの方法で手続きを行ってください。

①窓口（料金コールセンター）
②電話（26－1622）
③「給水開始申込書」に必要事項を記入し、郵送またはファクス（25－8156）
④上下水道局ホームページ

（水が出ない場合は、上下水道局（26－1622）に連絡してください。）

料金のお支払い方法は口座制と納付制があります。

口座制　「お客様番号」の確認できるもの・預金通帳・届出印をご持参の上、金融機関で手続きをしていただくか、上下水道局または各市民センターに備え付けの「水道料金等口座振替依頼書」にご記入の上、郵送してください。

納付制　「納入通知書」を検針の翌月初旬に発行します。金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いください。

水道の使用をやめるとき

一週間くらい前に次のいずれかの方法で手続を行ってください。係員がお伺いして、使用水量の検針と水道料金等の精算を行います。

①窓口（料金コールセンター）
②電話（26－1622）
③「給水中止届出書」に必要事項を記入し、郵送またはファクス（25－8156）
④上下水道局ホームページ

水道使用者またはメータを共用しているアパートで世帯数が変わるときにもご連絡ください。

※申込書などは上下水道局ホームページからダウンロードできます。
※いずれの場合も「水道使用水量等のお知らせ票」等に記載されている「お客様番号」をお知らせください。
○上下水道局ホームページ
http://www.water-kure.jp/

● 水道料金など

水道料金

メータの口径に応じた使用量で算定します。上下水道局ホームページに掲載の料金表を確認してください。

分担金

新規に水道を使用する方には、いままでの水道施設の建設費の一部を使用メータの口径に応じて、一度限り分担金として負担していただきます（金額はHP参照）。

● 水道の維持管理

道路（公道）下を通っている配水管は、上下水道局の財産です。配水管から分かれて、各家庭に水を配る給水管、止水栓、メータボックス、じゃ口などを給水装置と呼び、水道メータを除いたすべてがお客様（所有者）の財産です。

水道メータを除いた給水装置は、お客様（所有者）が維持管理しなければいけませんが、次の漏水が発生した場合は上下水道局が修理します。

①道路（公道）下に設置してある給水装置の漏水
②第1止水栓が宅地内に設置してある場合は、その止水栓までの漏水（第1止水栓が、道路（公道）部分に設置してある場合は①になります）。
※給水装置の漏水修理は、じゃ口のパッキン交換など軽微なものを除いて、資格のある者でなければ修理を行うことができませんので、呉市指定給水装置工事事業者へお問い合わせください。

水道が故障した時
（凍結による水道管の破裂や老朽管の漏水など）

給水装置（宅地内）の漏水の場合

①メータボックスの中またはその近くにある第2止水栓をしめる。
②第2止水栓がない場合や止水栓がわからない場合は、破裂部分を布などでおおい、針金できつくしばるなど、応急処置をする。
③呉市指定給水装置工事事業者へ修理申込みをしてください。

公道部分の水道管の漏水の場合または第1止水栓の漏水の場合

P81のお問い合わせを参考に上下水道局へご連絡ください。

▼ 広告 ▼

ビル、マンション等に設置している貯水槽の管理

貯水槽水道（受水槽、高置水槽等）の管理責任は設置者にあります。なお、管理基準は、次のとおり定められています。

①貯水槽の清掃　水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行う。
②貯水槽の点検　水槽にひび割れがないか、汚染されていないかなど定期的に点検を行う。
③水質検査の実施　各家庭のじゃ口から出る水の水質の検査を定期的に行い、安全を確認する。
④利用者への周知　供給する水が、健康を害するおそれがあれば、直ちに給水を停止し、危険を周知する。

貯水槽水道

- **簡易専用水道（有効容量10㎥超）**
  - 水道法による管理
    - ・管理基準の遵守
    - ・登録機関等による検査の受検義務
- **小規模貯水槽水道（有効容量10㎥以下）**
  - 呉市水道事業給水条例による管理
  - 簡易専用水道に準じた管理に努めること
    - ・管理基準の遵守
    - ・水質検査による安全確認

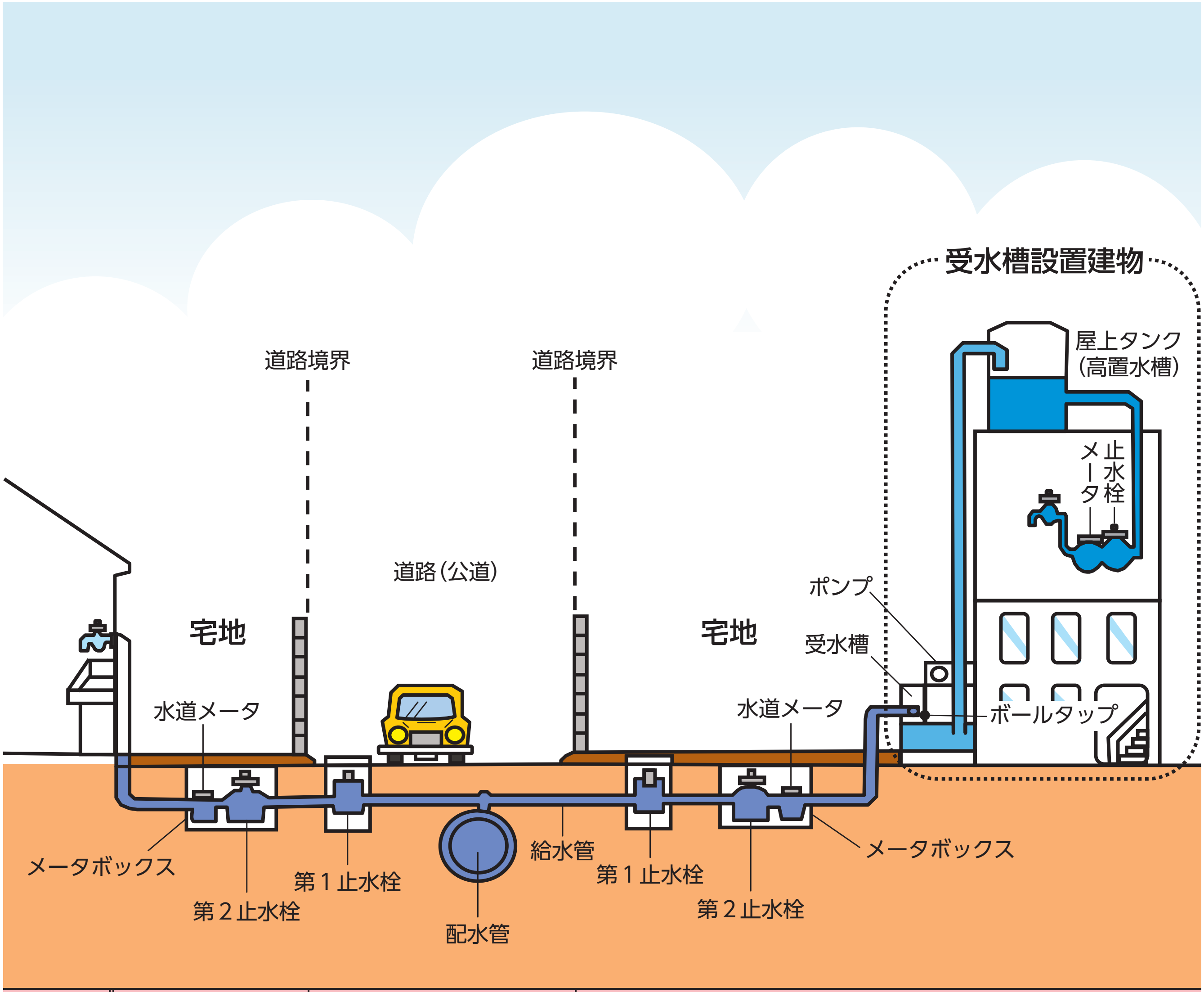

<table>
<tr><td>区　分</td><td>宅地部分</td><td colspan="3">道路（公道）部分</td><td colspan="3">宅地部分</td></tr>
<tr><td>財　産</td><td colspan="2">お客様
（所有者。ただし，水道メータを除く。）</td><td>上下
水道局</td><td colspan="4">お客様（所有者。ただし，水道メータを除く。）</td></tr>
<tr><td>漏水修理</td><td>お客様
（所有者，使用者等）</td><td colspan="4">上下水道局</td><td colspan="2">お客様（所有者，使用者等）</td></tr>
<tr><td>水質管理</td><td colspan="6">上下水道局</td><td>※受水槽設置者（水が受水槽に入るまでは，上下水道局が管理します。）</td></tr>
</table>

● お問い合わせ

○どこに問い合わせたらよいか分からないとき
料金コールセンター ☎26－4040
○水道使用「開始」・「中止」等の手続き、メータ検針、料金に関すること
料金コールセンター ☎26－1622
○公道上の漏水・水が濁っている・水の出が悪いとき
配水課 ☎26－1637
○水質に関すること
水質試験所 ☎26－7702
○井戸水・貯水槽の水質検査に関すること
保健所生活衛生課 ☎25－3538
東保健センター ☎71－9176
○貯水槽に関すること
お客様サービスセンター ☎26－1640
○貯水槽の清掃に関すること
保健所生活衛生課 ☎25－3538
○夜間・休日のお問い合わせ
夜間・休日緊急センター ☎26－1600

宅地内での漏水修理等は呉市指定給水装置工事事業者へ

上下水道局ホームページの名簿をご覧ください。
http://www.water－kure.jp/customer/gyosha/

下水道

上下水道局（西中央3－1－5）
料金コールセンター ☎26－1622

● 下水道の接続・使用開始

下水道の接続義務・接続工事

下水道が使用できる区域では、トイレの水洗化工事を3年以内に行うよう義務づけられています。

接続工事は、市の指定工事店でなければできません。あらかじめ見積もりを取りご確認ください。

工事は5日くらいで、トイレが使えないのは1日程度です。

水洗便所等改造資金利子補給制度

既存の住宅で水洗化工事を行う場合に、金融機関から無利子で融資を受けることができます。

呉市の定める利子補給の基準及び金融機関の定める融資の基準に適合することが条件です。

工事とあわせて、呉市指定工事店へ申し込んでください。

○水洗トイレへの改造工事　最高60万円
（ただし、水洗便所が2個以上ある場合は最高90万円）
○浄化槽の廃止工事　最高35万円
○排水ポンプの設置工事　最高30万円
○返済方法　5年以内の毎月元金均等返済
○取扱い金融機関
広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、呉農業協同組合、芸南農業協同組合、広島ゆたか農業協同組合

下水道の使用開始・廃止

下水道に汚水を流し始めた時から使用料をいただきます。使用開始の届出をしてください。使用料は、水道料金と一緒に納めていただきます。

井戸の使用人数の変更や下水道だけ休止・廃止する場合には、事前に届出が必要です。

● 下水道使用料

水道を使用している人は、水道水の使用水量を下水道の排除汚水量と同じとみなし、井戸を使用している人は、人数や用途により上下水道局で汚水量を認定し、使用料を算定します。

受益者負担金・分担金

下水道施設の受益者（下水道が使えるようになった区域に土地を持っている人や、長期で土地を借りている人など）に、下水道建設費の一部を一度限り負担していただきます。

○負担金額　1平方メートルにつき110円
○納付方法　一括または分割の納入通知書
（納期は、11月1日～11月末日です。）

下水道を大切に使ってください

台所のごみ・残飯・食用油・水に溶けないティッシュペーパー・たばこ・ガムや、ガソリンなどの危険物は、下水道が詰まったり爆発する原因になるので流さないでください。

● 集落排水

農業・漁業集落の水環境・生活環境の改善のための汚水の排水施設です。

処理区域内に建物等を所有する人は、早期に接続してください。

該当地区

〈農業集落排水施設〉
下蒲刈町下島・下蒲刈町三之瀬・蒲刈町向・安浦町野路西・豊浜町立花・豊浜町大浜・豊町沖友・豊町久比地区
〈漁業集落排水施設〉
下蒲刈町大地蔵・倉橋町鹿老渡・豊浜町豊島

宅内の排水設備

集落排水処理施設を使用するためには、使用者が排水設備（トイレの水洗化、家周りの排水管など）を設置してください。

排水設備の工事

排水設備の工事は、呉市排水設備指定工事店でなければできません。あらかじめ見積もりを取りご確認ください。下水道と同様に、水洗便所等改造資金利子補給制度が利用できます。

集落排水使用料

計算方法は、下水道使用料と同じです。

集落排水受益者分担金

集落排水処理施設の受益者で、公共ますに排水設備を接続する時に、集落排水事業の建設費の一部を一度限り負担していただきます。金額は、建物ごとに公共ます1個につき16万円です。

● お問い合わせ

下水道の使用料・受益者負担金
集落排水の使用料・受益者分担金
料金コールセンター ☎26－1622

つまったり、壊れたりしたら

・宅地外は 下水管理課 ☎25－3843
・宅地内は、呉市の指定工事店や排水管清掃業者へご依頼ください。

● 浄化槽

環境管理課（青山町）　☎25－3551

浄化槽は、生活雑排水やトイレの排水を微生物を利用して浄化後消毒し、放流する設備で管理等に関するルールが決められています。

保守点検

管理者は、保守点検の義務があります。呉市の登録を受けた保守点検業者に委託し、定期的に保守点検を実施してください。

清掃

年1回以上、基準に従って清掃しなければなりません。

法定検査

管理者は、浄化槽の新設後、4～8カ月の間に第1回目の法定検査と、その翌年から毎年1回、公的機関が行う定期検査を受けなければなりません。

〈指定検査機関名〉

・公益社団法人　広島県環境保全センター
（広島市安佐南区大塚西4－2－28）
☎082－849－6411
検査の種類：ガイドライン検査

・公益社団法人　広島県浄化槽維持管理協会
（広島市中区東平塚町3－28）
☎082－546－2168
検査の種類：効率化検査

〈法定検査手数料〉

5,000円～22,000円です。

浄化槽補助金

対象　次の要件をすべて満たす人

（1）公共下水道の予定処理区域外または集落排水処理施設等による処理区域外で、住宅用あるいは共同住宅用に浄化槽を設置する人
（2）市税を完納している人

補助限度額

・個人住宅	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽（二世帯住宅）	548,000円
・共同住宅	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8人槽以上	548,000円

※年間の補助基数には限りがあるので事前にお問い合わせください。

地域下水道（音戸町竹田浜住宅団地・坪井住宅団地）

地域下水道施設の使用開始・廃止届
音戸市民センター　☎52－1111
環境施設課　☎74－9107

環境

環境政策課（市役所5階）　☎25－3302

● ごみ・資源物

ごみの出し方

種類別に分けて、地区ごとに決められた日の朝8:30までに、地域で決められた場所に出してください。

ごみ、資源物の出し方について、詳しくは市役所か各市民センター等で配布する「ごみ出しカレンダー」をご覧ください。

燃えるごみ（週2回収集）

台所のごみ（よく水を切って）、布類、プラスチック類、再生できない紙くず、草・枯葉などは燃えるごみ専用の指定袋に入れて出してください。

●特大45ℓ 45円　●大40ℓ 40円
●特中30ℓ 30円　●中20ℓ 20円
●小10ℓ 10円
※料金は1枚分。10枚1組で販売。

燃えないごみ（週1回程度収集）

金属類やガラス・陶器類、灰類などは燃えないごみ専用の指定袋に入れて出してください。

●大30ℓ 30円　●中20ℓ 20円
●小10ℓ 10円
※料金は1枚分。10枚1組で販売。

粗大ごみ（月1回収集）

机・ベッド・自転車など（指定袋〔大〕に入れて袋を閉じることができないもの）。一番長い辺が2m未満のものは粗大ごみの処理券1枚（300円）、2m以上のものは2枚（600円）貼って出してください。

▼ 広告 ▼

マスコットキャラクター「クリンピー」

呉市指定
ごみ袋・シール
取扱店

このマークの指定店で販売しています。

資源物・有害危険ごみ

～適切に分別してごみを減らしましょう～

資源物や有害危険ごみを入れるためのコンテナや網袋は収集日の前日に資源物ステーションに配置します。

資源物（月2回程度）

飲料用、食用品の空きびんなど（3分別）

無色透明	茶色のびん	その他の色
白色のコンテナ	茶色のコンテナ	水色のコンテナ

※乳白色のびん・鏡・板ガラス・ガラスコップ・電球・陶磁器・耐熱ガラスなど→燃えないごみ

缶類（飲料用、食用品の空き缶）

ペットボトル（飲料用、調味料）

- 網袋に入れてください。
- ペンキの缶、さびた缶→燃えないごみ
- ペットボトルのフタとラベル→燃えるごみ
- **スプレー缶、カセットボンベ→有害・危険ごみ**

紙類（4分別）

①新聞紙・広告・チラシ
②本・雑誌・包装紙・空き箱・封筒・コピー用紙
③段ボールのみ
④紙パック　水洗いし、乾燥させ、切り開く。

- それぞれ種類ごとに、ひもで十文字にしばって（厚さ20cm以内）ください。
- 収集日が雨のときは、できるだけ次回の収集日に出してください。
- アルミ箔のついた紙パック・感熱紙・カーボン紙・油紙・写真・ビニール加工紙など→燃えるごみ

有害・危険ごみ（月1回）

乾電池・蛍光管・水銀体温計・スプレー缶・小型カセットボンベ・使い捨てライターの6種類。

赤のコンテナ

- いずれも赤いコンテナに入れてください。
- ボタン・リチウム・ニカド電池は、対象外です。販売店で引き取ってもらってください。
- スプレー缶やカセットボンベは、必ず使い切って出してください。
- 電球→燃えないごみ

衣類品等（拠点回収）

古着、古布、シーツ、タオル等。

- 市民センター等の回収ボックスに入れてください。
- 汚れたもの、濡れたもの、布団、カーテン、どてら、ビニール・ゴム製品等は回収できません。

白色トレイ（拠点回収）

食品用の白色発泡スチロールトレイ（つまようじが簡単に刺さります）のみ。

- 水洗いし、乾かして市民センターや協力店の回収ボックスに入れてください。
- セロハンテープ、ラップ、ホッチキスなどの異物は取り除いてください。
- カップ麺、納豆などの容器、色つきやつや出し加工されたものは回収できません。

小型家電等（拠点回収）

- 各家庭で使用済みの小型電子機器等を無料回収しています。
- 本庁舎と各市民センターへ設置
- 投入口　40cm×20cmに入るもの
- パソコン・携帯電話・ビデオデッキ・コード類など

市で収集しないごみ

事業ごみ　事業活動にともなって出るごみ

多量ごみ　引っ越しや庭木のせん定、大掃除などで一時的に出る多量なごみ

収集車に積み込みできないごみ

ブロック・岩、瓦、畳、金庫など

市で処理できないごみ

●**購入店で引き取ってもらうか、販売店等に相談してください。**

●バイク
（エンジンのある農機具等）

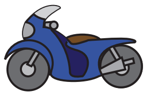

●タイヤ
●チェーン
●ホイール
●自動車部品

●ガスボンベ

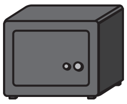

●金庫

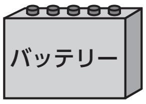

●バッテリー

●消火器

●家庭系医療廃棄物　●ボウリングのボール　●ペンキ類　●薬品・農薬等劇薬類など

●**市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を依頼してください。（有料です）**
連絡先については、呉市のホームページをご覧いただくか、環境政策課（☎25―3303）にお問い合わせください。

●廃油　●電動ベット　●電動車いす　●電動マッサージチェア　●トレーニングマシン　●電気温水器　●ドラム缶など

家電リサイクル法によるもの

テレビ（液晶式・プラズマ式を含む）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。

※販売店に相談してください。

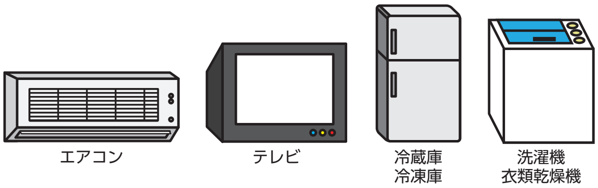

パソコンリサイクルにより収集しないもの

本庁舎と各市民センターに設置している専用回収ボックス（投入口：40cm×20cm）に入らないものは、販売店やメーカーに相談してください。

指定ごみ袋支援制度　環境政策課　☎25－3303

ごみ処理手数料の減免

対象

①生活扶助受給世帯

②児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯

③紙おむつ購入助成券の交付を受けている高齢者・障害者、もしくはその人を扶養する世帯

④2歳未満の乳幼児を扶養するため紙おむつを常用する市民税非課税の世帯

申請方法

環境政策課か各支所の窓口で申請書を提出してください。

※受給証書、受給証明書、受給事実が確認できるものが必要です。

● 住宅用太陽光発電システム設置への補助

環境政策課　☎25－3301

市内で自ら住む住宅（継続的に居住する借家なども含む）にシステムを設置する人、システムが設置された市内の建売住宅を購入する人が対象です。

対象システム

①発電の多いときは電気を売り、少ないときは電気を買うタイプのもので、太陽電池の最大出力が10kW未満のもの。

②住宅の屋根等への配慮に適した構造であることなど。

補助金交付額

太陽光発電システム1件当たり50,000円。

※受付数は年度ごとに限りがあるので、事前にお問い合わせください。この補助を既に受けられた人は、再度の申請はできません。

● お問い合わせ

指定ごみ袋のこと	環境政策課	☎25－3303
ごみの収集のこと	環境業務課	☎74－9100
ごみ処理施設のこと	環境施設課	☎74－9107

公害（騒音・悪臭など）

環境管理課（青山町）☎25－3551

● 斎場

環境政策課（市役所5階）　☎25－3298

使用料

呉市斎場使用許可申請時にお支払いください。

施設名称	区分	使用料	
		市内居住者	市外居住者
呉市斎場 ☎33－2365 呉市東部火葬場 蒲刈火葬場	大人	18,000円	60,000円
	子ども（12歳未満）	14,400円	48,000円
	動物（ペット）（呉市斎場のみ：お骨は持ち帰れません）	5,400円	18,000円
下蒲刈火葬場 極楽苑 豊火葬場	大人	15,000円	45,000円
	子ども（12歳未満）	12,000円	36,000円

利用方法

市役所または各支所で「呉市斎場使用許可申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

死亡届（死産届）等の手続きの際に受けられた「死体火葬許可証」を提示してください。

呉市斎場の場合はご利用の前に予約が必要です。

お願い

○市営斎場等では、心づけなどの金品は一切お受けしていません。

○棺の中に、思い出の品やドライアイス、食品、アルコール類などの副葬品は入れないようご協力ください。

○心臓ペースメーカーを使用されていた場合は、爆発のおそれがあるので、使用許可申請時にお知らせください。

商業・工業

商工振興課（つばき会館2階）　☎25－3815

● 中小企業融資制度

<table>
<tr><th rowspan="2" colspan="2">主な制度名</th><th rowspan="2">対象者</th><th colspan="3">融資条件</th><th rowspan="2">年利（%）</th></tr>
<tr><th>使途</th><th>限度額</th><th>期間</th></tr>
<tr><td colspan="2">小規模事業資金</td><td>従業員20人以下
（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業は20人）以下）</td><td>運転・設備</td><td>800万円</td><td>5年以内</td><td>1.6</td></tr>
<tr><td rowspan="6">経営安定資金</td><td>短期</td><td rowspan="6">中小企業者</td><td rowspan="4">運転</td><td>1,000万円</td><td>1年以内</td><td>1.8</td></tr>
<tr><td>長期</td><td>2,000万円</td><td>7年以内</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td>季節資金</td><td>500万円</td><td>6カ月以内</td><td>1.8</td></tr>
<tr><td>連鎖倒産防止</td><td>1,000万円</td><td>7年以内</td><td>1.4</td></tr>
<tr><td>災害復旧</td><td>運転・設備</td><td>1,000万円</td><td>7年以内</td><td>1.3</td></tr>
<tr><td>景気対策特別</td><td>運転</td><td>2,000万円</td><td>7年以内</td><td>1.2</td></tr>
<tr><td colspan="2">設備近代化資金</td><td>中小企業者または組合</td><td>設備</td><td>3,000万円
組合5,000万円</td><td>10年以内</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">職場環境改善資金</td><td rowspan="2">中小企業者または組合</td><td>運転（ワークライフバランスのみ）</td><td>1,000万円</td><td>7年以内</td><td rowspan="2">1.6</td></tr>
<tr><td>設備</td><td>5,000万円</td><td>10年以内</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">創業支援資金</td><td rowspan="2">創業者、創業後5年未満の中小企業者</td><td>運転</td><td rowspan="2">1,500万円</td><td>5年以内</td><td rowspan="2">※1.4</td></tr>
<tr><td>設備</td><td>7年以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">借換支援資金</td><td>市融資制度の借入金の残高がある中小企業者</td><td>返済資金及び運転資金</td><td>5,000万円</td><td>10年以内</td><td>1.4</td></tr>
</table>

※呉市インキュベーション施設の入居者は1.3%　　（平成26年4月1日現在）

申込：取扱金融機関へ直接お申し込みください。

● 公益財団法人くれ産業振興センター

阿賀南2－10－1　☎76－3766
メール　kuressc@kure−city.jp

総合相談事業

コーディネーターが企業のさまざまな相談に対応します。大学・研究機関などの研究者の紹介やセミナー等を開催します。

産学官連携の強化

地域企業と大学等を橋渡しします。また、大学等の高等教育機関や公設試験研究機関のシーズや研究成果をテーマとした講座の開催や研究・技術開発の支援を行います。

創業・経営革新の促進

インキュベーション施設「呉サポート・コア」、「呉チャレンジ・コア」、「呉ジャンプ・コア」へ入居した企業や個人に対して、技術、経営相談の実施や異業種交流の促進、販路拡大の支援を行います。

情報化の促進

ITセミナー、研修会の開催、ホームページで地域企業の紹介や各種情報提供を行います。

http://kuressc.or.jp/

メール・FAX直送便

中小企業の支援施策・セミナー・イベントなど、主に製造業に関する最新情報を無料配信します。配信は月に2・3回程度。会費無料。要申込。

対象／呉地域の企業、創業を予定している個人

● 一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンター

中通1－2－31ふれあい会館内
☎25－3691　FAX25－3687

くれ勤労者福祉サービスセンターは、市内の中小企業で働く方々に対して、個々の企業では実施することが難しい福利厚生事業を共同化し、総合的に行うために、呉市のバックアップにより設立された団体です。

入会できる方

呉市内に事業所を有する中小企業の従業員及び事業主（原則として事業所単位での加入をお願いします。）

市内に住所を有し、市外の中小企業事業所に勤務する勤労者

会費

会員１人につき月額1,000円（入会金１人500円）

＊事業所が負担する入会金、会費は必要経費（損金）の対象となります。

主なサポート内容

イベント

わずかな負担でレクリエーション事業に参加できます。
（ビアパーティー，年忘れパーティー，ボウリング大会など）

給付金

各種慶弔給付金が受けられます。
（永年勤続報奨金，結婚祝金，出産祝金，還暦祝金，入学祝金など）

健康・スポーツ

各種助成制度があります。
（健康診断受診助成，インフルエンザ予防接種助成，スポーツ施設割引利用など）

各種チケット割引販売
コンサートやプロ野球，Ｊリーグ，美術館など
レジャー
年１回3,000円の宿泊旅行助成が受けられます。また、全国各地の宿泊施設を割引利用できるほか、パック旅行やテーマパークの入園料割引が受けられます。
趣味・カルチャー
カルチャー教室の受講料助成が受けられるほか、会員を対象とした文化教室を開講しています。

これらの他にも様々な事業を実施しています。
詳しくは、http://www.h2.dion.ne.jp/~kurekinn/index.htmlをご覧ください。

● 公益社団法人呉市シルバー人材センター

伏原1－4－25　☎21－6611　FAX23－8606

健康で働く意欲のある高齢者に臨時的かつ短期的な就業の機会を提供し、活力ある地域社会づくりに寄与しています。

職種／事務整理（宛名、賞状書き、パソコン指導等）、技能（大工、左官、障子、襖張り、植木剪定等）、軽作業（除草、清掃等）、サービス（家事手伝い、育児支援等）、施設管理など

● 雇用・労働に関する相談窓口

職業紹介
月・水・金曜日　8:30～17:15
火・木曜日　8:30～19:00
第2・第4土曜日（祝日を除く）　10:00～17:00
呉公共職業安定所（西中央1－5－2）　☎25－8609

雇用保険
月～金曜日（祝日を除く）　8:30～17:15
呉公共職業安定所（西中央1－5－2）　☎25－8609

仕事に関する相談、職業適性など
水・金曜日（祝日を除く）　13:00～18:00
呉しごと相談館（ビュー・ポートくれ2階）　☎25－3308
火曜日（祝日を除く）　13:00～17:00
若者交流館呉相談コーナー（広島県呉庁舎第2庁舎5階）
☎082－511－2029（若者交流館）

労働条件の相談
賃金、労働時間、安全衛生、災害補償など
月～金曜日（祝日を除く）　8:30～17:15
呉労働基準監督署（中央3－9－15）　☎22－0005

農林業

農林振興課（つばき会館2階）　☎25－3318

● 農業振興事業

農業の担い手育成
農業を営むために必要な知識や技術の習得セミナーの開催などを行っています。

農業振興資金貸付
農業経営の増強や安定のため、必要な資金を低利で融資します。

・**農業経営総合資金（設備資金）**
限度額400万円　期間5年
・**農地等災害復旧資金**
限度額800万円　期間8年

呉農業協同組合・芸南農業協同組合・広島ゆたか農業協同組合の各本支店へ。

産地育成推進
地産地消を推進するため、農業体験等を行っています。

● 林業振興事業

松くい虫の防除
松林の景観の維持や森林の機能を保持し、山崩れや風水害を防ぐため、松くい虫の防除を行っています。

「どんぐり塾」
森林ボランティアの育成と緑化活動を推進するため、森づくりの体験などを実施しています（5月～11月。年4回予定）。

● イノシシ・カラスの被害

イノシシ
イノシシの被害は、農作物をはじめ、農地を浸食し土砂災害の危険性を高めたり、住宅地付近に現れて危険なため、地域による取り組みが必要です。

寄せ付けないために
・収穫しない果樹や野菜などエサとなるものや生ごみを放置しない。
・畑の周辺のやぶなどを手入れして、隠れ場所をなくす。
・声や音を出して人間の存在を知らせる。

イノシシに出会ったら
・攻撃したり威嚇せず、静かにその場を離れる。
・犬の散歩中は、犬などを遠ざける。
・子イノシシには近づかない。

呉市の対策
・**防護対策**　金網さくや電気さくなどの設置に対し資材費の1／3以内（上限6万円）の補助を行っています。
・**捕獲対策**　箱わなの貸出や「有害鳥獣捕獲班」を編成していますのでご相談ください。
捕獲にあたっては狩猟免許や捕獲許可等が必要で、勝手に捕獲した場合は、法律により罰せられます。

カラス
カラスも直ちに駆除することはできません。また、人家近くでは銃器の使用ができないため駆除は困難です。エサとなる生ごみやくず野菜などの管理を徹底しましょう。

● 野生の動物・鳥を保護した場合

許可なく野生の動物や鳥を捕獲したり保護することはできません。在来種（地域に昔から生息していた動物、鳥）で元気な場合はそのまま自然に放してください。傷ついている場合は、それが貴重な野鳥であるなど、保護について理由があると認められるものについては、農林振興課へ連絡してください。外来種の場合は、ペットとして飼われていたものと考えられますので、「拾得物」として最寄りの警察に届け出てください。
また、ひなは拾わないでください。

● ひろしまの森づくり事業

広島県では、県民の財産である森林を健全な森林として維持・管理し次世代に引き継ぐため、平成19年4月から「ひろしまの森づくり県民税」を導入し「ひろしまの森づくり事業」を展開しています。

・人工林・天然林の間伐・除伐
・松くい虫枯損木処理
・県産材木製品普及促進
・森林・林業体験活動支援

子育て・教育

子育て支援

それぞれの課へお問い合わせください

● 母子保健

西保健センター　☎25－3542
東保健センター　☎71－9176

母子健康手帳

妊娠の初期からお子さんが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録になります。

健診や健康相談を受けるとき、予防接種を受けるときには必ず持参してください。医療を受けるときに持っていくと診療の参考になります。

交付時に必要なもの

病院でもらった妊娠届書（保健センターや保健出張所にもあります）

妊婦健康診査

妊婦さんの健康状態や、お腹の赤ちゃんの発育状態をみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。

母子健康手帳を交付する際に健診費用の助成のための受診券をお渡しします。受診券で指定された検査項目のみ公費負担で受診できます。県内の委託医療機関等で使用できます。

県外で受診した妊婦・1カ月児健診への助成

妊婦・1カ月児健康診査を県外の医療機関で受診した場合は、申請により助成対象と認められたものについて、支払った実費の全額か一部を助成します。

申請期限：最終の健康診査を受けた日から1年以内とします。

プレママスクール

妊婦を対象にした、赤ちゃんとママの栄養・母と子のデンタルヘルス・お産と育児の講座です。

サンデーマタニティスクール（要予約）

休日にパートナーと一緒に参加できます。講話・赤ちゃんのお風呂の入れ方の実習・お父さんの妊婦模擬体験などができます。

家庭訪問

・母子健康手帳にある出生連絡票ハガキを出してください。保健師が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの相談，育児等の情報提供を行います。
・地域の中の主任児童委員・児童委員がお母さんの相談や支援を行います。（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳幼児健康診査

1カ月児健診（個別健診）

広島県内の医療機関で受けることができます（一部の医療機関を除く）。

3カ月児、1歳6カ月児、3歳児健診（集団健診）

保健センター等から健診日程を通知します。都合が悪い場合は日程変更ができます。ご連絡ください。

6カ月児健診（個別健診）

市内の協力医療機関で受けることができます。

育児教室

育児や子どもの事故予防などについて実施しています。

育児相談

各地区で、保健師や栄養士等による相談、交流会などを実施しています。

離乳食教室（要予約）

乳児の保護者を対象に、離乳食の進め方や試食を行います。予約は東・西保健センターへ。

食育教室

幼稚園・保育所（園）児とその保護者や指導者を対象とし、朝ごはんをはじめ、望ましい食生活のエプロンシアターや講話を行っています。

問い合わせ先

西保健センター　☎25－3542
東保健センター　☎71－9176

● 子どもの医療

健康増進課　☎25－3540

未熟児養育医療

未熟児で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合の医療給付制度です（世帯の課税状況により負担金が必要）。

自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある18歳未満の人で、指定医療機関の医師が治療効果があると認めた場合の医療給付制度です（自己負担は原則として医療費の1割）。

予防接種（予防接種法に基づくもの）

保健総務課　☎25－3525

※ワクチン名【対象疾病】

・ヒブ【ヒブ感染症】、小児用肺炎球菌【肺炎球菌感染症】、四種混合【ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ】、三種混合【ジフテリア・百日せき・破傷風】、二種混合【ジフテリア・破傷風】、不活化ポリオ【ポリオ】、BCG【結核】、麻しん風しん混合【麻しん（はしか）・風しん】、水痘【水痘（水ぼうそう）】、日本脳炎【日本脳炎】、子宮頸がん予防【ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）】の各予防接種は、市内の協力医療機関で実施します。ワクチン毎に定められた対象年齢の人は無料です。

※定期予防接種（上記）をやむを得ない理由（入院・入所・里帰り出産等）により県外の医療機関で有料接種された人へ接種料金を助成します。また、県内の広域協力医療機関であれば、「広域予防接種券」の交付により、無料で接種が受けられます。必ず接種前に申請してください。電話受付可。

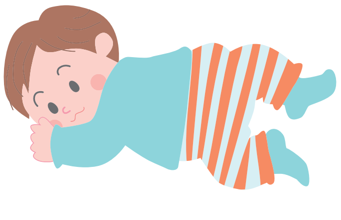

● 子育て支援

子育て支援課（すこやかセンターくれ4階）
☎25－3173

児童手当

15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。

支給期間

申請された翌月分からの支給になります。ただし、支給開始月の特例として、出生日・転入日から月をまたいで15日以内の申請は、出生等の日の属する月の翌月分から支給されます。

所得制限限度額

所得制限限度額は変更される場合があります。詳しくは子育て支援課へ。

所得制限限度額　(表1)

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額(給与)(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

支給金額(月額)・支払時期

3歳未満　一律15,000円
3歳以上～小学校修了前　第1子、第2子　10,000円
第3子以降　15,000円
中学生　一律10,000円
特例給付(所得制限限度額以上の方)　5,000円

原則として、毎年2月、6月、10月の10日に、それぞれの前月分までが支給されます。

申請に必要なもの

児童手当・特例給付認定請求書、請求者名義の預金口座を確認できるもの、印鑑など
(厚生年金・共済年金に加入している人)
請求者の健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明
(1月2日以降に転入された人)
認定請求日の前年分の市民税・県民税課税台帳記載事項証明書

提出先　子育て支援課、各支所、市民課

※生計・養育状態により、その他の添付書類を提出していただく場合があります。
※独立行政法人を除く公務員の人は、勤務先で手続きをしてください。

現況届の提出

続けて手当を受けるには、児童手当・特例給付現況届(6月初旬に送付)のほか、必要な書類(別途依頼するもの)を提出してください。

提出先　子育て支援課、各支所、市民課
提出期限　6月末日

※提出が遅れると、手当が受けられなくなることがあります。

変更の届出

・児童の出生(児童手当受給中の場合)
額改定認定請求書を子育て支援課、各支所または市民課に提出してください。
申請された翌月分から増額になります。ただし、出生日から月をまたいで15日以内の申請は、出生日の属する月の翌月分からの支給になります。
・そのほか、支給対象児童の増減や支払金融機関の変更、受給者の死亡等の場合は、子育て支援課、各支所または市民課に届出をしてください。

※手続きが遅れると、手当が受けられなくなったり、支給していた手当を返還していただくことがありますので、早めに手続きを行ってください。

乳幼児等医療費助成制度

国民健康保険や各種社会保険に加入されている人の被扶養者で、小学校6年生までの子どもの医療費の自己負担分を助成します。

区　分	通院	入院
0歳児～小学校就学前児童	○	○
小学校1年生～6年生	×	○

所得制限限度額

扶養親族数	国民年金加入者 年金未加入者	厚生年金・共済年金 加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※扶養親族数については、16歳未満の年少扶養親族の人数も含みます。詳しくは子育て支援課へ。

自己負担金額

1医療機関につき　1日500円

同一の医療機関で受診した場合、通院は月4日まで、入院は月14日まで、一日につき500円まで自己負担が必要です(通院は月5日以降、入院は月15日以降の自己負担はありません)。

※ただし、保険薬局(院外処方)での自己負担はありません。

申請に必要なもの

①乳幼児等医療費受給者資格(更新)認定申請書
②健康保険証(保護者と子どもの両方が必要です。ただし、子どもが出生した際の申請で、申請時に子どもの保険証の添付が間に合わない場合は不要です)
③印鑑
④住民税課税台帳記載事項証明書(保護者が転入か呉市外在住の場合。)

提出先　子育て支援課、各支所、市民課

※申請日から有効です。ただし、申請日が出生日・転入日・健康保険加入日の翌日から数えて14日以内の場合は、出生日・転入日・健康保険加入日から有効となります。
※小学生については、入院の決定または、入院した場合のみ申請してください。

更新

毎年更新します。小学校就学前の子どもについては、誕生月に受給者証、更新申請書、却下通知書のいずれかを送付します。

※申請書が送付された場合は、資格終了前に更新申請をしてください(住民税課税台帳記載事項証明書等が必要な場合があります)。

変更等の届出

・再転入、氏名・健康保険・保護者の変更などの場合、届出が必要になります。
・市内の転居の場合、手続は不要です。
・市外への転出の場合、受給者証を返却してください。
※転出先で、新たに申請をする必要があります。
・県外の医療機関で受診された等の場合には、領収書等(受診者の氏名・保険点数・領収金額の分かるもの)を添付し、乳幼児等医療費支給申請書(償還払分)を提出してください。後日、保護者名義の指定の口座へ振り込みます。

児童扶養手当

18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭等に支給されます(所得制限あり。所得に応じて支給額は変動します)。

ひとり親家庭等医療費助成制度

国民健康保険、各種社会保険に加入していて、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭等(世帯全員の前年所得税が非課税・平成22年度税制改正前の所得税法で算定)の医療費の自己負担分を助成します(一部負担あり)。

子育て家庭支援事業　　子育て支援課　☎25−3254

○ショートステイ(短期入所生活援助事業)

保護者が病気などで児童の養育が一時的に困難となったときや母子が緊急一時的に保護を必要とするとき、児童養護施設等で一定期間(原則として7日間)お世話します。

○トワイライトステイ(夜間養護等事業)

保護者が仕事等で恒常的に帰宅が夜間(18:00以降)になるときや休日に不在のとき、児童養護施設等で児童への生活指導や食事の提供を行います。

〈実施施設〉

救世軍愛光園(青山町☎21−6374)、仁風園(仁方西神町☎79−5553)、嶺南荘(東畑2丁目☎21−3197)、救世軍豊浜学寮(豊浜町豊島☎68−2029)

※負担金がかかります。施設の入所状況により利用できない場合があります。詳しくは子育て支援課へ。

就園奨励費

私立幼稚園に通園する幼児の保護者に対し、入園料や保育料を補助します(上限あり)。幼稚園を通じて申請してください(所得制限あり)。

くれ子育てねっと(ホームページ)

子育て支援サービスの情報のほか、地域情報交流サイト「くれパステル」、子育て・育児支援の「サークル紹介」などの情報を、インターネット上で提供しています。(http://www.kure-kosodate.com/)

※児童手当等の申請書等がダウンロードできます。

病児・病後児保育　　子育て施設課　☎25−3144

次の全ての事項に該当する児童を一時的にお預かりします。※事前の予約が必要です。

・呉市内に住所があり、居住している児童。
・呉市内の保育所(園)、幼稚園、小学校3年生までの児童。
・病気または回復期にあり、医療機関での入院は必要ないが、安静の確保に配慮する必要がある児童。
・保護者の勤務の都合や、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が困難な児童。

開設時間　月~土曜日　8:00~18:00

利用料　2,000円(食事代別)

実施施設　すこやか病児保育室(中通2丁目舟橋産婦人科併設　☎22−2784)定員7人
ほっぺ病児保育園(広大新開1丁目内科　離宮1F　☎74−5250)定員7人

放課後児童会　　子育て支援課　☎25−3254

次のすべての要件に該当する児童が対象です。

①呉市内の小学校に在籍する小学校1~3年生
②保護者や同居の家族などが、就労等の理由により放課後に家庭にいない
③上記②の状態が月間15日以上あり、3カ月以上継続する

開所日時　4月1日~翌年3月31日(日、祝日、お盆の3日間、12月29日~翌1月4日は休会)

学期中　放課後~18:00
休校日　8:30~17:30(18:00まで延長可)

費用(登録制)

①分担金(月額)月~土曜日　5,000円
月~金曜日　3,500円
※生活保護や就学奨励費受給者は減額となります(届出が必要です)。
②傷害保険料　年額　800円
③別途、おやつ代等(月1,500円程度)が必要です。

申請に必要なもの

①入会申込書兼誓約書
②保護者等の状況を証明するもの(事業所等に勤務している場合:就労証明書、自営業・介護等の場合:民生委員の証明書)
※就労証明書と民生委員の証明書は、子育て支援課作成の様式を使用してください。証明書等は、同居の世帯員(成人者)全員について必要です。
※兄弟姉妹の同時申込みの場合、年長の児童の申込書のみ上記証明書を添付してください。
※必要に応じて、その他の書類を提出していただく場合があります。

提出先　入会希望の児童会、子育て支援課

申込期間　1月中旬から1月末まで。申込期間後の入会は、各児童会か子育て支援課へご相談ください。

〈放課後児童会一覧〉　開設場所は概ね各小学校内

児童会名	住　所	電話番号
阿賀いずみ児童会	阿賀南2−1−1	74−2247
吉浦ふたば児童会	吉浦中町2−6−5	31−3517
両城児童会	三条2−15−12	22−2170
宮原児童会	宮原4−8−1	23−8251
天応わかば児童会	天応大浜2−1−64	38−8145
広みさか児童会	広中迫町4−1	74−2257

児童会名	住　所	電話番号
長迫児童会	長迫町12－5	23－8156
白岳すみれ児童会	広駅前1－6－1	73－5549
横路バンビ児童会	広横路4－1－9	74－2249
仁方あいじ児童会（仁方まちづくりセンター内）	仁方本町1－6－11	79－1464
昭和西なかよし児童会	焼山宮ヶ迫1－3－1	33－9023
昭和中央ひかり児童会	焼山中央4－1－1	33－8377
昭和南ひまわり児童会	焼山此原町14－1	33－9369
昭和北児童会	焼山本庄1－6－1	33－8422
広児童会	広杭本町3－1	74－2254
本通児童会	寺本町1－10	25－1054
港町児童会	海岸3－5－30	21－4062
原児童会	阿賀北4－3－16	71－0145
和庄児童会	八幡町10－7	23－0562
坪内児童会	宮原12－13－1	24－4551
呉中央児童会	西中央4－10－52	24－3025
広南かもめ児童会	広長浜4－1－26	71－7101
荘山田児童会	東中央3－1－23	21－3701
郷原児童会	郷原町1584－1	77－1061
警固屋児童会	警固屋7－5－1	28－2012
明立児童会	伏原2－6－38	22－5112
落走児童会（落走保育所内）	汐見町12－8	38－7751
川尻児童会	川尻町久俊1－5－24	87－0516
波多見児童会	音戸町波多見9－11－1	51－2760
安登つくし児童会	安浦町安登西5－7－19	84－4223
内海児童会	安浦町内海北1－2－5	84－5271
三津口児童会	安浦町三津口2－27－2	84－0930
蒲刈児童会	蒲刈町向771	68－0838
音戸児童会	音戸町南隠渡1－12－6	51－3201
明徳児童会	倉橋町7490	56－0345

ファミリー・サポート・センター　☎25－4122

育児や家事の援助を受けたい人（依頼会員）と育児や家事の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録し、地域において会員同士が、育児等の相互援助活動を行う、有償のボランティアシステムです。「入会申込書」をセンターに提出し、会員登録してください。

〈報酬〉7:00～19:00（月～金曜日）1時間　600円
　上記以外の時間帯、土日祝日　1時間　700円

ファミリー・サポート・センター（宝町　レクレ4階）
☎25－4122　FAX21－2167

子育て支援施設

子育て交流ひろば（子育てサロン・あかちゃんひろばなど）、各種情報の提供などを行っています。お気軽においでください。

すこやか子育て支援センター

「くれくれ✿ば」（宝町　レクレ4階）
☎25－3482　FAX21－2167
「ひろひろ✿ば」（広市民センター3階）
☎76－1616　FAX75－2167

● 相談窓口

児童療育相談（要予約）

子どもの発達に関する相談を医師、臨床心理士等がお受けします。

日時　毎週金曜日（医師による相談）
場所　広市民センター4階（児童療育・相談センター内）
申込　児童発達支援センター呉本庄つくし園　**☎33－8020**
問　福祉保健課　**☎25－3523**
※事前に発達相談をお受けします。

子どもに関する定期巡回相談（要予約）

県職員（児童福祉司・児童心理司）がお受けします。

日時　毎月第1・3水曜日　10:00～15:00
場所　すこやかセンターくれ4階
（養育に関すること）
問　すこやか子育て支援センター　☎25－3482
（療育手帳の再判定［18歳未満］に関すること）
問　福祉保健課　☎25－3135

子育て・女性相談

子ども・子育てや家庭に関する相談を相談員がお受けします。

日時　月～金曜日　8:30～17:15
　土曜日　8:30～12:00
場所・問い合わせ
すこやか子育て支援センター
くれくれ✿ば（宝町　レクレ4階）　☎25－3482
ひろひろ✿ば（広市民センター3階）　☎73－7540

子育て施設

子育て施設課（すこやかセンターくれ5階）
☎25－3144　FAX24－6708

● 保育所

入所の基準や申込方法、必要書類などについては、子育て施設課または各保育所（園）に問い合わせてください。

保育所

区分	施設名	所在地	電話番号	特別保育事業
私	平原保育園	平原町19－12	21－4685	
私	嶺南荘保育所	東畑2－2－18	24－8298	延長

広告

区分	施設名	所在地	電話番号	特別保育事業
公	中央乳児保育所	西中央4－8－2－101	21－2561	延長
私	至心保育所	東中央3－1－5	25－2351	
私	銀の鈴保育園	東中央1－5－2	21－2143	一時
私	鈴らん保育園	中央6－11－1	21－3845	一時
私	呉聖園マリア園	和庄登町5－8	21－5487	
私	救世軍呉保育所	青山町1－4	21－4711	延長 地域
私	川原石保育園	海岸4－1－13	21－2657	延長
私	呉第一保育園	両城2－1－3	21－4059	延長 一時
公	山の手保育所	山手2－11－1－101	21－4883	
私	後藤保育所	宮原5－9－5	21－7292	延長
私	坪内保育園	船見町1－2	21－5427	延長 一時
私	鍋保育所	警固屋4－1－11	28－0008	一時
私	警固屋みらい保育園	警固屋8－8－17	28－2112	一時
私	みらい乳児保育園(警固屋みらい保育園分園)	本通3－4－16	32－2856	延長
私	原保育園	阿賀北3－1－8	71－8801	延長
私	阿賀保育園	阿賀中央2－7－7	71－8711	延長 一時 地域
私	延崎保育園	阿賀南4－2－29	71－8802	延長
私	ときわ保育園	広横路3－11－32	71－0924	
私	横路保育所	広横路4－1－46	71－8197	延長 一時
公	三坂地保育所	広塩焼1－2－19	71－0030	
公	中新開保育所	広中新開1－2－20	71－7916	延長
私	徳風保育園	広本町3－15－24	73－7222	延長 一時
私	名田保育園	広白岳1－3－8	71－8497	延長 一時
私	くれよん保育園	広古新開2－2－15	73－1680	延長 一時
私	長浜東保育所	広長浜4－3－3	73－0100	延長
私	臨海保育所	広小坪1－50－15	73－1000	延長
私	天応保育園	天応大浜2－1－5	38－0332	延長
私	落走保育園	汐見町12－8	38－7751	延長
私	吉浦保育園	吉浦東本町2－3－30	31－7561	延長
私	大心保育園	吉浦中町1－9－18	31－1445	延長

区分	施設名	所在地	電話番号	特別保育事業
私	仁方保育園	仁方西神町38－7	79－0606	延長
公	皆実保育所	仁方皆実町1－14－101	79－0641	
私	郷原保育所	郷原町1946	77－0304	延長 地域
私	昭和第2園ココロ	郷原町字林頭1995	70－3670	延長 一時
私	宮ヶ迫保育園	焼山宮ヶ迫1－1－3	33－1833	延長
私	焼山保育園	焼山東3－18－1	33－0090	延長
私	昭和保育園	栃原町西谷667－2	33－2388	延長
私	明和保育園	焼山ひばりヶ丘町18－15	33－7274	延長
私	焼山こばと保育園	押込西平町29－84	33－0706	延長 一時 地域
私	川尻保育所	川尻町久俊1－7－15	87－2199	延長
公	下蒲刈保育所	下蒲刈町下島1713－1	65－3351	地域
公	音戸保育所	音戸町高須2－1－9	51－2752	
公	波多見保育所	音戸町波多見2－27－1	52－2610	地域
公	明徳保育所	倉橋町7531－1	56－0128	
公	倉橋保育所	倉橋町183－1	53－1222	
公	蒲刈保育所	蒲刈町田戸2494－4	66－0140	
公	安登保育所	安浦町安登西5－7－20	84－4225	
公	安浦中央保育所	安浦町中央3－3－7	84－2250	延長 地域
公	ゆたか保育所	豊町大長4783	66－3503	

【凡例】

私＝私立

公＝公立

延長＝延長保育

30分または1時間保育を延長します。(おおむね18:30か19:00まで)

一時＝一時預かり・特定保育

保護者のパートタイム就労や病気、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に行います。

地域＝地域子育て支援センター

親子広場(未就園の親子を対象とした遊びや簡単な製作)と子育てサークル(保護者を対象に、離乳食、おやつ作り、おもちゃの手作りなど)があります。子育て相談にも応じています。

※特別保育事業の実施状況は平成26年4月1日現在です。

● 幼稚園

私立幼稚園の入園

・入園願書配布　10月1日～
・入園願書受付　11月1日～

満3歳児の入園は、随時受け付けています。

預かり保育、親子登園、園庭開放等の子育て支援や複数園児補助、就園奨励費補助等の保護者負担軽減があります。詳細は各園にお問い合わせください。

幼稚園

施設名	所在地	電話番号
呉あそか幼稚園	清水2－1－26	25－5671
西方寺幼稚園	東中央2－4－14	23－5430
至心幼稚園	郷町4－25	21－2468
聖慈幼稚園	海岸3－5－41	21－6509
青蓮寺幼稚園	伏原1－13－16	21－7611
せんとく幼稚園	中通2－6－18	21－5726
ひかり幼稚園	上山田町2－28	21－7561
明徳幼稚園	海岸3－11－14	21－7585
山手幼稚園	山手1－2－6	21－3104
スカウトランド ひまわり幼稚園	中央5－12－18	24－4004
阿賀中央幼稚園	阿賀中央6－13－3	71－8071
宝徳幼稚園	阿賀北7－20－15	71－8098
呉中央幼稚園	広古新開2－2－15	73－5255
善通寺幼稚園	広中新開2－2－10	71－7360
とくふう幼稚園	広本町3－15－24	71－7616
やよい幼稚園	広文化町1－52	71－7761
桜ケ丘幼稚園	焼山桜ヶ丘2－6－28	33－0405
昭和幼稚園	栃原町西谷638－2	33－7820
花の木幼稚園	焼山中央3－17－23	33－5391
焼山こばと幼稚園	押込西平町29－84	33－0706
焼山フタバ幼稚園	焼山中央1－6－22	33－0787
焼山みどり幼稚園	焼山東1－19－17	33－9747
天応めぐみ幼稚園	天応西条1－3－12	38－7744
みのり幼稚園	吉浦中町2－8－28	31－1250
白鳩幼稚園	仁方桟橋通6－23	79－5541
わかば幼稚園	仁方本町2－2－7	79－5292
安浦幼稚園	安浦町内海北1－10－16	84－2282
川尻光幼稚園	川尻町森2－5－32	87－2433
豊島幼稚園	豊浜町大字豊島3690	68－2181
ゆたか幼稚園	豊町大長4783	66－3503

・豊島、ゆたか幼稚園は公立、そのほかは私立。

児童館

施設名	所在地	電話番号
大坪谷児童館	阿賀北3－1－3	73－0223
二川児童館	三条1－14－9	21－2205
宮原児童館	宮原7－4－20	21－0505
豊児童館	豊町大長5915－5	66－4035

学校

学校教育課（つばき会館3階）
☎25－3453　FAX24－9807

● 就学の手続き

新入学

1月下旬に、「入学期日・指定学校通知書」を小学校新1年生には郵送で、中学校新1年生は小学校を通して交付します。通知書が届かない場合、就学が難しい場合は、学校教育課にお知らせください。

「入学期日・指定学校通知書」送付後に、指定学校以外の学校を希望する場合

1月末～3月末に学校教育課へ「指定学校変更申立書」を提出してください。

呉市に住所があり、他の市町村の学校を希望する場合

他の市町村教育委員会に「区域外就学許可申請書」を提出してください。

国立・私立等の小中学校に入学する場合

「区域外就学等届書」と児童生徒が入学する学校が発行する「入学承諾書」を学校教育課に提出してください。

入学期日・指定学校通知書を紛失、盗難、破損、汚損した場合

支所または学校教育課で申請していただければ再交付します（要印鑑）。

転校

市内で転居する場合

①現在、通学している学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。
②市民課または支所で住民異動の手続きをするときに「在学証明書」を提示し、新しく通学する学校の「入学通知書」を受け取ってください。
③「入学通知書」「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を、新しく通学する学校にお持ちください。

市外に転出する場合

①現在、通学している学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。
②転出先の市町村役場で住民登録の手続きをするときに「在学証明書」を提示し、新しく通学する学校の「入学通知書」を受け取ってください。
③「入学通知書」「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を、新しく通学する学校にお持ちください。

学区外通学

市内転居したが引き続き今までの学校に通学したい場合は「学区外通学許可申請書」を学校に提出してください。

許可基準

・学年の途中で住所を移転した場合、学年末を限度に認められます。添付書類なし。
・保護者が共働き等で留守家庭になるため、放課後、保護者または保護者に代わる者がいる場所に下校する場合、卒業まで認められます。
（添付書類）　保護者の勤務証明書、民生委員証明書［保護能力のある人の地区の民生委員に依頼］

指定学校の変更

市外からの転入・市内転居・新入学の際に指定学校を変更したい場合は、「指定学校変更申立書」と必要書類を添付して学校か学校教育課に提出してください。

許可基準

・保護者が共働き等で留守家庭になるため、放課後、保護者または保護者に代わる者がいる場所に下校する場合、卒業まで認められます。
（添付書類）　保護者の勤務証明書、民生委員証明書［保護能力のある人の地区の民生委員に依頼］
・住所移転が当該年度中に確定していて、転居時が学年途中となるため、その学期のはじめからその学校へ就学を希望する場合認められます。
（添付書類）　建築確認申請書の写しか契約書の写し

区域外就学

市外に転出したがそのまま今までの学校へ就学したい場合、「区域外就学許可申請書」と必要書類を学校教育課に提出してください。

許可基準

・学年の途中で住所を移転した場合、学年末を限度に認められます。
（添付書類）　転出先の住民票
・保護者が共働き等で留守家庭になるため、就学希望校の学区内にある保護者または保護者に代わる者がいる場所へ下校する場合に認められます。
（添付書類）　転出先の住民票、保護者の勤務証明書、民生委員証明書［保護能力のある人の地区の民生委員に依頼］

通学区域制度の弾力的運用による指定学校の変更

指定されている小・中学校よりも近い学校がある場合は、新入学、市内転居時・転入時の場合に限り、保護者の申し立てにより指定されている学校を変更できます。ただし、呉市立白岳小学校への変更は、教室が不足しているため、兄または姉が通学している新1年生のみが対象となります。

「指定学校変更申立書（通学区域制度の弾力的運用）」を学校教育課に提出してください。

（受付）
・新1年生については、11月中旬～12月中旬
・転居・転入については、転居・転入時から2週間以内

そのほか、次の場合には学校教育課へお問い合わせください

・呉市内の学校へ入学したいが、家族の諸事情で呉市への住民異動の届出ができない
・院内学級（国立病院機構呉医療センター）への入級
・外国籍児童生徒の入学

呉市立小・中学校通学区域

住所地による小・中学校の指定通学区域は、次のとおりです。（平成26年4月1日現在）

地区	中学校	小学校	通　学　区　域
旧市内	仁方中 79－1177	仁方小 79－5040	仁方皆実町、仁方錦町、仁方西神町、仁方宮上町、仁方中筋町、仁方本町1～3丁目、仁方大歳町、仁方桟橋通、仁方町（819番地を除く）
	広南中 71－7920	広南小 71－7965	広小坪1・2丁目、仁方町819番地、広末広2丁目、広黄幡町、広津久茂町、広長浜1～5丁目
	白岳中 74－2121	白岳小 71－8094	広中町、広本町1・2丁目、広本町3丁目（1～4・8・9番）、広大新開1・2丁目（1～6・10番）・3丁目（1～3番）、広駅前1・2丁目、広末広1丁目、広名田1・2丁目、広白岳1～6丁目、広白石1丁目（1番）・2丁目（1・7・8・13番）・4丁目（1・8・11～17番）、広両谷1丁目（1番）
	広中央中 71－8524	広小 71－7667	広本町3丁目（5～7・10～22番）、広大新開2丁目（7～9・11～25番）・3丁目（4～7番）、広中新開1～3丁目、広杭本町、広吉松1・2丁目、広両谷1丁目（2～8番）・2・3丁目、広白石1丁目（2～8番）・2丁目（2～6・9～12番）・3丁目・4丁目（2～7・9・10・18番）
		三坂地小 71－7054	広弁天橋町、広三芦1・2丁目、広中迫町、広塩焼1・2丁目、広徳丸町、広町田1・2丁目、広石内1～4丁目、広町4913番地の1、広町山1237番地の26
	郷原中 77－0014	郷原小 77－0018	郷原学びの丘1・2丁目、郷原野路の里1・2丁目、郷原町
	横路中 71－7827	横路小 71－7837	広横路1～4丁目、広大広1・2丁目、広古新開1～9丁目、広文化町、広多賀谷1～4丁目、広町山25番地
	阿賀中 71－3304	阿賀小 72－0033	阿賀北8・9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目
	警固屋中 28－0914	警固屋小 28－0011	警固屋1丁目（4～16番）・警固屋2～9丁目、的場1～5丁目、見晴1～3丁目、昭和町（10・11番）
	宮原中 21－1468	坪内小 21－3192	宮原8～13丁目、船見町、坪ノ内町、警固屋1丁目（1～3・17番）、昭和町（2～9番）
		宮原小 23－1881	宮原1～7丁目、神原町、室瀬町、青山町（5～11番）、幸町（6～9番）、昭和町（1番）

地区	中学校	小学校	通　学　区　域
旧市内	和庄中 21－6631	和庄小 23－6688	清水1～3丁目、八幡町、三和町、本町（1・2・16～22番）、和庄登町（1・2・10～18番）、和庄本町、本通1丁目（3～8番）・2丁目（3～9番）・3丁目（4～7番）、青山町（1～4番）、幸町（1～5番）
		本通小 21－0005	本通4～6丁目、本町（3～15番）、和庄登町（3～9・19～22番）、和庄1・2丁目、寺本町
		長迫小 22－3191	朝日町、本通7丁目、溝路町、長迫町、上長迫町、西鹿田1・2丁目、東鹿田町
	東畑中 21－6210	原小 71－7756	阿賀北1～7丁目
		明立小 21－3396	本通8丁目、吾妻1･2丁目、平原町、上平原町、西畑町、東畑1･2丁目、上畑町、上山田町、伏原1～3丁目、望地町、西谷町
	片山中 21－4995	荘山田小 21－3295	西辰川1･2丁目、南辰川町、東辰川町、長ノ木町、畝原町、東惣付町、西惣付町、中央5丁目、中央6丁目（4～7･12･13番）･7丁目、郷町、東中央1丁目（3～10番）･2～4丁目、下山田町、西中央5丁目、東片山町、西片山町、江原町、内神町、上内神町、二河町、上二河町
	呉中央中 21－2828	呉中央小 21－2947	二河峡町、山手1･2丁目、東三津田町、西三津田町、東愛宕町、西愛宕町、三条3丁目（3～5･8～10番）･4丁目、本通1丁目（1･2番）･2丁目（1･2番）･3丁目（1～3番）、中通1～4丁目、中央1～4丁目・6丁目（1～3・8～11番）、東中央1丁目（1・2・11・12番）、西中央1～4丁目、宝町
	両城中 21－4661	両城小 21－4866	三条1・2丁目・3丁目（1・2・6・7・11番）、両城1・2丁目、海岸1丁目・2丁目（1・2・9～14番）、東川原石町（1～5・15番）、築地町
		港町小 21－3015	東川原石町（6～14番）、西川原石町、海岸2丁目（3～8･15～17番）･3･4丁目、東塩屋町、西塩屋町、北塩屋町、新宮町、光町、若葉町、晴海町
	吉浦中 31－7570	吉浦小 31－7042	吉浦池ノ浦町、吉浦潭鼓町、吉浦新町1・2丁目、吉浦東町、吉浦神賀町、吉浦新出町、吉浦東本町1～4丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦本町1～3丁目、吉浦松葉町、吉浦上城町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、狩留賀町、瀬戸見町、吉浦町
		落走小 38－7088	弥生町、大山町、汐見町、梅木町、長谷町
	天応中 38－7545	天応小 38－7584	天応塩谷町、天応南町、天応大浜1～3丁目、天応宮町、天応東久保1・2丁目、天応西条1～4丁目、天応伝十原町、天応福浦町、天応町
	昭和中 33－0311	昭和東小 33－0108	苗代町、栃原町
		昭和中央小 33－0611	焼山政畝1～3丁目、焼山中央1丁目（1～5・16～25番）・3～6丁目、焼山東2～4丁目、焼山南1・2丁目、焼山三ツ石町、神山1～3丁目
		昭和南小 33－7473	焼山桜ヶ丘1～3丁目、焼山松ヶ丘1・2丁目、焼山西1丁目、焼山此原町、焼山ひばりヶ丘町
	昭和北中 33－9610	昭和西小 33－0414	焼山東1丁目、焼山中央1丁目（6～15番）・2丁目、焼山西2・3丁目、焼山北1丁目（1・2番）、焼山宮ヶ迫1・2丁目
		昭和北小 33－8910	焼山北1丁目（3～25番）・2・3丁目、焼山本庄1～5丁目、焼山泉ヶ丘1・2丁目、押込1～6丁目、押込西平町
下蒲刈	下蒲刈中 65－2024	下蒲刈小 65－2290	下蒲刈町
川尻	川尻中 87－2072	川尻小 87－2170	川尻町小仁方1・2丁目、川尻町原山1～3丁目、川尻町森1～4丁目、川尻町西1～6丁目、川尻町久筋1～3丁目、川尻町久俊1～3丁目、川尻町東1～4丁目、川尻町小用1・2丁目、川尻町
音戸	音戸中 51－2731	音戸小 51－2712	音戸町坪井1～3丁目、音戸町引地1･2丁目、音戸町鰯浜1～3丁目、音戸町北隠渡1･2丁目、音戸町南隠渡1～4丁目、音戸町高須1～3丁目
		波多見小 51－2713	音戸町波多見1～11丁目、音戸町畑1～3丁目、音戸町有清1・2丁目、音戸町先奥1～3丁目
倉橋	明徳中 56－0303	明徳小 56－0205	音戸町渡子1～3丁目、音戸町田原1～3丁目、音戸町早瀬1～3丁目、音戸町藤脇1～3丁目、倉橋町釣士田区・灘区・重生区・長谷区
	倉橋中 53－0019	倉橋小 53－0011	倉橋町才の木区・松原区・上河内区・小林区・石原区・尾曽郷区・須川区・西宇土区・大向区・宇和木区・尾立区・室尾西区・室尾東区・海越区・大迫区・鹿老渡区・鹿島上区・鹿島中区・鹿島下区
蒲刈	蒲刈中 68－0020	蒲刈小 68－0019	蒲刈町
安浦	安浦中 84－5151	三津口小 84－2048	安浦町大字三津口、安浦町中央1丁目（3･4番）･5～8丁目、安浦町中央北1丁目（9～19番）、安浦町三津口1～6丁目、安浦町水尻1・2丁目
		内海小 84－2020	安浦町大字内海･大字下垣内･大字中畑･大字赤向坂、安浦町中央1丁目（1･2番）･2～4丁目、安浦町中央北1丁目（1～8番）・2丁目、安浦町内海北1～7丁目、安浦町内海南1～6丁目、安浦町大字女子畑
		安登小 84－2264	安浦町大字原畑・大字内平・大字中切・大字安登、安浦町安登東1～6丁目、安浦町安登西1～10丁目、安浦町中央ハイツ
豊浜 豊	豊浜中 68－2009	豊小 66－2353	豊浜町、豊町
	（26校）	（39校）	

● 就学援助

学校教育課　☎25－3568　FAX24－9807

呉市内に住所があり、呉市立の小・中学校に通学し、経済的な理由等により就学困難な児童生徒の保護者の方に、給食費や学用品費などの援助を行います。

なお、呉市立以外の小・中学校に通学する児童生徒も対象となります（一部援助の内容が異なります）。

主な認定理由

・市民税（世帯全員）が非課税の場合
・市民税（世帯全員）が所得割非課税（均等割のみ課税）の場合
・児童扶養手当の支給を受けている場合など

手続き

「就学奨励費受給申請書」（学校や教育委員会学校教育課にあります）と証明書類（学生を除いた世帯全員の市・県民税の所得・課税証明書、児童扶養手当の証書の写し等）を学校へ提出してください。

主な援助の内容

学用品費、新入学学用品費（新入学時認定者のみ）、校外活動費、修学旅行費、学校病医療費、学校給食費など

● 相談窓口

青少年相談

学校教育や家庭教育など教育について相談員がお受けします。

日時　月～金曜日（祝休日を除く）9:00～17:00
場所　つばき会館3階　教育相談センター（青少年指導センター内）
問　教育相談センター　☎25－3519

● その他中学校・高等学校等

中学校		
呉青山（私立）	青山町2－1	☎32－1721
高等学校		
呉（市立）	阿賀中央5－13－56	☎72－5577
広（県立）	広大新開3－6－44	☎72－6211
呉宮原（県立）	宮原3－1－1	☎21－9306
呉三津田（県立）	山手1－5－1	☎22－7788
音戸（県立）	音戸町北隠渡1－1－1	☎51－2235
呉昭和（県立）	焼山町山の神	☎33－9557
呉工業（県立）	阿賀北2－10－1	☎71－2177
呉商業（県立）	広古新開4－1－1	☎72－2525
呉港（私立）	広大新開3－3－4	☎71－9163
清水ヶ丘（私立）	青山町2－1	☎23－1520
東林館・呉分校（私立）	阿賀南6－4－28	☎76－5815
呉青山（私立）	青山町2－1	☎32－1721
特別支援学校		
広島南特別支援学校呉分校（県立）	阿賀中央5－13－71	☎71－8263
呉特別支援学校（県立）	焼山北3－22－1	☎33－0300

● 呉地域オープンカレッジネットワーク会議

企画情報課　☎25－3226

呉地域の各高等教育機関が有する人材・情報・学生等のソフト資源や設備、施設などのハード資源を有効に活用し、地域との交流連携を通じて学術文化の振興・向上を図り、呉地域の活性化を考える地域活性化研究、各学校による公開講座の開催などを行っています。

参加校

海上保安大学校　若葉町5－1　☎21－4961
近畿大学工学部　東広島市　☎082－434－7000
呉工業高等専門学校　阿賀南2－2－11　☎73－8200
広島文化学園大学
　呉 郷原キャンパス　郷原学びの丘1－1－1　☎70－3300
　広島 坂キャンパス　安芸郡坂町　☎082－884－1001
　呉 阿賀キャンパス　阿賀南2－10－3　☎74－6000
広島工業大学　広島市佐伯区　☎082－921－3121
広島国際大学　広古新開5－1－1　☎73－8987
　東広島キャンパス　東広島市　☎70－4503
広島大学　東広島市　☎082－424－5691
広島文化学園短期大学　広島市安佐南区　☎082－239－5171

議会・国際交流・市民活動など

市議会

議会事務局議事課（市役所3階）　☎25−3247

議　員

議員は4年ごとに選挙で選ばれます。呉市議会の場合は定数を34名と定めています。

なお、平成26年6月定例会で定数を2名減とする条例案が可決され、次期一般選挙から32名となります。

定例会・臨時会

議会は、3月・6月・9月・12月の年4回開かれる定例会と必要に応じて招集される臨時会があります。

本会議の傍聴

本会議はだれでも傍聴することができます。

傍聴を希望される人は、本会議の当日、市役所3階の市議会事務局までお越しください。

また、本会議のもようは、市役所1階ロビーのテレビでもご覧いただけます。

委員会の傍聴

委員会（予算特別委員会、議会協議会を除く）も本会議と同様、傍聴することができます。また、市役所1階ロビーのテレビでもご覧いただけます。ただし、委員会の審査内容によっては非公開となる場合があります。

請願・陳情

市政に対して意見や要望があるときは、市議会に請願書や陳情書を提出することができます。

なお、請願を提出する場合は、呉市議会議員の紹介が必要です。

呉市議会インターネット中継

本会議、予算特別委員会及び議会協議会での議論の状況をインターネットで映像配信しています。

生中継と録画中継を実施していますが、録画中継については、それぞれの会議の約１週間後からご覧いただけます。

視聴される人は、呉市議会ホームページからアクセスしてください。

呉市議会ホームページ

議員の紹介や議会の日程、会議録などの情報をホームページに掲載しています。

アドレスは、http://www.city.kure.lg.jp/~gikai/です。

国際交流

国際交流広場（ビューポートくれ2階）
☎20−0623　FAX25−2993

国際交流広場では、日本人と外国人との幅広い交流機会を提供しています。また、外国語による生活相談を行い、外国人にも住みやすいまちを目指しています。

開館　月～金曜日　10:00～20:00、
土・日曜日　10:00～18:00、祝祭日休

国際交流の情報提供など

- 図書、DVD、掲示板により海外情報の提供や情報交換を行っています。
- 日本人と外国人との交流スペース、研修室、展示スペースなどがあります。

外国語による相談事業

- 英語　月～金曜日　10:00～20:00
  土・日曜日　10:00～18:00
- ポルトガル語
  火～木・土曜日（第3土曜日を除く）　10:00～17:00
  金曜日　10:00～17:30
  （広市民センターでの出張相談）
- 韓国朝鮮語　金曜日　10:30～17:30
- スペイン語　水曜日　10:00～18:00

異文化交流事業

国際交流フェスタ、異文化理解講座、日本料理教室、外国料理教室などのイベントを実施しています。

教室開催事業

英語、韓国朝鮮語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語の語学講座、英語及び韓国朝鮮語によるボランティア養成講座などを行い、異文化交流のための人材育成を行っています。

国際都市間交流事業

呉市の姉妹都市のアメリカ合衆国・ブレマトン市及び大韓民国・昌原市、友好港都市の中華人民共和国・温州市との交流事業などを行うとともに、海外諸都市との友好親善を深めています。

ボランティア募集

外国からの訪問団の受入れなど各種交流事業に参加していただける通訳・ガイド、外国人住民への日本語学習支援、イベントの企画・運営などのボランティアを募集しています。

呉市国際交流協会ホームページ

アドレス　http://www11.ocn.ne.jp/~kiea/index.html

呉市国際交流協会フェイスブックページ

アドレス　http://www.facebook.com/kure.iea

市民協働

地域協働課（市役所1階）
☎25−3223　FAX25−3013

くれ市民協働センター（広市民センター4階）

①交流・ネットワーク ②ボランティア相談 ③人材育成と研修 ④情報収集と発信 ⑤活動の場　☎71−0321

開館日　〈火～土曜日〉　9:00～20:00
〈日・祝日〉　9:00～17:00

休館日　毎週月曜日、年末年始

ホームページ　http://www.kuresc.net/ccc/

市民公益活動団体登録制度

公益活動団体を団体登録することにより、情報の提供やまちづくりセンターなどの一部施設の使用料減免・保険制度の適用など様々な支援をする制度です。（現在約310団体）

市民公益活動保険制度

公益活動を行っているみなさんが、安心して活動できるよう、市が保険料を負担し、賠償・傷害補償をします。

詳細は、市民協働推進ホームページをご覧下さい。

http://www.city.kure.lg.jp/~siminsei/

自治会への加入

自治会は、よりよい地域づくりを目指して自主的に作られた任意の団体で、その地域に住んでいる人なら誰でも加入できます。

加入を希望される方は、各自治会長または、地域の役員の方に申し出てください。

自治会連合会ホームページ

http://kureshizitiren.sakura.ne.jp/

くれ協働事業提案制度

団体と呉市が協働でまちづくり事業を実施するために立ち上げた実行委員会等に対し助成します。

限度額　1事業　50万円／年

ボランティア情報紙の発行

「協働のまちづくり応援情報」を年10回発行し、活動団体情報の提供を行っています。

くれボランティア情報ホームページ

市民公益活動団体登録制度により登録した団体の情報が検索できます。

ホームページ　http://www.kuresc.net/volinfo/

市民公益活動支援基金

市民公益活動支援基金とは、地域を支える公益活動（自治会・まちづくり委員会・ボランティア団体・NPOなどの活動）を支援するための募金であり、この基金を活用して公益団体等の事業を広く支援していきます。（現在は、くれ協働事業提案制度に活用しています。）

いつでも個人・法人・団体の皆さまからの寄附を受け付けております。

手続き方法については、地域協働課までお問い合わせください。☎25－3577

広報・広聴

秘書広報課（市役所3階）　☎25－3236

市政だより

自治会などを経由して各世帯にお届けします。発行は毎月10日。自治会未加入の世帯には、秘書広報課や各市民センターなどでお渡しします。

※自治会については地域協働課（☎25－3221）へ。

テレビ広報　「お宝ハンターくれきん団」RCCテレビ
毎週金曜日18：56から4分間

ラジオ広報　「呉その今日と明日」RCCラジオ
毎週木曜日11：55から5分間

呉市ホームページ

アドレス　　http://www.city.kure.lg.jp/

呉市フェイスブックページ

アドレス　　http://www.facebook.com/kure.city

出前トーク

テーマに基づいて、市職員が出向き市政について話したりご意見をお聴きします。（10人以上の団体が対象）

市長への便り

市政に対するご意見を手紙（用紙が市役所受付や各支所などにあります）や電子メール（呉市ホームページ「市長の部屋」）でお寄せください。

市民意見公募手続（パブリックコメント）制度

企画情報課（市役所4階）　☎25－3226

皆さんに大きく影響がある計画などを作成する場合に、事前に計画などを公表し、意見を募り、それを参考にさせていただくとともに、意見に対する市の考え方などを公表する制度です。なお、住民投票のように賛否をお聴きする制度ではありません。

制度の対象となる計画など

・市の基本的な方針を決める計画や条例
・義務や権利に関する条例
・広く市民に関係ある政策

制度の流れ

①計画などの案をホームページや市民センターなどで公表し、皆さんのご意見を募集します（1カ月程度）。
②皆さんにメール、郵便などでご意見を提出していただきます（口頭でのご意見はお受けしません）。
③皆さんのご意見を参考に計画などを決定し、ホームページや市民センターなどで公表します。

市民意見公募手続（パブリックコメント）制度
ホームページ
http://www.city.kure.lg.jp/~ikenkoubo/

各種相談窓口のご案内

（平成26年9月30日現在）

◎実施日時は変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせの上お越しください。
◆相談は無料、秘密は厳守

相談名	実施日時	相談場所	相談内容	相談員	問い合わせ先
市民相談	毎週月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15	呉市役所 1階 市民課	市役所の仕事全般、日常生活の困りごとなどに関する相談	市職員	市民課 TEL 25－3222 FAX 25－3013
行政相談	毎月第3月曜日（祝日を除く） 14:00～16:00	呉市役所 1階 市民課	国の仕事やその手続き、サービスに関する相談 （独立行政法人や特殊法人のものも含む）	行政相談委員	市民課 TEL 25－3222 FAX 25－3013
県民相談	毎月第1・3金曜日 （祝日を除く） 9:15～16:00 （12:00～13:00休み）	広島県呉庁舎 1階 第2庁舎 県民相談室	県民（行政・民事・家事）相談・交通事故相談	県民相談員	西部地域 県民相談室呉支所 TEL（代）22－5400 （内）8050
消費生活相談	毎週月～金曜日（祝日を除く） 8:30～16:30 （12:00～13:00休み）	呉市役所 1階 消費生活センター	訪問販売、クレジットなどのトラブル、多重債務などに関する相談	消費生活相談員	消費生活センター TEL 25－3218 FAX 25－3013
法律相談 （抽選）	毎週水・金曜日 （第2金曜日、祝日を除く） 受付：8:30～9:00 **9:00に抽選、6名** 相談：9:30～12:00	呉市役所 1階 市民課	民事、家事、刑事など法律全般に関する相談 ※年度内同一人物について1回のみで、係争中の案件は受けることができません。	弁護士	市民課 TEL 25－3222 FAX 25－3013
	毎月第2金曜日（祝日を除く） 受付：9:00～ **9:20に抽選、5名** 相談：9:30～12:00	すこやか センターくれ 別館2階 心配ごと相談所			心配ごと相談所 （社会福祉協議会） TEL 25－8989
民事・登記法律相談	毎週火曜日（祝日を除く） 受付：13:00～、**先着順** 相談：13:30～16:30	呉市役所 1階 市民課	不動産の登記、相続、借地・借家、多重債務、少額訴訟、成年後見、法的手続きの書類作成などに関する相談	司法書士	市民課 TEL 25－3222 FAX 25－3013
	毎月第3木曜日（祝日を除く） 12:00に受付　**抽選6名程度** 相談：13:00～16:00	昭和市民センター			昭和市民センター TEL 33－0011 FAX 34－2952
相続・許認可手続相談	毎週月曜日（祝日を除く） 13:00～16:00、**先着順**	呉市役所 1階 市民課	相続・権利義務・事実関係の証明や官公署に提出する書類に関する相談	行政書士	市民課 TEL 25－3222 FAX 25－3013
交通事故に関する相談	毎月第2木曜日（祝日を除く） 13:00～16:00、**先着順**	呉市役所 1階 市民課	事故処理・自賠責保険金請求・後遺障害・損害額算出等に関する相談	行政書士	市民課 TEL 25－3222 FAX 25－3013
不動産に関する相談	毎月第1金曜日（祝日を除く） 13:00～16:00、**先着順**	呉市役所 1階 市民課	不動産の売買、賃貸、管理に関する相談	宅建協会理事	市民課 TEL 25－3222 FAX 25－3013
土地の境界・不動産に関する相談	毎月第1水曜日（祝日を除く） 13:00～16:00、**先着順**	呉市役所 1階 市民課	土地境界問題・不動産表示登記に関する相談	土地家屋調査士	市民課 TEL 25－3222 FAX 25－3013
人権相談	毎週月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15	呉地方合同庁舎 1階 広島法務局 呉支局	人権に関する相談	職員、 人権擁護委員	広島法務局 呉支局総務課 TEL 21－9288
	第2・4火曜日 （祝日のときは翌日水曜日） 10:00～15:00	福祉会館 3階 人権センター			人権センター TEL 25－3465 FAX 26－6267
心配ごと相談	毎週水曜日（祝日を除く） 10:00～15:00	すこやか センターくれ 別館2階 心配ごと相談所	生活上のいろいろな悩みごとに関する相談	心配ごと相談員	心配ごと相談所 （社会福祉協議会） TEL 25－8989

市内の公共施設

国・県等の施設

広島県呉庁舎 西部総務事務所呉支所 西部県税事務所呉分室 西部厚生環境事務所 保健所呉支所 西部農林水産事務所 呉農林事業所 西部建設事務所呉支所	西中央1	☎22－5400
西部工業技術センター	阿賀南2	☎74－0050
水産海洋技術センター	音戸町波多見6	☎51－2171
呉高等技術専門校	阿賀中央5	☎71－8816
呉警察署	西中央2	☎29－0110
音戸警察署	音戸町南隠渡1	☎51－0110
広警察署	広大新開1	☎75－0110
広島地方検察庁呉支部	中央3	☎22－3151
広島法務局呉支局	中央3	☎21－9288
広島地方裁判所呉支部 広島家庭裁判所呉支部 呉簡易裁判所 呉検察審査会	西中央4	☎21－4991
中国財務局呉出張所	中央3	☎21－6411
呉税関支署	宝町	☎21－8579
呉税務署	中央3	☎23－2424
呉労働基準監督署	中央3	☎22－0005
呉公共職業安定所	西中央1	☎25－8609
呉年金事務所	宝町	☎22－1691
呉海上保安部	宝町	☎21－0123
中国運輸局呉海事事務所	宝町	☎22－2520
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 海洋環境課	海岸3	☎23－2672
中国地方整備局広島国道 事務所呉国道出張所	広本町1	☎73－4798
海上自衛隊呉地方総監部	幸町	☎22－5511

天応・吉浦・昭和エリア

〈市役所・支所・まちづくりセンター〉

①天応支所　天応宮町　☎38－7543
②天応まちづくりセンター　天応宮町　☎38－7313
③吉浦支所　吉浦東本町1　☎31－0010
④吉浦まちづくりセンター　吉浦東本町1　☎31－7540
⑤昭和支所　焼山中央2　☎33－0011
⑥昭和まちづくりセンター　焼山中央2　☎34－1200
⑦昭和図書館　焼山中央2　☎34－1210
⑧昭和東まちづくりセンター　苗代町　☎34－0345
⑨斎場　焼山町鍋土　☎33－2365

〈お出掛け施設〉

⑩呉ポートピアパーク　天応大浜3　☎38－0560
芝生広場や子ども館などがあり、いろいろなイベントが開催されています。
●利用：9:00～21:00　水曜日休園（祝日は開園）

⑪狩留賀海浜公園　狩留賀町　☎31－1280
夏の海水浴のほか、バーベキューやフィールドアスレチックなどが楽しめます。
●利用：9:00～21:00（7月～8月）
9:00～19:00（5・6・9・10月）
9:00～17:00（11月～4月）

⑫野外活動センター　焼山町山の神　☎33－8047
野営場、ピクニック広場、常設テントなどがあります。
●利用：8:30～16:45（宿泊利用者を除く）
月曜日休み（祝休日の時は翌日。7・8月は無休）
予約制。市内の人は使用月の6カ月前の月初めから受付。宿泊、デイキャンプは、使用日の3日前まで。
●料金：大人300円、高校生以下220円。3歳以下無料。

⑬レイクパーク本庄　押込町　☎25－3318
●利用：9:00～17:00（4月～10月は18:00まで）

〈スポーツ施設〉

14吉浦運動場　吉浦西城町　☎31－7540
15焼山公園　焼山町　☎34－1200
・多目的広場　・昭和テニス場
16昭和体育館　焼山中央2　☎34－1200

〈国重要文化財〉

17本庄水源地堰堤（えんてい）　押込1　☎26－1626
大正7年に旧海軍の高度な土木技術を駆使して建設され、今なお、現役の水道施設として使用されており、平成11年に国の重要文化財に指定されました。見学には予約が必要です。

中央・宮原・警固屋エリア

〈市役所・支所・まちづくりセンターなど〉

①市役所（本庁）　中央4　☎25－3100
②生涯学習センター（つばき会館）　中央6　☎25－3593
③身体障害者福祉センター（つばき会館）　中央6　☎25－3415
④福祉会館　中央5　☎25－3500
⑤二川まちづくりセンター　築地町　☎21－3961
⑥二川児童館　三条1　☎21－2205
⑦すこやかセンターくれ　和庄1　☎25－0080
⑧西保健センター　和庄1　☎25－3542
⑨社会福祉協議会　本町　☎25－3509
⑩シルバー人材センター　伏原1　☎21－6611
⑪消防局　中央3　☎26－0119
⑫西消防署　中央3　☎26－0333
⑬上下水道局　西中央3　☎26－1600
⑭環境管理課　青山町　☎25－3551
水質試験所　青山町　☎26－7702
⑮地方卸売市場　光町　☎22－5114
⑯国際交流広場（ビュー・ポートくれ）
中通1　☎20－0623
きんろうプラザ（ビュー・ポートくれ）
中通1　☎22－7171
⑰呉チャレンジ・コア　西中央1　☎76－3766
⑱市民サービスコーナー（呉駅南くれ観光情報プラザ内）
宝町　☎26－5965
⑲すこやか子育て支援センター　くれくれ☘ば
宝町　☎25－3482
⑳ファミリー・サポートセンター
宝町　☎25－4122

㉑ふれあい会館　中通1
くれ勤労者福祉サービスセンター　☎25－3691
㉒山の手会館　山手2　☎21－9126
㉓宮原支所　宮原4　☎24－2235
㉔宮原まちづくりセンター　宮原7　☎22－1016
㉕宮原児童館　宮原7　☎21－0505
㉖警固屋支所　警固屋6　☎28－0406
㉗警固屋まちづくりセンター　警固屋2　☎28－0200

〈お出掛け施設〉

㉘文化ホール　中央3　☎25－7878
1,802人収容の本格的なホール。演劇・式典・講演会などいろいろな催し物に対応できます。
●利用：9:00～22:00　月曜日休み（祝日の時は翌日）

㉙中央図書館　中央3　☎21－3014
●利用：9:30～20:00（中央・広・昭和図書館）
9:30～18:00（川尻・音戸・倉橋・安浦図書館）
木曜日・祝日休み（各図書館共通）
●貸出：1人5点、15日間。初めての人は利用者カード作製のため、名前と住所が確認できるものをお持ちください。
パソコンや携帯電話から貸出し予約できます。
ホームページ　http://library.kure-city.jp/
携帯電話　http://library.kure-city.jp/m/

㉚呉市立美術館　幸町　☎25－2007
●利用：10:00～17:00　月曜日休み（休日の時は翌日）
●観覧料：一般300円・高校生180円・小中学生120円
※特別展は別料金、コレクション展は市内高校生以下無料

㉛くれ観光情報プラザ　宝町　☎23－7845
呉市の観光情報が入手できます。
●利用：9:00～19:00

㉜呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）
宝町　☎25－3017
10分の1戦艦「大和」（26.3m）をはじめ、明治から現在までの歴史や未来への科学技術を伝える博物館。展示解説ツアー、工作教室、サイエンスショー（毎週日曜）も行っています。
●利用：展示室9:00～18:00
火曜日休み（休日のときは翌日、夏休み期間中無休）
●観覧料：一般500円・高校生300円・小中学生200円
※市内高校生以下は無料、企画展は別料金

㉝海上自衛隊呉史料館（てつのくじら館）
宝町　☎21－6111
実物の潜水艦を陸揚げし、海上自衛隊の歴史、掃海艇や潜水艦の活躍などを紹介しています。
●利用：9:00～17:00
火曜日休み（休日のときは翌日、夏休み期間中無休）
無料

㉞入船山記念館　幸町　☎21－1037
●利用：9:00～17:00　火曜日休み（祝休日の時は翌日）
●観覧料：一般250円・高校生150円・小中学生100円、市内高校生以下は無料

㉟中央公園　中央4
市役所に隣接し、緑の木々に囲まれた市民の憩いの場。

㊱旧呉海軍墓地（長迫公園）　上長迫町
戦前に建立された墓碑や「戦艦大和戦死者之碑」等の合祀（ごうし）碑が建立されています。

㊲歴史の見える丘　宮原5
旧呉海軍工廠や戦艦「大和」を建造したドックの上屋などが一望できます。

㊳アレイからすこじま　昭和町
日本で最も潜水艦を間近に見ることができる公園。海上自衛隊の潜水艦と護衛艦がイカリを下ろしています。

㊴音戸の瀬戸公園　警固屋
平清盛が夕日を招き返して1日で海峡を切り開いたという伝説の名勝地。2本のアーチ橋と桜やツツジの織りなす絶景に注目。

〈スポーツ施設〉

40 呉市体育館	中央4	☎25－3475
41 スポーツ会館	二河町	☎22－1264
42 二河野球場	二河町	☎22－1264
43 二河公園多目的グラウンド	二河町	☎22－1264
44 バレーボール場	二河町	☎22－1264
45 弓道場（近的・遠的）	二河町	☎22－1264
46 二河屋内練習場	二河町	☎22－1264
47 呉市営プール（7月～8月［要問合せ］）	二河町	☎22－1264
48 テニス場	西中央5	☎22－1264
49 市民広場［入船山公園多目的広場］	幸町	☎25－3475
50 警固屋体育館	警固屋2	☎28－0200
51 警固屋テニス場	警固屋2	☎28－0200
52 警固屋公園多目的広場	警固屋2	☎28－0200

〈国重要文化財〉

53 旧呉鎮守府司令長官官舎　（幸町）
壁や天井に全国的に珍しい「金唐紙（きんからかみ）」を貼りめぐらせた建物。和室は、茶会や句会などに利用できます。（有料）
入船山記念館　☎21－1037

54 旧澤原家住宅　（長ノ木町）
江戸時代中期から現在まで、生活文化史における近代化の変遷の歴史が刻み込まれた歴史的建造物です。

⚓阿賀・広・仁方・郷原エリア

〈支所・まちづくりセンターなど〉

①阿賀支所	阿賀中央6	☎73－5252
②阿賀まちづくりセンター	阿賀中央6	☎71－9077
③大坪谷児童館	阿賀北3	☎73－0223
④くれ産業振興センター	阿賀南2	☎76－3766
呉サポート・コア、呉ジャンプ・コア		
⑤広支所	広古新開2	☎73－7191
市民サービスコーナー（新広駅前）		
⑥広まちづくりセンター	広古新開2	☎71－2151
⑦広図書館	広古新開2	☎71－7470
⑧東保健センター	広古新開2	☎71－9176
⑨くれ市民協働センター	広古新開2	☎71－0321

▼ 広告 ▼

⑩すこやか子育て支援センター　ひろひろ✿ば
　広古新開2　☎76−1616
⑪東消防署　広古新開2　☎74−8903
⑫防災センター　広古新開2　☎74−1310
⑬クリーンセンターくれ　広多賀谷3　☎74−9106
⑭広会館　広白岳3　☎73−0491
⑮仁方支所　仁方本町1　☎79−1111
⑯仁方まちづくりセンター　仁方本町1　☎79−6914
⑰皆実会館　仁方皆実町　☎79−5542
⑱郷原支所　郷原町　☎77−1177
⑲郷原まちづくりセンター　郷原町　☎77−0005

〈お出掛け施設〉

⑳大空山青年の家　広町　☎72−7721
　宿泊室・研修室・体育館があります。2週間前までに参加者名簿を添えて申し込んでください。
●休所日　月曜日（祝日の時は翌日）

㉑グリーンヒル郷原　郷原野路の里2　☎77−1025
　宿泊・研修施設、多目的広場、体験農園などがある農業公園です。入園無料
●利用：9:00〜17:00　月曜日休み（祝日の時は翌日）

㉒動物愛護センター（くれアニマルパーク）
　郷原町　☎70−3711
●利用：8:30〜17:15

〈スポーツ施設〉

23 大空山体育館　広町　☎72−7721
24 オークアリーナ　広大新開1　☎74−0909
　・メインアリーナ　・サブアリーナ　・武道場
●休館日：毎月第3水曜日
25 広公園多目的広場　広大新開1　☎74−0909
26 虹村公園多目的広場　広多賀谷2　☎74−0909
27 虹村公園野球場　広多賀谷2　☎74−0909
28 呉市営温水プール　広古新開2　☎73−6325
●休館日：月曜日（原則）
29 仁方運動広場　仁方皆実町　☎79−5542
30 総合スポーツセンター　郷原町　☎33−0608
　・陸上競技場（サッカー場併用）
　・多目的グラウンド　・テニスコート
　・野球場　・弓道場（近的・遠的）
●休所日：月曜日（原則）

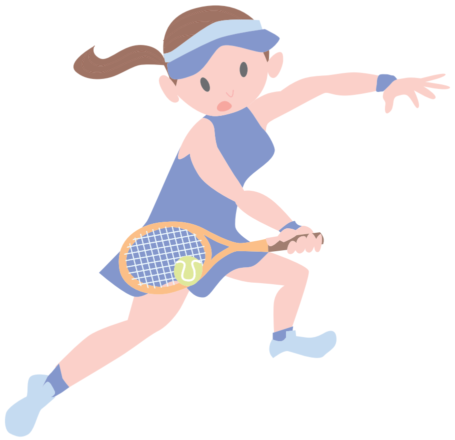

音戸・倉橋エリア

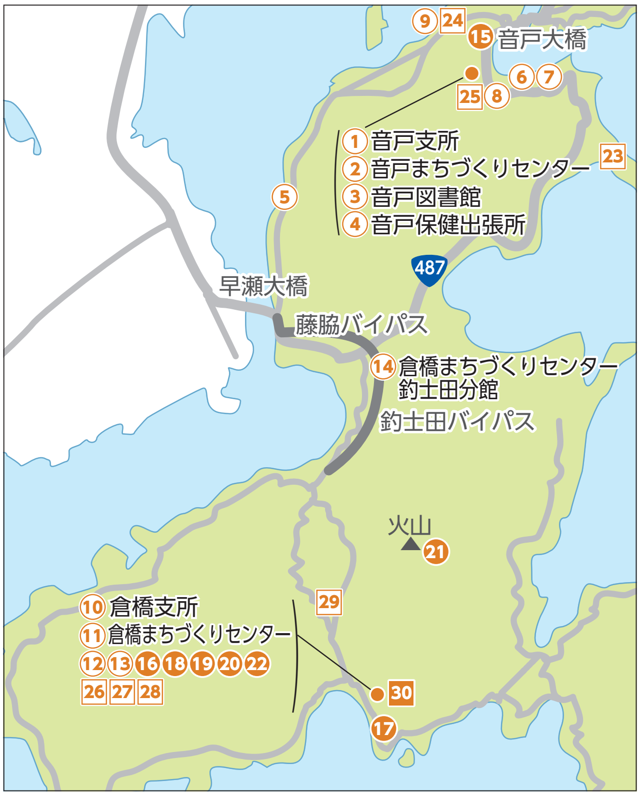

〈支所・まちづくりセンターなど〉

①音戸支所　音戸町南隠渡1　☎52−1111
②音戸まちづくりセンター
　音戸町南隠渡1　☎51−3322
③音戸図書館　音戸町南隠渡1　☎50−0020
④音戸保健出張所　音戸町南隠渡1　☎50−0615
⑤音戸会館　音戸町田原3　☎51−3391
⑥さざなみ苑（老人保健施設）
　音戸町高須3　☎50−0688
⑦音戸診療所　音戸町高須3　☎50−0622
⑧音戸消防署　音戸町高須2　☎26−0343
⑨日附環境美化センター
　音戸町渡子1　☎52−0100
⑩倉橋支所　倉橋町才ノ木　☎53−1111
⑪倉橋まちづくりセンター
　倉橋町才ノ木　☎53−0577
⑫倉橋図書館　倉橋町才ノ木　☎53−1872
⑬倉橋保健出張所　倉橋町才ノ木　☎53−1115
⑭倉橋まちづくりセンター釣士田分館
　倉橋町釣士田　☎56−1880

〈お出掛け施設〉

⑮おんど観光文化会館うずしお
　音戸町鰯浜1　☎50−0321
　「清盛祭」や日本三大舟唄「音戸の舟唄」に関する資料を展示しています。
●利用：9:30〜17:00　火曜日休館（休日の時は翌日）

⑯倉橋歴史民俗資料館　　倉橋町才ノ木　☎53－2010
ナウマンゾウの化石や土器、農業や石材業などの資料を展示しています。
●利用：9:00～16:30　月曜日休館（祝日の時は翌日）
●入館料（長門の造船歴史館とセット料金）
一般400円・高校生240円・小中学生160円、
市内高校生以下は無料

⑰長門の造船歴史館　　倉橋町才ノ木　☎53－0016
古代から現在までの木造船の歴史や復元された遣唐使船を展示しています。
●利用：9:00～16:30　月曜日休館（祝日の時は翌日）

⑱くらはし桂浜温泉館　倉橋町才ノ木　☎53－2575
露天風呂も備えた天然温泉です。
●利用：10:00～21:00（平日・土曜）、
9:00～21:00（日曜・祝日）
月曜日休館（祝日の時は翌日）
●料金：中学生以上600円・小学生300円など

⑲くらはし産業館万葉の里
倉橋町才ノ木　☎53－2575

⑳倉橋農産加工センター　倉橋町才ノ木　☎53－2575

㉑火山展望台　☎25－3318
トイレや駐車場があります。また火山周辺には遊歩道（八十八ヶ所巡り）や登山道、あずま屋があります。

㉒桂浜キャンプ施設　倉橋町桂浜
●利用：7月1日～8月31日
●申込：1カ月前から
倉橋まちづくり公社　☎53－2575

〈スポーツ施設〉

23 大浦崎スポーツセンター（マリンふれあいの里）
音戸町波多見6　☎51－2325
・体育館　・会館　・キャンプ場　・グラウンド
・テニスコート　・野外ステージ　・ゲートボール場

24 渡子多目的グラウンド　音戸町渡子1　☎51－3322

25 音戸プール（7月～8月［要問合せ］）
音戸町南隠渡1　☎22－1264

26 倉橋体育館　倉橋町才ノ木　☎53－0082
原則月曜日休館（祝日の時は翌日）

27 くらはし温水プール（ウィングくらはし）
倉橋町才ノ木　☎50－2018
原則月曜日休館（祝日の時は翌日）

28 倉橋テニス場　倉橋町才ノ木　☎53－0082

29 倉橋グラウンド　倉橋町上河内　☎53－0082

〈国重要文化財〉

30 桂濱神社本殿　倉橋町字前宮の浦
前室付き三間社流れ造り。全体的に木細で、ひさしの柱まで円柱にするなど、県内でも珍しい建物です。

川尻・安浦エリア

〈支所・まちづくりセンターなど〉

①川尻支所	川尻町東1	☎87－3310
②川尻まちづくりセンター	川尻町東1	☎87－3311
③川尻図書館	川尻町東1	☎87－3836
④川尻保健出張所	川尻町東2	☎87－6130
⑤かわじり中央会館	川尻町東1	☎87－2311
⑥東部中継センター	川尻町水落	☎87－5041
⑦安浦支所	安浦町中央4	☎84－2261
⑧安浦まちづくりセンター	安浦町中央4	☎84－3636
⑨安浦まちづくりセンター三津口分館	安浦町中央5	☎84－3636
⑩安浦図書館	安浦町中央4	☎84－3806
⑪安浦保健出張所	安浦町中央3	☎70－6061
⑫安浦国保診療所	安浦町安登西6	☎84－3034
⑬安浦会館	安浦町内海南4	☎84－2579
⑭東部火葬場	安浦町安登寒風	☎84－4602

〈お出掛け施設〉

⑮国民宿舎野呂高原ロッジ　☎87－2390
季節ごとの様々な宿泊・休憩プランをご用意しています。
年中無休

⑯野呂山ビジターセンター　☎70－5338
野呂山山頂のいろりのある休憩所です。年中無休
●利用：9:00～17:00（3月～10月は18:00まで）

⑰野呂山レストハウス　☎87－2296
野呂山芸術村の芸術家の作品を展示した休憩所です。
●利用：土日祝、夏休み期間中開館
9:00～17:00（3月～10月は18:00まで）

⑱野呂山セントラルロッジ　☎87－2297
テント・キャンプ用具の貸し出し、オートキャンプサイトがあります。無休（ロッジの開所は9:00～18:00）

⑲川尻筆づくり資料館　☎87－2390
筆づくりに関する展示や工程が見学できます。無休
●利用：9:00～17:00。無料

⑳安浦歴史民俗資料館（南薫造記念館）
安浦町内海南2　☎84－6421
近代日本洋画家、南薫造画伯の生家とアトリエを改修し、南薫造の遺作・遺品等を展示しています。
●利用：9:00～16:30
火曜日休館（祝休日の時は翌日）、年末年始
●入館料：一般150円・高校生90円・小中学生60円、
呉市在住・在学の高校生以下は無料
㉑グリーンピアせとうち
安浦町三津口326－48　☎84－6622
宿泊施設のほかプールやビーチ、テニスコート、ファミリー遊園、芝公園などがあります。

〈スポーツ施設〉

㉒川尻グラウンド	川尻町東2	☎87－3311
㉓川尻東プール（7月～8月［要問合せ］）	川尻町東1	☎22－1264
㉔川尻温水プール（かわせみプール）	川尻町久俊1	☎87－5555

原則水曜日休館

㉕安浦体育館（アリーナかもめ）	安浦町中央4	☎84－3636
㉖安浦武道館	安浦町中央4	☎84－3636
㉗安登公園多目的広場	安浦町安登西6	☎84－3636

下蒲刈・蒲刈エリア

〈支所・まちづくりセンターなど〉

①下蒲刈支所	下蒲刈町下島	☎65－2311
②下蒲刈まちづくりセンター	下蒲刈町下島	☎65－2027
③公立下蒲刈病院、東洋医学研究所	下蒲刈町下島	☎65－3100
④大地蔵診療所	下蒲刈町下島	☎65－2067
⑤下蒲刈健康管理担当	下蒲刈町下島	☎70－8008
⑥下蒲刈火葬場	下蒲刈町下島	
⑦蒲刈支所	蒲刈町宮盛	☎66－1111
⑧蒲刈保健出張所	蒲刈町宮盛	☎70－7181
⑨蒲刈まちづくりセンター	蒲刈町向	☎68－0301
⑩蒲刈診療所	蒲刈町田戸	☎66－1234
⑪蒲刈会館	蒲刈町宮盛	☎66－1198
⑫蒲刈火葬場	蒲刈町田戸	

〈お出掛け施設〉
○蘭島文化振興施設　下蒲刈町下島　三之瀬
古くから瀬戸内海の海上交通の要衝として栄え、朝鮮通信使などの寄港地として重要な位置を占めていた下蒲刈には、様々な文化施設があります。
9:00～17:00開館
火曜日休み（祝休日の時は翌日）
詳しくは、蘭島文化振興財団（☎65－2029）へ
⑬蘭島閣美術館　⑭松濤園
⑮白雪楼～留春居～　⑯蘭島閣美術館別館
⑰昆虫の家～頑愚庵～　⑱三之瀬御本陣芸術文化館

⑲貝と海藻の家	下蒲刈町下島	☎70－8282
⑳コテージ梶ケ浜	下蒲刈町下島	☎70－8282

炭を使った囲炉裏や薪を使ったかまどなど、昔ながらの農漁村の生活を体験できる古民家風の宿泊施設です。
㉑松寿苑　下蒲刈町下島　☎65－2335
宿泊研修施設。定員42人。
月曜日休み（祝休日の時は翌日）
㉒下蒲刈農村環境改善センター
下蒲刈町下島　☎65－2027
㉓海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター
下蒲刈町下島　☎70－8282
㉔姫ひじき塩の家　下蒲刈町下島　☎70－8282
製塩体験施設。5人以上から受け付け。
㉕下蒲刈海駅三之関観光物産販売所
下蒲刈町下島　☎70－8282
㉖であいの館蒲刈　蒲刈町向　☎68－0120
物産館・総合案内所。9:30～17:00開館。
㉗県民の浜　蒲刈町大浦
日本の渚100選に選ばれた海水浴場のほか、さまざまなマリンリゾート施設があります。

・輝きの館（宿泊施設）	☎66－1177
・コテージかまがり（宿泊可）	☎66－1177
・かまがり温泉やすらぎの館	☎66－1126
・天体観測館、海と島の工作館	☎66－1166
・かまがり古代製塩遺跡復元展示館	☎66－1040

㉘恵みの丘蒲刈　蒲刈町大浦　☎70－7111
みかん狩り、いちご狩りなどができる農業公園。
9:00～17:00開園。
火曜日・年末年始休み（祝休日の時は翌日）

〈スポーツ施設〉

㉙下蒲刈プール（7月～8月［要問合せ］）	下蒲刈町下島	☎22－1264
㉚蒲刈グラウンド	蒲刈町田戸	☎66－1111
㉛蒲刈B＆G海洋センター	蒲刈町大浦	☎66－1166

火曜日休館（祝休日の時は翌日）

㉜ウォーキングセンター	蒲刈町大浦	
㉝恋ヶ浜キャンプ場	蒲刈町大浦	☎66－0394

豊浜・豊エリア

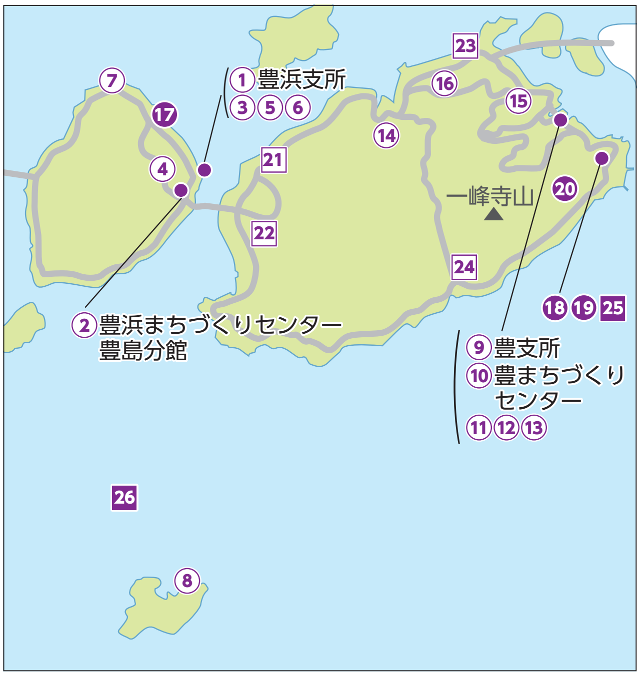

〈支所・まちづくりセンターなど〉

①豊浜支所　豊浜町豊島　☎68－2211
②豊浜まちづくりセンター豊島分館
　豊浜町豊島　☎68－2683
③豊浜保健出張所　豊浜町豊島　☎68－4116
④豊浜会館　豊浜町豊島　☎68－2352
⑤豊浜まちづくりセンター
　豊浜町豊島　☎68－2213
⑥呉市有線テレビジョン放送施設・豊浜局
　豊浜町豊島　☎67－1100
⑦極楽苑　豊浜町豊島
⑧斎島火葬場　豊浜町斎島
⑨豊支所　豊町大長　☎66－2131
⑩豊まちづくりセンター(安芸灘交流館)
　豊町大長　☎66－2111
⑪豊保健出張所　豊町大長　☎66－2344
⑫豊児童館　豊町大長　☎66－4035
⑬呉市有線テレビジョン放送施設・豊局
　豊町大長　☎66－2151
⑭豊まちづくりセンター久比分館
　豊町久比　☎66－2111
⑮豊火葬場　豊町大長
⑯芸予環境衛生センター　豊町大長　☎66－2548

〈お出掛け施設〉

⑰豊浜ふるさと文化伝承館
　豊浜町豊島　☎68－2211(豊浜支所)
　櫂(かい)伝馬、押し船等豊浜地域の漁業に関する資料等を保存、展示しています。

⑱御手洗休憩所
　豊町御手洗　☎67－2278（豊町観光協会）
　観光の問い合わせやガイドの申し込みなど。
●利用：9:00～17:00　火曜日休み

⑲豊ふるさと学園
　豊町御手洗　☎66－2131(豊支所)
　宿泊研修施設。定員40人。

⑳歴史の見える丘公園　豊町御手洗
　御手洗の町並み保存地区と瀬戸内の多島美や四国が一望できます。

〈スポーツ施設〉

21 豊浜グラウンド　豊浜町大浜　☎68－2213
22 豊浜体育館　豊浜町大浜　☎68－2213
23 豊プール(7月～8月[要問合せ])
　豊町大長　☎22－1264
24 豊スポーツセンター　豊町沖友　☎66－2061
　月曜日休館

〈国重要伝統的建造物群保存地区〉

25 豊町御手洗重要伝統的建造物群保存地区　豊町御手洗
　17世紀中頃の江戸時代から瀬戸内海交通の中継港として発展してきた御手洗地区。旧柴屋住宅、江戸みなとまち展示館、乙女座、若胡子屋跡、御手洗七卿落遺跡、船宿など、当時の町並を今なお残しています。

〈国天然記念物〉

26 アビ渡来群游(ゆう)海面　豊浜町
　かつてアビを利用したイカリ漁が盛んに行われていました。

クレアライン(広島呉線)バス時刻表【月～金曜日(祝日を除く)】 平成25年5月11日改正

「広島」方面ゆき

乗車区間(呉市内)				降車区間(広島市内)		
広 東のりば	阿賀駅前	呉本通り 六丁目	呉駅前 ⑥のりば	広島 市役所前	広島 バスセンター	八丁堀
	6:04	6:15	6:22	7:01	→	7:08
	6:19	6:30	6:37	7:16	→	7:23
	6:34	6:45	6:52	7:31	→	7:38
		7:00	7:07	7:47	→	7:55
6:42	6:54	7:05	7:12	7:52	→	8:00
	特	7:10	→	7:55	→	8:03
	7:04	7:15	7:22	8:02	→	8:10
特	7:09	7:20	→	8:05	→	8:13
		7:25	7:32	8:12	→	8:20
特	7:19	7:30	→	8:15	→	8:23
7:10	7:24	7:35	7:42	8:22	→	8:30
		7:40	7:47	8:27	→	8:35
	7:34	7:45	7:52	8:32	→	8:40
		7:55	8:02	8:42	→	8:50
		8:05	8:12	8:52	→	9:00
		8:20	8:27	9:07	→	9:15
		8:30	8:37	9:16	→	9:23
		8:40	8:47	9:26	→	9:33
	8:39	8:50	8:57	9:36	→	9:43
		9:05	9:12	9:51	→	9:58
		9:20	9:27	10:06	→	10:13
		9:35	9:42	10:21	→	10:28
		9:50	9:57	10:36	→	10:43
	9:54	10:05	10:12	10:51	→	10:58
		10:20	10:27	11:06	→	11:13
		10:35	10:42	11:21	→	11:28
		10:50	10:57	11:36	→	11:43
10:42	10:54	11:05	11:12	11:51	→	11:58
		11:20	11:27	12:06	→	12:13
		11:35	11:42	12:21	12:28	
	11:39	11:50	11:57	12:36	12:43	
		12:05	12:12	12:51	12:58	
12:02	12:14	12:25	12:32	13:11	13:18	
		12:45	12:52	13:31	13:38	
	12:54	13:05	13:12	13:51	13:58	
		13:25	13:32	14:11	14:18	
		13:45	13:52	14:31	14:38	
13:42	13:54	14:05	14:12	14:51	14:58	
	14:14	14:25	14:32	15:11	15:18	
	14:34	14:45	14:52	15:31	15:38	
		15:00	15:07	15:46	15:53	
	15:04	15:15	15:22	16:01	16:08	
		15:30	15:37	16:16	16:24	
		15:45	15:52	16:31	16:39	
	15:49	16:00	16:07	16:46	16:54	
		16:15	16:22	17:01	17:09	
	16:19	16:30	16:37	17:16	17:24	
		16:45	16:52	17:31	17:39	
		17:00	17:07	17:46	17:54	
		17:15	17:22	18:01	18:09	
		17:25	17:32	18:11	18:19	
17:12	17:24	17:35	17:42	18:21	18:29	
		17:45	17:52	18:31	18:39	
		17:55	18:02	18:41	18:49	
		18:10	18:17	18:56	19:03	
		18:20	18:27	19:06	19:13	
		18:30	18:37	19:16	19:23	
		18:45	18:52	19:31	19:38	
		19:00	19:07	19:46	19:53	
	19:04	19:15	19:22	20:01	20:08	
		19:30	19:37	20:16	20:23	
		19:45	19:52	20:31	20:38	
		20:00	20:07	20:46	20:53	
		20:25	20:32	21:11	21:18	
		20:40	20:47	21:26	21:33	
		20:55	21:02	21:41	21:48	
	21:09	21:20	21:27	22:06	22:13	
	21:49	22:00	22:07	22:46	22:53	

★呉→広島便は、呉市内での降車及び広島市内からの乗車はできません。
★八丁堀ゆきは紙屋町に停車し、広島バスセンターにはまいりません。
★ 特 は特急便です。呉駅前、枠木、大学病院南門、南区役所前は停車いたしません。
注：年末年始は特別ダイヤで運行する場合がございますのでご了承ください。

「呉・阿賀・広」方面ゆき

乗車区間(広島市内)		降車区間(呉市内)			
広島 バスセンター ⑥のりば	広島 市役所前	呉駅前	呉本通り 六丁目	阿賀駅前	広 東のりば
6:15	6:23	6:59	7:08		
6:35	6:43	7:19	7:28		
6:53	7:01	7:37	7:46		
7:03	7:11	7:48	7:57		
7:10	7:18	7:55	8:04	8:15	
7:15	7:23	8:00	8:09		
7:23	7:31	8:08	8:17		
7:35	7:43	8:20	8:29		
7:55	8:03	8:40	8:49		
8:15	8:23	9:00	9:09		
8:25	8:33	9:10	9:19		
8:35	8:43	9:19	9:28	9:39	
8:48	8:56	9:32	9:41		
8:55	9:03	9:39	9:48		
9:05	9:13	9:49	9:58	10:09	10:21
9:20	9:28	10:04	10:13		
9:35	9:43	10:19	10:28		
9:53	10:01	10:37	10:46	10:57	
10:08	10:16	10:52	11:01	11:12	11:24
10:23	10:31	11:07	11:16		
10:35	10:43	11:19	11:28		
10:53	11:01	11:37	11:46		
11:08	11:16	11:52	12:01	12:12	
11:23	11:31	12:07	12:16		
11:35	11:43	12:19	12:28		
11:55	12:03	12:39	12:48		
12:15	12:23	12:59	13:08	13:19	
12:35	12:43	13:19	13:28		
12:55	13:03	13:39	13:48		
13:15	13:23	13:59	14:08	14:19	
13:35	13:43	14:19	14:28		
13:55	14:03	14:39	14:48	14:59	
14:15	14:23	14:59	15:08		
14:35	14:43	15:19	15:28		
14:55	15:03	15:39	15:48	15:59	
15:10	15:18	15:54	16:03		
15:25	15:33	16:09	16:18	16:29	16:41
15:40	15:48	16:24	16:33		
15:55	16:03	16:39	16:48		
16:08	16:16	16:52	17:01		
16:20	16:28	17:04	17:13		
16:33	16:41	17:17	17:26	17:37	
16:43	16:51	17:27	17:36		
16:53	17:01	17:37	17:46		
17:03	17:11	17:47	17:56		
17:13	17:21	17:57	18:06		
17:23	17:31	18:07	18:16	18:27	
17:33	17:41	18:19	18:28		
17:43	17:51	18:29	18:38		
17:53	18:01	18:39	18:48	18:59	19:11
18:05	18:13	18:51	19:00		
18:18	18:26	19:04	19:13		
18:28	18:36	19:14	19:23	19:34	
18:43	18:51	19:27	19:36		
18:55	19:03	19:39	19:48	19:59	20:11
19:05	19:13	19:49	19:58		
19:15	19:23	19:59	20:08		
19:30	19:38	20:14	20:23	20:34	
19:45	19:53	20:29	20:38		
20:00	20:08	20:44	20:53		
20:15	20:23	20:59	21:08	21:19	
20:35	20:43	21:19	21:28		
20:55	21:03	21:39	21:48	21:59	22:11
21:15	21:23	21:59	22:08	22:19	
21:33	21:41	22:17	22:26		
21:55	22:03	22:39	22:48	22:59	
22:25	22:33	23:09	23:18	23:29	
八丁堀23:15	23:23	23:58	0:07	0:18	

★広島→呉便は広島市内での降車及び呉市内からの乗車はできません。
★【■深夜バス】八丁堀(三越前)23:15発
　→呉本通り六丁目まで1,130円
　→阿賀駅前まで1,230円

クレアライン(広島呉線)バス時刻表【土休日】 平成25年5月11日改正

「広島」方面ゆき

乗車区間(呉市内)				降車区間(広島市内)		
広 東のりば	阿賀駅前	呉本通り 六丁目	呉駅前 ⑥のりば	広島 市役所前	広島 バスセンター	八丁堀
	6:54	7:05	7:12	7:51	→	7:58
	7:14	7:25	7:32	8:11	→	8:18
	7:34	7:45	7:52	8:31	→	8:38
		8:00	8:07	8:46	→	8:53
		8:20	8:27	9:06	→	9:13
	8:24	8:35	8:42	9:21	→	9:28
		8:50	8:57	9:36	→	9:43
8:42	8:54	9:05	9:12	9:51	→	9:58
		9:20	9:27	10:06	→	10:13
		9:35	9:42	10:21	→	10:28
	9:39	9:50	9:57	10:36	→	10:43
		10:05	10:12	10:51	→	10:58
9:57	10:09	10:20	10:27	11:06	→	11:13
		10:35	10:42	11:21	→	11:28
	10:39	10:50	10:57	11:36	→	11:43
		11:05	11:12	11:51	→	11:58
		11:20	11:27	12:06	→	12:13
		11:35	11:42	12:21	12:28	
	11:39	11:50	11:57	12:36	12:43	
		12:05	12:12	12:51	12:58	
		12:25	12:32	13:11	13:18	
12:22	12:34	12:45	12:52	13:31	13:38	
		13:05	13:12	13:51	13:58	
		13:25	13:32	14:11	14:18	
13:22	13:34	13:45	13:52	14:31	14:38	
		14:05	14:12	14:51	14:58	
		14:25	14:32	15:11	15:18	
	14:34	14:45	14:52	15:31	15:38	
		15:05	15:12	15:51	15:58	
		15:25	15:32	16:11	16:18	
	15:34	15:45	15:52	16:31	16:39	
		16:05	16:12	16:51	16:59	
		16:25	16:32	17:11	17:19	
16:22	16:34	16:45	16:52	17:31	17:39	
		17:00	17:07	17:46	17:54	
	17:04	17:15	17:22	18:01	18:09	
		17:35	17:42	18:21	18:28	
		17:55	18:02	18:41	18:48	
		18:15	18:22	19:01	19:08	
		18:35	18:42	19:21	19:28	
		18:55	19:02	19:41	19:48	
		19:10	19:17	19:56	20:03	
		19:25	19:32	20:11	20:18	
		19:40	19:47	20:26	20:33	
		19:55	20:02	20:41	20:48	
		20:15	20:22	21:01	21:08	
		20:45	20:52	21:31	21:38	

★呉→広島便は、呉市内での降車及び広島市内からの乗車はできません。
★八丁堀ゆきは紙屋町に停車し、広島バスセンターにはまいりません。
注:年末年始は特別ダイヤで運行する場合がございますのでご了承ください。

「呉・阿賀・広」方面ゆき

乗車区間(広島市内)		降車区間(呉市内)			
広島 バスセンター ⑥のりば	広島 市役所前	呉駅前	呉本通り 六丁目	阿賀駅前	広 東のりば
7:35	7:43	8:19	8:28		
7:55	8:03	8:39	8:48	8:59	
8:15	8:23	8:59	9:08		
8:35	8:43	9:19	9:28		
8:55	9:03	9:39	9:48		
9:15	9:23	9:59	10:08	10:19	
9:35	9:43	10:19	10:28		
9:55	10:03	10:39	10:48		
10:15	10:23	10:59	11:08		
10:35	10:43	11:19	11:28	11:39	11:51
10:55	11:03	11:39	11:48		
11:15	11:23	11:59	12:08		
11:35	11:43	12:19	12:28	12:39	12:51
11:55	12:03	12:39	12:48		
12:15	12:23	12:59	13:08		
12:35	12:43	13:19	13:28	13:39	
12:55	13:03	13:39	13:48		
13:15	13:23	13:59	14:08		
13:35	13:43	14:19	14:28	14:39	
13:55	14:03	14:39	14:48		
14:15	14:23	14:59	15:08		
14:35	14:43	15:19	15:28	15:39	15:51
14:55	15:03	15:39	15:48		
15:10	15:18	15:54	16:03		
15:25	15:33	16:09	16:18	16:29	
15:40	15:48	16:24	16:33		
15:55	16:03	16:39	16:48		
16:08	16:16	16:54	17:03	17:14	
16:25	16:33	17:11	17:20		
16:40	16:48	17:26	17:35		
16:55	17:03	17:41	17:50	18:01	
17:08	17:16	17:54	18:03	18:14	18:26
17:25	17:33	18:11	18:20		
17:38	17:46	18:24	18:33		
17:55	18:03	18:41	18:50		
18:08	18:16	18:52	19:01	19:12	
18:25	18:33	19:09	19:18		
18:40	18:48	19:24	19:33		
18:55	19:03	19:39	19:48		
19:15	19:23	19:59	20:08		
19:35	19:43	20:19	20:28	20:39	
19:55	20:03	20:39	20:48		
20:15	20:23	20:59	21:08		
20:35	20:43	21:19	21:28	21:39	21:51
20:55	21:03	21:39	21:48		
21:25	21:33	22:09	22:18		
21:55	22:03	22:39	22:48	22:59	

★広島→呉便は広島市内での降車及び呉市内からの乗車はできません。

【お問い合わせ先】広島電鉄㈱ 広島南営業課 TEL 082-221-4385
中国ジェイアールバス㈱ 広島支店 TEL 082-845-6066

エアポートバス「呉広島空港線」

呉市と広島空港を結ぶ便利で快適なエアポートバス「呉広島空港線」。
空港へのアクセスにぜひご利用ください。

■運行便数 1日14便(7往復)
・呉駅前発着10便(5往復)
・クレイトンベイホテル発着4便(2往復)

■停留所 クレイトンベイホテル、呉駅前(8番乗り場)、本通3丁目、阿賀駅前、広島空港(1番乗り場)

■運賃 片道1,340円、往復(乗車券)2,300円
(※小児は半額、PASPY・ICOCA利用可)

■運行ダイヤ 航空機のダイヤ改正にあわせて、随時変更となります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】広島電鉄株式会社(運行事業者)
(月曜～金曜 9:00～18:00) 呉テレホンセンター TEL 0823-36-3626
〔テレホンセンター営業時間外〕 呉中央営業課 TEL 0823-36-2460

定期船時刻表 平成25年9月現在

広島～呉～松山観光港

■旅客フェリー（クルーズフェリー）

広島港	呉中央桟橋	松山観光港
5:45	→	8:10
6:45	7:30	9:25
8:15	9:00	10:55
9:20	10:05	12:00
11:20	12:05	14:00
12:25	13:10	15:05
13:55	14:40	16:35
15:10	15:55	17:50
17:15	18:00	19:55
19:45	20:30	22:25

松山観光港	呉中央桟橋	広島港
6:25	8:20	9:05
8:25	10:20	11:05
9:35	11:30	12:15
11:05	13:00	13:45
12:15	14:10	14:55
14:15	16:10	16:55
15:20	17:15	18:00
16:50	18:45	19:30
18:05	20:00	20:45
20:10	22:05	22:50

■高速船（スーパージェット）

広島港	呉中央桟橋	松山観光港
7:30	7:53	8:47
8:30	→	9:38
9:30	9:53	10:47
10:30	→	11:38
12:00	12:23	13:17
13:30	→	14:38
15:00	15:23	16:17
16:30	→	17:38
17:30	17:53	18:47
18:30	→	19:38
19:30	19:53	20:47
21:00	→	22:08

松山観光港	呉中央桟橋	広島港
7:00	→	8:08
8:00	8:55	9:17
9:00	→	10:08
10:00	10:55	11:17
11:30	→	12:38
13:00	13:55	14:17
14:30	→	15:38
16:00	16:55	17:17
17:00	→	18:08
18:00	18:55	19:17
19:00	→	20:08
20:30	21:25	21:47

※平成26年10月1日からの新ダイヤ

瀬戸内海汽船株式会社　TEL:082-253-1212

呉⟷江田島（小用港）

■フェリー・高速船

呉中央桟橋	小用港
6:08	6:18
6:47	7:07
6:56	7:07
7:23	7:34
7:40	8:00
7:50	8:00
8:18	8:28
8:35	8:55
8:46	8:56
9:25	9:45
10:15	10:35
11:30	11:50
12:20	12:40
13:50	14:00
14:22	14:42
15:12	15:32
16:00	16:20
16:50	17:10
17:30	17:40
18:10	18:30
18:20	18:30
19:00	19:20
19:35	19:45
20:30	20:40
21:37	21:47
22:42	22:52

小用港	呉中央桟橋
5:55	6:05
6:27	6:45
6:43	6:53
7:09	7:20
7:15	7:35
7:37	7:47
8:05	8:15
8:10	8:30
8:33	8:43
9:00	9:20
9:50	10:10
10:40	11:00
11:55	12:15
12:45	13:05
13:37	13:47
14:47	15:07
15:35	15:55
16:25	16:45
17:14	17:25
17:45	18:05
18:07	18:17
18:37	18:57
19:22	19:32
19:50	20:00
20:50	21:00
21:50	22:01

黒文字：フェリー　赤文字：高速船

（黄色）は、日・祝日 運休

瀬戸内シーライン株式会社
TEL:082-254-1701

呉⟷秋月

■旅客船

秋月	呉中央桟橋
6:40	6:53
7:15	7:28
7:45	7:58
9:30	9:43
12:30	12:43
16:50	17:03
17:50	18:03
19:00	19:13

呉中央桟橋	秋月
6:55	7:08
7:30	7:43
8:00	8:13
12:00	12:13
14:40	14:53
17:20	17:33
18:10	18:23
19:30	19:43

日曜日、元日、1月2日は終日運休

（黄色）は、土曜、祝日、盆、年末年始 運休

有限会社バンカー・サプライ
TEL:082-251-4354

天応（呉ポートピア）⟷江田島（切串）

■旅客フェリー

天応（呉ポートピア）	江田島（切串）
5:45	5:57
6:20	6:32
6:55	7:07
7:30	7:42
8:05	8:17
9:00	9:12
10:00	10:12
11:00	11:12
12:00	12:12
13:00	13:12
14:00	14:12
15:00	15:12
15:50	16:02
16:30	16:42
17:05	17:17
17:55	18:07
18:30	18:42
19:05	19:17
20:05	20:17
20:50	21:02

江田島（切串）	天応（呉ポートピア）
6:02	6:14
6:37	6:49
7:12	7:24
7:47	7:59
8:22	8:34
9:17	9:29
10:17	10:29
11:17	11:29
12:17	12:29
13:17	13:29
14:17	14:29
15:17	15:29
16:07	16:19
16:47	16:59
17:22	17:34
18:12	18:24
18:47	18:59
19:22	19:34
20:22	20:34
21:07	21:19

さくら海運株式会社 天応営業所
TEL:0823-38-8988

大長⟷竹原

■高速船

大長→竹原

大長	御手洗	明石	沖浦	天満	一貫目	めばる	竹原
6:35	―	6:41	6:46	6:55	6:57	7:07	7:19
8:15	―	8:21	8:26	8:35	8:37	8:47	8:59
9:50	9:55	10:02	10:07	10:16	10:18	10:28	10:40
―	―	―	―	―	―	11:45	11:57
14:02	―	14:08	14:13	14:22	14:24	14:34	14:46
17:20	―	17:26	17:31	17:40	17:42	17:52	18:04
19:01	―	19:07	19:12	19:21	19:23	19:33	19:45

竹原→大長

竹原	めばる	一貫目	天満	沖浦	明石	御手洗	大長
7:23	7:34	7:44	7:46	7:55	8:00	8:07	8:12
9:03	9:14	9:24	9:26	9:35	9:40	―	9:46
11:33	11:44	―	―	―	―	―	―
13:05	13:16	13:26	13:28	13:37	13:42	―	13:48
15:40	15:51	16:01	16:03	16:12	16:17	―	16:23
18:10	18:21	18:31	18:33	18:42	18:47	18:54	18:59
19:47	19:58	20:08	20:10	20:19	20:24	―	20:30

しまなみ海運株式会社　TEL:0848-64-8527

小長⟷明石

■旅客フェリー

小長	明石
6:15	6:30
6:55	7:10
7:35	7:50
8:58	9:13
9:38	9:53
11:35	11:47
12:50	13:05
15:05	15:17
16:15	16:27
17:35	17:50
18:12	18:24
19:40	19:52

明石	小長
6:35	6:50
7:15	7:30
7:55	8:10
9:18	9:33
9:58	10:13
11:52	12:04
13:10	13:25
15:22	15:34
16:32	16:44
17:55	18:07
18:29	18:41
19:55	20:07

赤文字は、土・日・祝日 運休
青文字は、毎週火曜のみ危険物輸送便として運航。（その他の曜日は平常運航。火曜であっても、危険物積載車両を搭載しない場合は普通便として運航。）

しまなみ海運株式会社
TEL:0848-64-8527